

令和5年

笛吹市議会  
第3回定例会会議録

令和5年9月 4日 開会

令和5年9月28日 閉会

山梨県笛吹市議会

笛吹市告示第141号

令和5年笛吹市議会第3回定例会を次のとおり招集する。

令和5年8月28日

笛吹市長 山下政樹

1. 期 日            令和5年9月4日    午後 1時30分
2. 場 所            笛吹市役所議場

○ 応招・不応招議員

応招議員（18名）

1番	岡	由子	2番	落合	俊美
3番	山田	宏司	4番	河野	正博
5番	河野	智子	6番	武川	則幸
7番	神澤	敏美	8番	神宮司	正人
9番	荻野	謙一	10番	保坂	利定
11番	野澤	今朝幸	12番	中村	正彦
13番	海野	利比古	14番	渡辺	清美
15番	中川	秀哉	17番	小林	始
18番	渡辺	正秀	19番	古屋	始芳

不応招議員（なし）

令和 5 年

笛吹市議会第 3 回定例会

9 月 4 日

令和5年笛吹市議会第3回定例会

1. 議事日程(第1号)

令和5年9月4日  
午後 1時30分開議  
於 議 場

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 議会関係諸般の報告  
日程第 4 市長行政報告並びに提出議案要旨説明  
日程第 5 決算審査報告  
日程第 6 報告第6号 令和4年度笛吹市財政健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について  
日程第 7 報告第7号 学校給食費に係る訴訟の提起における専決処分の報告について  
日程第 8 承認第8号 令和5年度笛吹市一般会計補正予算(第5号)の専決処分の承認を求めることについて  
日程第 9 議案第53号 笛吹市職員給与条例の一部改正について  
日程第10 議案第54号 笛吹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
日程第11 議案第55号 笛吹市社会体育施設条例の一部改正について  
日程第12 議案第56号 笛吹市社会教育施設条例の一部改正について  
日程第13 議案第57号 笛吹市博物館条例及び笛吹市青楓美術館条例の一部改正について  
日程第14 議案第58号 笛吹市火災予防条例の一部改正について  
日程第15 議案第59号 令和5年度笛吹市一般会計補正予算(第6号)について  
日程第16 議案第60号 令和5年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について  
日程第17 議案第61号 令和5年度笛吹市介護保険特別会計補正予算(第2号)について  
日程第18 議案第62号 令和5年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について  
日程第19 議案第63号 令和5年度笛吹市農業集落排水特別会計補正予算(第1号)について  
日程第20 議案第64号 令和5年度笛吹市境川観光交流センター特別会計補正予算(第1号)について  
日程第21 議案第65号 令和5年度笛吹市森林経営管理特別会計補正予算(第1号)について

- 日程第22 議案第66号 令和5年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第23 議案第67号 令和5年度笛吹市大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第24 議案第68号 令和5年度笛吹市稲山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第25 議案第69号 令和5年度笛吹市牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第26 議案第70号 令和5年度笛吹市大口山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第27 議案第71号 令和5年度笛吹市崩山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第28 議案第72号 令和5年度笛吹市名所山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第29 議案第73号 令和5年度笛吹市春日山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第30 議案第74号 令和5年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第31 議案第75号 令和5年度笛吹市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第32 議案第76号 令和5年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第33 議案第77号 令和4年度笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第34 議案第78号 令和4年度笛吹市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第35 議案第79号 令和4年度笛吹市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第36 議案第80号 令和4年度笛吹市介護サービス特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第37 議案第81号 令和4年度笛吹市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第38 議案第82号 令和4年度笛吹市農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第39 議案第83号 令和4年度笛吹市境川観光交流センター特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第40 議案第84号 令和4年度笛吹市森林経営管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第41 議案第85号 令和4年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第42 議案第86号 令和4年度笛吹市大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第43 議案第87号 令和4年度笛吹市稲山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第44 議案第88号 令和4年度笛吹市牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第45 議案第89号 令和4年度笛吹市大口山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第46 議案第90号 令和4年度笛吹市崩山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第47 議案第91号 令和4年度笛吹市名所山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第48 議案第92号 令和4年度笛吹市春日山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第49 議案第93号 令和4年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第50 議案第94号 令和4年度笛吹市水道事業会計決算認定について
- 日程第51 議案第95号 令和4年度笛吹市宮春日居地区温泉給湯事業会計決算認定について
- 日程第52 議案第96号 令和4年度笛吹市公共下水道事業会計決算認定について
- 日程第53 議案第97号 令和4年度笛吹市簡易水道事業会計決算認定について
- 日程第54 議案第98号 普通財産の譲与について
- 日程第55 議案第99号 動産の取得について（資機材搬送車購入（明許））
- 日程第56 議案第100号 動産の取得について（ひとり一台パソコン用シンクライアント端末購入）
- 日程第57 議案第101号 動産の取得について（指定避難所防災物品購入）
- 日程第58 議案第102号 市道廃止について
- 日程第59 議案第103号 市道認定について
- 日程第60 発議第4号 笛吹市議会会議規則の一部改正について
- 日程第61 常任委員の所属変更について
- 日程第62 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第63 東八代広域行政事務組合議会議員の選挙
- 日程第64 釈迦堂遺跡博物館組合議会議員の選挙

2. 出席議員は次のとおりである。(18名)

1番	岡	由	子	2番	落	合	俊	美		
3番	山	田	宏	司	4番	河	野	正	博	
5番	河	野	智	子	6番	武	川	則	幸	
7番	神	澤	敏	美	8番	神	宮	司	正	人
9番	荻	野	謙	一	10番	保	坂	利	定	
11番	野	澤	今	朝	幸	12番	中	村	正	彦
13番	海	野	利	比	古	14番	渡	辺	清	美
15番	中	川	秀	哉	17番	小	林	始		
18番	渡	辺	正	秀	19番	古	屋	始	芳	

3. 欠席議員

( な し )

4. 会議録署名議員

18番	渡	辺	正	秀	1番	岡	由	子
-----	---	---	---	---	----	---	---	---



5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（17名）

市 長	山 下 政 樹	教 育 長	望 月 栄 一
総 務 部 長	雨 宮 和 博	総合政策部長	返 田 典 雄
会 計 管 理 者	中 山 勲	市民環境部長	市 川 要 司
保健福祉部長	西 海 好 治	子供すこやか部長	中 村 富 之
産業観光部長	河 野 英 明	建 設 部 長	雨 宮 竜 也
公営企業部長	水 谷 和 彦	教 育 部 長	太 田 孝 生
総 務 課 長	小 林 匡	政 策 課 長	小 澤 宏 之
財 政 課 長	柿 嶋 信	消 防 長	鶺 川 功
代表監査委員	曾 根 哲 哉		

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	荻 野 重 行
議 会 書 記	宮 澤 ま な 美
議 会 書 記	古 屋 幹 仁

○議長（古屋始芳君）

ただいまの出席議員は17名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年笛吹市議会第3回定例会を開会いたします。

会議に入る前にご報告申し上げます。

笛吹市議会議員 前島敏彦君には去る7月17日にご逝去されました。

ここに慎んで哀悼の意を表し、ご報告申し上げます。

この際、故前島敏彦君のご冥福を祈り黙とうをささげたいと思います。

全員ご起立をお願いします。

（黙とう）

黙とうを終わります。

ご着席願います。

開会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

令和5年笛吹市議会第3回定例会の開会にあたりまして、7月17日に急逝された故前島敏彦議員に一言、言葉をささげさせていただきます。

今日ここに、令和5年笛吹市議会第3回定例会の開会にあたりまして、いつもの議員席にあなたのお姿を見ることができず、議員一同惜別の情を禁じ得ないところであります。

あなたは一宮町議会議員を経て、合併後は市議会議員として20年以上にわたり、ご活躍されました。目を閉じれば、あなたが熱心に活動する様々な場面が思い出されます。

あなたは、笛吹市議会議員、市議会の議会運営委員会委員長・総務・教育厚生・建設経済の3つの常任委員会委員長、山梨県市議会議長会会長、一部事務組合議会の議長などの要職を歴任され、市政発展のため多大な功績を残されました。市議会発足以来、これほどの要職を務めた議員はあなたをおいてほかにはおりません。

また、このたび、国家または公共に対し勲績のある者に授与される正六位旭日双光章の荣誉に輝かれました。これも、全身全霊をかけて笛吹市の発展のためにご尽力された賜物と存じます。支えて来られたご家族の皆さまにも敬意を表します。

あなたは細やかな心配りと人情味あふれる信念の人で、その崇高な人格と卓越した政治的手腕で、問題解決に精力的に活動されました。その優れた識見と情熱は、多くの市民から信頼と敬愛を集められました。

よわい67歳をもって、御永眠されましたことは、まことに痛恨の極みに堪えません。多年にわたります地方自治の発展と社会、公共のために尽くされたあなたのご功績は不滅のものであり、長く市民の心に残ることと思います。

あなたが目指した笛吹市の発展と市民の幸せにかける志は、私たち残されたものが引き継いでまいります。

生前のご遺徳をたたえ、ご家族皆さまの前途に限りない御加護を賜りますようお願いいたします。

それでは、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、日頃より市政の運営にご理解とご協力をいただいておりますことをまずもつ

て御礼申し上げます。

今議会は、市長より条例の改正および令和5年度補正予算、ならびに令和4年度決算など各種案件が提案されています。

会期中、格別のご精励を賜り、活発な審議をいただきますようお願いを申し上げまして、開会にあたりましてのあいさつといたします。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に願います。

また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくようお願いいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので念のため申し添えます。

本日の会議を開きます。

現在、夏季の軽装の取り組みが行われています。議場内での上着の着用は個人の判断に委ねます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

---

○議長（古屋始芳君）

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第79条の規定により

議席第18番 渡辺正秀君および

議席第1番 岡 由子君

の両名を会議録署名議員に指名いたします。

---

○議長（古屋始芳君）

日程第2 「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日9月4日から9月28日までの25日間としたいと思います。

これにご異議ございますか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日9月4日から9月28日までの25日間と決定しました。

---

○議長（古屋始芳君）

日程第3 「議会関係諸般の報告」を行います。

報告事項を申し上げます。

本日、荻野謙一議員より遅刻届が出されております。

また、副市長 深澤和仁君、農業委員会会長 増田敦君より欠席届が出され、これを受理しましたので報告いたします。

次に、本日までに受理した請願は、お手元にお配りした請願文書表のとおり、総務常任委員

会に付託いたします。

続いて、監査委員から令和5年5月分から令和5年7月分の例月出納検査の結果について報告がありました。お手元に配布してあります報告書により、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、市長ならびに行政委員会の長および委員に出席を求めたところ、お手元の名簿のとおり説明員の出席の通知がありました。

議会関係の出席状況等については、お手元に配布した活動報告のとおりです。

---

○議長（古屋始芳君）

日程第4 市長より行政報告ならびに日程第6 報告第6号から日程第59 議案第103号までを一括議題とし、提出議案に対する要旨説明を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

行政報告の前に、去る7月17日に急逝されました前島敏彦議員への追悼の言葉を申し上げます。

前島議員には、これまで様々な場面で、ご指導やご助言を賜ってまいりました。どっしりと大きく構えられ、大所高所に立つてのお話しは、私にとって大切なものであり、幾度となく助けていただいたものと感謝をしています。

思いやりと優しさに溢れた前島議員には、これからも政治の指南役としてお導きいただけるものと信じていたところでしたので、失った喪失感と悲しみは計り知れません。

この悲しみを乗り越え、前島議員からの教えを胸に、本市の更なる発展のために力を尽くしていくことこそが、私の恩返しだと思っています。

生前のご功績と市政発展へのご尽力に対しまして、深く敬意を表しますとともに、心から哀悼の意を表します。

改めまして、令和5年笛吹市議会第3回定例会の開会にあたり、提出した案件につきまして、その概要をご説明申し上げますとともに、前回定例会以降の行政運営の状況について申し述べ、議員各位ならびに市民の皆さまにご理解を賜りたいと存じます。

はじめに、消費喚起キャンペーン事業についてです。

市内の事業者支援とともに、昨年7月に本市を含む峡東地域の農業が世界農業遺産に認定されたことを記念して、6月1日から7月31日まで、PayPayを利用した「未来へつなごう笛吹・祝世界農業遺産最大30%戻ってくるキャンペーン」事業を実施をしました。

令和3年度に3カ月間行った同様の事業では、対象店舗が約800店舗、決済総額が約19億円でしたが、今回は、2カ月間の実施で、対象店舗が約1千店舗、決済総額が約37億円となり、市内外の大勢の方々にご利用いただき、地域経済の活性化に寄与できたと考えています。

また、祝世界農業遺産と銘打ったキャンペーンは、対象店舗に掲げたのぼり旗、掲示されたポスター、PayPay株式会社の広告により、世界農業遺産の認定を広く周知することができました。

次に、笛吹市夏祭りについてです。

7月20日から8月17日までの間、「笛吹川石和鶺鴒」を計16回実施し、延べ1万2,500人が訪れました。新型コロナウイルス感染症の影響により少なかった外国人観光客の方々も、今年は大勢訪れ、全国でも珍しく、伝統ある徒歩鶺鴒の実演に加え、鶺鴒匠体験を楽しんでい

ました。

8月19日と26日には「石和温泉花火大会」を実施し、延べ5万人を超える方が訪れました。今年は2日間の分散開催として、両日とも約3,500発の花火を打ち上げ、大輪の花が笛吹の夏の夜空を彩りました。

次に、県中学校総合体育大会の結果についてです。

7月25日から30日まで県中学校総合体育大会が開催され、選手は積み重ねてきた練習の成果を精いっぱい発揮しました。

石和中学校の弓道男子個人、御坂中学校の剣道男子個人、浅川中学校の相撲団体、春日居中学校の共通女子100メートルハードルで優勝したほか、上位入賞も多数あり、優秀な成績を収めました。

上位入賞を果たした個人および団体は、県代表として関東大会や全国大会に出場して、おおいに健闘をしました。

次に、笛吹市多目的芝生グラウンド整備基本計画説明会についてです。

8月24日、25日の2日間、いちのみや桃の里ふれあい文化館で、市民の皆さまを対象にした笛吹市多目的芝生グラウンド整備基本計画の説明会を開催をしました。2日間で延べ298人にご出席をいただく中、基本計画で示した整備目的、整備方針、導入する施設、整備候補地、概算事業費、スケジュールなどを説明しました。

説明会では、市民の皆さまが整備に関し疑問に思っていることにお答えする、質疑応答の時間も設け、本市が進めている多目的芝生グラウンドの整備について、理解を深めていただけたと思っています。

今後は、整備候補地の地元の皆さま、また、地権者の皆さまに、整備内容等について説明をしていきます。

次に、子育て世帯への食料支援についてです。

本市では、認定NPO法人フードバンク山梨と連携を図る中、平成28年度から、夏休みや冬休みなどの学校給食が提供されない期間を中心に、子どもの食事が安定して確保されるよう、食料支援を行っています。

今年度は、フードバンク山梨の取組である「こども家庭プロジェクト」で7月、8月、12月に、本市独自の取組である「子ども家庭支援事業」で10月と3月に、子育て中の生活困窮世帯へ食料支援を行うこととしており、7月と8月には、市内の約200世帯へ食品を発送しました。

この官民が連携して行う食料支援は、全国でも注目されており、7月31日にはNHKにおいて全国放送されました。

次に、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業についてです。

本市では、物価高騰による負担が増加していることを踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯を対象に1世帯当たり3万円を給付することとしています。

7月11日には、対象の約7,200世帯に対し、支給要件や振込口座などを確認する書類を送付しました。返送された書類を確認後、順次振り込みを行っており、8月31日現在、5,493世帯に給付金を給付しています。

次に、学校給食アレルギー対応事業についてです。

御坂学校給食共同調理場および八代学校給食センターでは、小・中学校の夏休みを利用し、

食物アレルギーに対応した除去食を作るアレルギー専用調理室を設置する改修工事を行いました。これにより、御坂および八代地域の小・中学校では、2学期から、アレルギー原因物質である牛乳、卵、えびを除いた給食を提供できるようになりました。

令和6年度は、石和中学校調理場および春日居学校給食共同調理場においても改修工事を予定しています。今後も、食物アレルギーを持つ児童生徒が給食の時間を安心かつ楽しく過ごせるよう、また、お弁当を作る保護者の負担軽減が図られるよう、良好な給食環境の確保に努めていきます。

次に「津田青楓展」の開催についてです。

本市では、京都に生まれ、着物の図案制作や油絵、日本画、書など多方面に活躍した津田青楓の作品を多数所蔵しています。

それらの作品を多くの方にご覧いただき、魅力を知ってもらうため、9月7日から令和6年3月10日まで、青楓美術館において「青楓作品との対話」と題して、市内の小学生が青楓の作品を見て書いた鑑賞文と、その題材になった作品を展示します。

また、9月9日から12月17日まで、春日居郷土館において、「津田青楓～20世紀最後の文人画家～」と題した企画展を開催し、青楓が洋画を離れ、伝統的な日本画の探求を進めてから晩年までの作品を紹介します。

次に「スポーツ講演会」の開催についてです。

10月14日、スコレーセンターにおいて、小平奈緒さんのトークショーが開催されます。小平さんは、平昌オリンピックスピードスケート女子500メートルでの金メダルをはじめ、国内外の大会で37連勝という輝かしい成績を残し、昨年現役を引退されました。

今回のトークショーでは、トップアスリートとして世界の舞台で活躍を続けてきたその体験やこれまでの競技人生からの学びなどをお話しいたします。

スポーツの楽しさ、夢を持つことの素晴らしさを感じていただけるよう、大勢の市民の皆さまに観覧いただきたいと思えます。

次に、笛吹市秋祭り川中島合戦戦国絵巻についてです。

11月5日に開催を予定している「川中島合戦戦国絵巻」は、参加者だけでなく観覧している方々にも楽しんでいただけるよう、昨年に引き続き、シナリオに沿った合戦に加え、綱引きや大玉転がしといった競技性を持たせた内容を盛り込みます。

また、武田信玄公役に空手家の角田信朗さんに出演いただき、入陣の際には仮橋付近まで馬で登場する演出や新たに山梨県弓道連盟笛吹支部の皆さまによる弓隊の演舞も予定しています。

続きまして、本日、提出しました案件につきまして、概要をご説明申し上げます。

提出した案件は、報告案件2件、承認案件1件、条例案6件、補正予算案18件、決算認定21件、その他の議案6件、合わせて54件です。

はじめに、報告案件です。

「令和4年度笛吹市財政健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について」は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、監査委員の意見書を付して報告するものです。

令和4年度決算における主な健全化判断比率の状況は、「実質公債費比率」は7.5%で、前年度より0.7ポイント減少しました。「将来負担比率」については、将来負担すべき額を充当可能財源が上回ったことから、数値は算出されませんでした。

全ての指標が、自治体における「早期健全化基準」を下回っている状況にあり、引き続き健全な財政運営に努めていきます。

次に、「学校給食費に係る訴訟の提起における専決処分の報告について」は、笛吹市学校給食費滞納対策実施要綱の規定に基づき、支払督促を求める訴訟の規定を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、議会に報告するものです。

続きまして、承認案件です。

「令和5年度笛吹市一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについて」は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ1億4,008万円を追加し、総額を409億9,673万円としたものです。

これは、令和5年6月1日から7月31日までの2カ月を期間とした、笛吹市消費喚起キャンペーン事業について、ポイント付与額が当初想定額を上回ったことから、7月26日付けで専決処分したものです。

続きまして、条例案です。

まず、「笛吹市職員給与条例の一部改正について」は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部が改正され、職員の派遣が可能となる時期および手当の名称が変更したことに伴い、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、国の放課後児童健全育成事業の内容について定める通知が改正され、放課後児童支援員の研修修了予定者の範囲が変更したことに伴い、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市社会体育施設条例の一部改正について」は、笛吹市御坂中央弓道場の除却に伴い、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市社会教育施設条例の一部改正について」は、笛吹市御坂農村環境改善センターの除却および笛吹市御坂生涯学習センターの設置に伴い、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市博物館条例および笛吹市青楓美術館条例の一部改正について」は、博物館法の一部が改正され、いずれも同法からの引用箇所を改めるため、また、笛吹市青楓美術館条例は、観覧料に係る権限者を市長に改めるため、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市火災予防条例の一部改正について」は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が一部改正され、急速充電設備等に係る火災予防上必要な措置が見直されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

続きまして、補正予算案です。

まず、「令和5年度笛吹市一般会計補正予算（第6号）について」は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ13億476万円を追加し、総額を423億150万円とするものです。

歳入の主なものとして、市税は、現年分の調定額が確定したことに伴い市民税個人現年課税分2億1千万円を減額しました。国庫支出金は、社会資本整備総合交付金や保育所等施設整備事業交付金など1,027万円を減額しました。

また、県支出金に、農業振興事業費補助金、もも産地競争力強化支援事業費補助金、地域介護福祉空間整備等施設整備補助金など1億1,941万円を追加しました。

さらに、前年度繰越金として12億5,020万円を追加をしました。

歳出の主なものは、各地区から要望のあった道路や水路の改良等の早期実施を図るため、道

路維持管理事業、水路整備事業に合わせて4, 893万円を追加しました。

また、令和5年6月2日の豪雨により、御坂町藤野木地内の市道の一部が崩壊する被害があったことから、災害復旧事業に614万円を計上しました。

このほか、産地パワーアップ事業に7, 152万円、基金積立金に8億180万円、生活保護扶助費国庫負担金など、前年度事業費確定に伴う国県支出金返還金として総額2億1, 189万円などを追加しました。

次に、特別会計の補正予算案です。

「国民健康保険特別会計」をはじめ15会計について、総額13億3, 074万円を追加するものです。

次に、企業会計の補正予算案です。

「水道事業会計」および「公共下水道事業会計」の2会計において、総額4, 925万円を追加するものです。

続きまして、「令和4年度の決算について」です。

一般会計歳入歳出決算については、歳入総額が435億5, 720万円、歳出総額が405億5, 698万円の決算となりました。

歳入歳出差引額は30億22万円で、そのうち翌年度に繰り越すべき一般財源は12億994万円であり、これを差引いた実質収支額は17億9, 028万円となりました。

その他、特別会計16案件、企業会計4案件につきまして、地方自治法および地方公営企業法の規定により、監査委員の意見を付して提案するものです。

詳細については、後ほど会計管理者からご説明を申し上げます。

続きまして、その他の議案です。

まず、「普通財産の譲与について」は、市の普通財産で、現在「御みたけ神社」がある雑種地を、八王子神社へ譲与することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決をお願いするものです。

次に、「動産の取得について」は、消防本部の資機材搬送車、ひとり一台パソコン用シンククライアント端末および指定避難所防災物品の購入に伴い、笛吹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分を定める条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものです。

次に、「市道の廃止について」および「市道の認定について」は、新環状道路の延長工事に伴い市道の再整備が必要となったため、市道2路線を廃止し、同路線を再整備後、改めて市道認定することについて、道路法第8条第2項および第10条第3項の規定により、議会の議決をお願いするものです。

いずれの案件につきましても、その末尾に提案理由を付記しておりますので、詳しくは、それによりましてご確認をお願いいたします。

以上、今定例会に上程しました案件について、提案理由をご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（古屋始芳君）

市長の説明が終わりました。

続きまして議案第77号から議案第97号、決算認定に伴う案件につきまして、会計管理者から補足説明があります。



会計管理者、中山勲君。

○会計管理者（中山勲君）

ただいま、市長が提案いたしました議案第77号の一般会計から議案第97号の企業会計までの決算認定21案件について、お手元の「令和4年度笛吹市一般会計・特別会計・企業会計歳入歳出決算書」に基づきまして、一括して決算内容の補足説明をさせていただきます。

なお、概要の説明となりますので、金額につきましては、1万円未満は省略をさせていただきます。

決算書2ページ、3ページ、次の4ページ、5ページをご覧ください。

令和4年度一般会計および16の特別会計の歳入歳出決算総括表です。

4ページ、5ページ、一番下の合計欄になりますが、歳入額の合計は611億4,930万円、歳出額の合計は567億7,184万円、差引残額である歳入歳出差引過不足額の合計は、43億7,745万円となりました。

それでは、個々の会計について、ご説明します。

まず、議案第77号「令和4年度笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について」です。

歳入については、8ページからになります。

なお、歳入については、主なものを収入済額でご説明します。

第1款市税は、収入済額89億9,616万円で、歳入全体の20.6%を占めています。

なお、過年度分を含めた、市税全体の収納率は95.0%でした。

次に、第2款地方譲与税ですが、2億6,889万円でした。

続いて、第3款利子割交付金から第10款地方特例交付金まで、各種交付金は総額で20億4,851万円でした。

第11款地方交付税は90億9,165万円で、歳入全体に占める割合は20.9%でした。

10ページ、11ページをご覧ください。

第15款国庫支出金は61億6,609万円、第16款県支出金は25億5,780万円でした。

第18款寄附金は32億4,949万円、第19款繰入金は41億7,645万円、第20款繰越金は24億7,758万円でした。

12ページ、13ページをご覧ください。

第22款市債は35億6,064万円でした。

令和4年度歳入決算額は435億5,720万円で、前年度と比べ、6億2,380万円の増額となりました。

続いて、歳出に移ります。14ページからです。

歳出は、支出済額でご説明します。

第1款議会費は、支出済額2億4,031万円、執行率は96.0%でした。

第2款総務費は49億8,443万円で、執行率は92.1%でした。

第3款民生費は123億5,190万円で、歳出の中では最も大きな支出であり、歳出全体の30.5%を占めています。なお、執行率は88.2%でした。

次に、第4款衛生費は23億5,022万円、執行率は75.6%でした。

第5款労働費は1,189万円、執行率96.5%、第6款農林水産業費は11億7,422万円、執行率75.9%、第7款商工費は13億6,309万円、執行率55.3%、第8款土

木費は34億5,102万円、執行率は80.7%でした。

続きまして、16ページ、17ページをご覧ください。

第9款消防費は12億2,541万円で、執行率88.5%、第10款教育費は42億4,275万円で、執行率は87.1%でした。

以降、第12款公債費52億6千万円、第13款諸支出金39億168万円でした。

以上、歳出合計は405億5,698万円で、前年度と比べ1億116万円の増額となり、歳出全体の執行率は86.8%でした。

18ページをご覧ください。一般会計の結果です。

歳入金435億5,720万円、歳出金405億5,698万円、歳入歳出差引額は30億22万円となりました。

次にページが飛びますが、298ページをご覧ください。

実質収支に関する調書になります。

歳入歳出差引額までは、ただいまご説明したとおりですが、翌年度へ繰り越しすべき財源について、繰越明許費繰越額11億5,485万円、事故繰越し繰越額が5,508万円、これらを歳入歳出差引額から除いた実質収支額は、17億9,028万円となりました。

以上が、一般会計決算の概要です。

続いて、特別会計についてご説明します。

300ページ、301ページをご覧ください。

議案第78号「令和4年度笛吹市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」です。

歳入のうち、第1款国民健康保険税の収入済額は19億4,518万円、国民健康保険税全体の収納率は88.5%でした。

歳入合計は84億5,102万円、前年度と比べ2.2%、1億8,444万円の減額となりました。

続いて、歳出です。302ページ、303ページをご覧ください。

第2款保険給付費は53億1,647万円で、前年度と比べ1.0%、5,345万円の増額となりました。

歳出合計は78億821万円、前年度と比べ3.1%、2億4,803万円の減額となりました。

結果について、304ページをご覧ください。

歳入歳出差引額は、6億4,281万円となりました。

以上が、国民健康保険特別会計決算の概要です。

次に、330ページ、331ページをご覧ください。

議案第79号「令和4年度笛吹市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」です。

主な歳入ですが、第1款保険料は14億3,895万円、収納率は96.7%でした。

歳入合計は71億5,260万円、前年度と比べ1.9%、1億3,101万円の増額となりました。

続いて、歳出です。332ページ、333ページをご覧ください。

第2款保険給付費は60億8,688万円で、前年度と比べ1.3%、8,290万円の増額となりました。

歳出合計は65億6,984万円で、前年度と比べ0.5%、3,173万円の減額となり

ました。

結果について、次の334ページをご覧ください。

歳入歳出差引額は、5億8,275万円となりました。

以上が、介護保険特別会計決算の概要です。

次に、364ページ、365ページをご覧ください。

議案第80号「令和4年度笛吹市介護サービス特別会計歳入歳出決算認定について」です。

歳入合計は1,274万円で、前年度と比べ2.1%、26万円の増額となりました。

続いて、歳出です。366ページ、367ページをご覧ください。

歳出合計は1,274万円で、前年度と比べ43.9%、388万円の増額となりました。

結果について、次の368ページをご覧ください。

歳入歳出差引額は0となりました。

以上が、介護サービス特別会計決算の概要です。

次に、376ページ、377ページをご覧ください。

議案第81号「令和4年度笛吹市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」です。

主な歳入ですが、第1款後期高齢者医療保険料は7億4,547万円、収納率は99.6%でした。

歳入合計は17億2,454万円で、前年度と比べ8.2%、1億3,122万円の増額となりました。

続いて、歳出です。378ページ、379ページをご覧ください。

歳出合計は17億817万円、前年度と比べ8.5%、1億3,411万円の増額となりました。

結果について、次の380ページをご覧ください。

歳入歳出差引額は、1,636万円となりました。

以上が、後期高齢者医療特別会計決算の概要です。

次に、392ページ、393ページをご覧ください。

議案第82号「令和4年度笛吹市農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について」です。

歳入合計は8,033万円で、前年度と比べ13.3%、940万円の増額となりました。

続いて、歳出です。394ページ、395ページをご覧ください。

歳出合計は4,625万円で、前年度と比べ11.0%、459万円の増額となりました。

結果について、次の396ページをご覧ください。

歳入歳出差引額は、3,408万円となりました。

以上が、農業集落排水特別会計決算の概要です。

次に、408ページ、409ページをご覧ください。

議案第83号「令和4年度笛吹市境川観光交流センター特別会計歳入歳出決算認定について」です。

歳入合計は7,560万円で、前年度と比べ30.4%、3,305万円の減額となりました。

続いて、歳出です。410ページ、411ページをご覧ください。

歳出合計は5,990万円で、前年度と比べ29.1%、2,463万円の減額となりました。

結果について、次の412ページをご覧ください。

歳入歳出差引額は、1,570万円となりました。

以上が、境川観光交流センター特別会計決算の概要です。

次に、420ページ、421ページをご覧ください。

議案第84号「令和4年度笛吹市森林経営管理特別会計歳入歳出決算認定について」です。

歳入合計は、2,666万円。

続いて、422ページ、423ページ、歳出合計は、677万円でした。

結果について、次の424ページをご覧ください。

歳入歳出差引額は、1,988万円となりました。

以上が、森林経営管理特別会計決算の概要です。

次に、議案第85号から議案第93号までの9議案につきましては、いずれも令和4年度「恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について」でありますので、一括して説明をいたします。

432ページからになります。

黒駒山財産区ほか8財産区の歳入総額は6,857万円、歳出総額は295万円となりました。歳入歳出差引額6,561万円については、翌年度への繰り越しとなりました。

財産区特別会計については、いずれも財産区の管理運営を行っており、管理会の活動費などに予算執行されたものです。

それぞれの決算額については、432ページから538ページまでの、各財産区管理会特別会計決算書のとおりとなりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

一般会計および16の特別会計の決算については、以上です。

なお、540ページから546ページに「財産に関する調書」がございます。

この中には市の公有財産、備品、基金等などの詳細が記載されておりますので、併せて参考にさせていただきたいと思います。

それでは、次に4つの企業会計の決算です。548ページをご覧ください。

議案第94号「令和4年度笛吹市水道事業会計決算認定について」です。

収益的収入及び支出のうち収入ですが、第1款の水道事業収益は、決算額17億8,833万円となり、前年度と比べ3.6%、6,232万円の増額となりました。

支出ですが、第1款の水道事業費用の決算額は17億5,171万円となり、前年度と比べ5.4%、8,922万円の増額となりました。

次に、549ページの資本的収入及び支出のうち収入ですが、第1款の資本的収入は、決算額3億3,748万円となりました。

支出ですが、第1款の資本的支出は、決算額8億8,962万円となりました。

支出に対する収入の不足額5億5,213万円は、当年度損益勘定留保資金などで補てんしました。

以上が、水道事業会計決算の概要です。

次に、578ページをご覧ください。

議案第95号「令和4年度笛吹市宮春日居地区温泉給湯事業会計決算認定について」です。

まず、収益的収入及び支出のうち収入ですが、第1款の温泉事業収益は、決算額9,033万円となりました。

また、支出ですが、第1款の温泉事業費用の決算額は8,181万円となりました。

以上が、温泉給湯事業会計決算の概要です。

次に、594ページをご覧ください。

議案第96号 「令和4年度笛吹市公共下水道事業会計決算認定について」です。

収益的収入及び支出のうち収入ですが、第1款の下水道事業収益は決算額19億2,834万円となりました。

支出ですが、第1款の下水道事業費用の決算額は、17億6,530万円となりました。

続いて、595ページの資本的収入及び支出のうち収入ですが、第1款の下水道事業資本的収入は、決算額10億1,727万円となりました。

対して、支出ですが、第1款の下水道事業資本的支出の決算額は、16億7,348万円となりました。

支出に対する不足額6億5,620万円は、当年度損益勘定留保資金等で補てんしました。

以上が、公共下水道事業会計決算の概要です。

次に、632ページをご覧ください。

議案第97号 「令和4年度笛吹市簡易水道事業会計決算認定について」です。

収益的収入及び支出のうち収入ですが、第1款の簡易水道事業収益は、決算額2,558万円となりました。

支出ですが、第1款の簡易水道事業費用の決算額は、2,170万円となりました。

続いて、633ページの資本的収入及び支出のうち収入ですが、第1款の資本的収入は、決算額95万円となりました。

支出ですが、第1款の資本的支出の決算額は、190万円となりました。

支出に対する不足額95万円は、過年度分消費税資本的収支調整額等で補てんしました。

以上が、簡易水道事業会計決算の概要です。

なお、本市の決算について、「令和4年度決算概要及び主要施策成果報告書」を別冊で配布させていただきました。

この中に令和4年度の一般会計、特別会計および企業会計の主要な施策の事業概要が記載されておりますので、併せて決算の参考にしていただきたいと思います。

以上で、令和4年度における笛吹市の会計決算内容の補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（古屋始芳君）

以上で会計管理者の説明が終わりました。

---

○議長（古屋始芳君）

日程第5 代表監査委員より決算審査の結果につきまして意見・報告を求めます。

代表監査委員、曾根哲哉君。

○代表監査委員（曾根哲哉君）

代表監査委員の曾根でございます。

令和4年度の笛吹市一般会計、各特別会計、企業会計につきまして、お手元の決算審査意見書に基づき、ご報告申し上げます。

まず、一般会計からご報告申し上げます。

笛吹市一般会計、特別会計、歳入歳出決算および基金運用状況、審査意見書の1ページをご覧ください。

(3)の審査の方法は、決算書および各主管部局から提出されました審査資料に基づき関係帳簿、証ひょう書類により、計数を証査するとともに、関係職員から説明を徴取し、決算額の正否、予算執行状況および財政状況の適否等について、審査を執行しました。

(4)の審査の結果ですが、決算書および各種調書は、それぞれ関係法令に準拠して作られており、決算計数はいずれも関係帳簿、証ひょう書類と符合し、かつ正確であると認められました。

また、決算の内容、予算執行についても、適正妥当であると認められました。

2ページから一般会計の歳入歳出に係る各種決算表となっております。

一般会計の審査意見につきましては、38ページから記載しておりますので、38ページをお開きください。

7行目からですが、令和4年度一般会計の決算状況は、歳入総額435億5,720万円、歳出総額405億5,698万円で、形式収支額は30億22万円、翌年度へ繰り越すべき財源、12億994万円を差し引いた実質収支額は17億9,028万円となり、黒字決算でありました。

主なものを申し上げますと、歳入につきましては、前年度より6億円余り増加しています。

このうち、市税が前年度より5億円弱増加し、寄附金、繰入金が25億円余り増加しましたが、国庫支出金が17億円余り大幅に減少しました。

歳出につきましては、前年度より約1億円増加しています。

このうち、教育費が中学校校舎等改修改築事業等で12億円弱増加していますが、商工費は5億円余り減少し、土木費も6億円弱減少しています。

39ページの中段になりますが、こうした中、歳入の増加を図るためには、移住・定住事業や優良企業の誘致等、生産年齢人口の増加対策の充実が求められます。

一方、歳出につきましては、社会保障費の増大とともに、ウクライナ情勢の影響による物価高騰、子育て支援対策、防災・減災対策、公共施設の適切な維持更新など、新たな行政課題への対応により、財政負担が見込まれることから、的確な予算編成と効率的な予算執行を通じ、健全な財政運営に努めるよう望みます。

そこで今後、次の諸点に留意しながら取組をお願いします。

40ページをお願いします。上から10行目あたりです。

まず、事務処理の適正化についてです。

おおむね適正な事務処理が行われていることが確認されましたが、今後も事務事業の検証、見直し、研究をしっかりと行い、リスク管理についても十分に留意しながら、全体を見て、市の運営に支障をきたさないよう、対応をお願いします。

また、日頃から市民の貴重な税金により運営されているということを念頭に、業務遂行にあたっては細心の注意を払い、関係する条例や諸規定を遵守するとともに、組織としての内部統制を整備し、市民の負託に応えられるよう鋭意努力をお願いします。

次に、危機管理体制の確立についてです。

近年、災害が激甚化、多発化しています。災害発生時に、市政運営を停滞させることなく対処するため、危機管理体制の充実が求められます。

市民の生命・財産を守るためには、さらに市民の自助・共助の防災意識を高め、日常での避難情報の理解や行動計画など、いざという時の実効性確保の観点から充実・強化をお願いします。

また、災害廃棄物処理計画に基づく災害ゴミの対応や個別避難計画の策定も含め、対応や研究を進めるようお願いします。

消防本部においては、災害時における人員配備および高度な技術・装備を十分発揮することのできる体制の整備について、近隣消防本部との連携および比較・検証を行うなど、整備強化に努めるよう望みます。

次に、41ページ、情報環境関連事業についてです。

近年、AIの進化やDX、ICTの活用等の動きは加速しており、住民に身近な行政を担う自治体の役割が極めて重要となっています。デジタルの活用により住民誰もが便利で快適に暮らせるよう、また、迅速で確実に提供できるよう活用方法を十分研究、検討をしていただきたいと思います。

次に、観光・産業・まちづくり関連事業についてです。

現在、観光ニーズは多種多様化しており、その移り変わりの速さや、求められるクオリティの高さ、価値観の変化など、今まで以上に多面的な視点での施策展開が必要となっています。

その中で、地域環境資源を保存・継承しながら、新しい観光資源として開発や発展に取り組み、本市の主要産業の一つである観光の振興を図られるよう望みます。

また、農業振興においては、担い手の確保と耕作放棄地への対応が課題となっています。最近、収益性の高い作物を中心に新規就農者の方も増えてきていますが、販路開拓や農地の紹介、技術指導等、各種支援施策等をさらに充実し、農業の維持拡大を一層図られるよう望みます。

利便性が高く、住みやすいインフラ整備等、まちづくり事業を通じて市民誰もが住んで良かった、また、住みたくなる市となるような施策を進めていただくようお願いします。

次に、子育て、教育関連事業についてです。

子育て支援事業については、虐待、ネグレクト等の早期発見・早期対応にもつながる訪問事業や地域とともに育児や子育ての相互援助活動の促進を促す、ファミリーサポートセンター事業について、さらにより良い施策が展開されることを期待いたします。

また、令和4年度学校給食費の公会計化により、職員の負担軽減、事務の効率化が図られたこと、評価いたしたいと思います。

今後も国・県を挙げての子育て支援策の展開が予想される中で、保育や学校現場において、様々な課題、問題を把握しながら、子どもたちがこころ豊かに暮らせる環境づくりに一層努められるよう望みます。

次に、42ページ、保健衛生関連事業についてです。

高齢者が健康で生きがいのある生活が送れるよう、「健康寿命を延ばす事業」が大事であります。フレイル予防や高齢者の社会参加活動の支援等、地域事情に合わせた事業の実施を行い、医療費の抑制につなげるようお願いします。

また、障がいの有無にかかわらず、誰もが共生できる地域社会となるような事業実施支援にも取り組んでいただきたいと思います。

上記のように変化する時代への課題や取組の中で、次の項目に配慮し行財政運営に取り組んでいただきたいと思います。

まず、1つ目の市税および料金等の収納率の向上についてです。

令和4年度末の一般会計において、市の歳入の根幹をなす市税および負担金や使用料等の収入未済額については、積極的な取り組みの結果、昨年度に比べ1億4,268万円減少しましたが、4億5,040万円の未済額があります。厳しい財政状況の中で自主財源を確保するためには、収納率の向上や収入未済額の解消は極めて重要であります。

収入未済額の解消に向けて、市民負担の公平性を図る観点から、回収にあたっては、滞納の実態に即した、きめ細かい収納対策が必要です。

滞納債権については、内容をしっかりと見極める中で有効な時効中断手続きを講ずるなど、安易に時効の成立を招くことがないように努めてください。

また、関係法令に基づいた収納体制の強化と歳入項目を所管する庁内各部門との連携を強化し、収納率向上への積極的な対応・取り組みに努められるようお願いいたします。

次に、補助金、交付金についてです。

補助金・交付金対象事業の実施にあたっては、公平かつ市民の福祉や生活の向上等に効果があるか否かの観点に立って、慎重かつ十分な検討をお願いします。

特に、各種財政援助団体等の交付先における活動内容や会計処理について、事業報告等の聴取や書類提出の確認を通じて、当初申請の目的や計画が適切に実行されているか、また、市民・事業者などにプラスの効果が期待できているか等を十分に検証するとともに、団体への助言指導をお願いします。

次に、随意契約についてです。

業務委託において、随意契約が多い状況です。事務執行上やむを得ない場合もありますが、随意契約は、事業実施の迅速性が確保できる反面、経済性確保という観点からは、競争入札に比べて必ずしも有利とは言えません。複数の業務を分割して随意契約とし、委託している事業が散見されますが、契約額の抑制からも、また職員の業務軽減の観点からも、集約できるものは見直しされるようお願いいたします。

なお、やむを得ない随意契約や安価な事業であっても、必ず複数の事業者から見積もりを徴する等、競争原理を働かせ、透明性と公平性の観点に立って、適切な契約手続きを執行するようお願いいたします。また、特命随意契約においても十分検討・検証されるよう望みます。

次に、委託事業についてです。

事業委託については、委託の内容から委託先との継続的契約が見られますが、委託先決定においては、業務委託の内容、必要人員・時間や価格の妥当性、ランニングコスト等、十分かつ慎重に検討してください。

工事関連委託については、工事内容の精査、委託事業者との内容確認、工事現場での工程確認等を徹底し、適正な契約行為がなされるよう努められることを望みます。

次に、指定管理者制度の検証についてです。

指定管理者制度は、行政改革の一環として導入されている制度であり、施設運営面のサービス向上により、利用者の利便性の向上が図られることが目的です。

指定管理者から必要な報告等を定期的に徴し、財務状況等の把握、市や市民が望む目的が十分に達成されているか否かを検証し、次年度以降の事業に活かされるよう努めていただきたいと思います。また、民営化によりサービスの向上が図られる施設については、十分慎重な検討をお願いします。



以上の点を踏まえ、一般会計においては、継続的な改善と持続可能な財政運営に取り組まれることを期待いたします。

次に、特別会計です。

まず、国民健康保険特別会計についてです。

資料は44ページからですが、審査意見は46ページ下段に記載していますので、ご覧ください。

歳入総額84億5,102万円、歳出総額78億821万円で、歳入歳出差引残額6億4,281万円となっています。

国民健康保険税の収入未済額は、2億2,602万円となっています。

滞納世帯に対しては、明確な基準を設けながら適正に対応し、収入未済額が縮減されるよう、より一層徴収の強化をお願いします。

次に、介護保険特別会計についてです。

49ページの審査意見をご覧ください。

歳入総額71億5,260万円、歳出総額65億6,984万円で、歳入歳出差引残額5億8,275万円となっています。

介護保険料の収入未済額は、3,444万円となっています。

介護保険事業の安定継続のためにも、収納率向上と不納欠損額の縮減に努めていただくようお願いいたします。

次に、介護サービス特別会計についてです。

50ページ下段の審査意見をご覧ください。

歳入総額および歳出総額とも1,274万円で、差引残額0円です。

介護サービス事業は、北部長寿包括支援センターが今年度から民間へ事業委託されたことに伴い、介護サービス特別会計は廃止されることになりましたが、今後も委託先等と連携を図り、事業の成果の検証等を十分に行い、予防プランの評価、見直しの指導をお願いします。

次に、後期高齢者医療特別会計についてです。

52ページ下段の審査意見をご覧ください。

歳入総額17億2,454万円、歳出総額17億817万円で、歳入歳出差引残額1,636万円となっています。

なお、保険料の滞納額は、前年度より150万円余り減少しています。

今後も、医療費の抑制にもつながるような健康づくり事業等への積極的な取り組みをお願いします。

次に、農業集落排水特別会計についてです。

53ページをご覧ください。

上段の表のとおり歳入額8,033万円、歳出額4,625万円で、歳入歳出差引残額3,408万円となっています。

排水処理施設等の維持管理、起債の償還が歳出の主なものとなります。

また、収入未済額については、公平性の面からも収納対策を講じられるようお願いいたします。

次に、境川観光交流センター特別会計についてです。

54ページをご覧ください。

上段の表のとおり歳入額7,560万円、歳出額5,990万円で、形式収支、実質収支額

とも1, 570万円となっております。

境川観光交流センターについては、運営開始以降、利用者も順調に増えていますが、これまでの利用者の定着と共に、新たな利用者の獲得を目指し、利用状況の検証を行いながら、運営方法の見直しを適宜行っていただくようお願いします。

次に、森林経営管理特別会計についてです。

55ページをご覧ください。

上段の表のとおり歳入額2,666万円、歳出額677万円で、歳入歳出差引残額は1,989万円となっております。

森林経営管理特別会計は、森林環境税及び森林環境譲与税を財源とし、森林整備、森林経営管理に特定されている事業を展開しています。

事業を円滑に進め、災害防止や地球温暖化防止などのためにも、森林の公益的機能の適正な管理を進めるようお願いします。

次に、財産区管理会特別会計についてです。

9つの財産区の決算状況が56ページから61ページにありますが、各財産区とも構成員の高齢化が進み、管理が大変難しい状況であるとお聞きしています。貴重な資源の保護、育成、また、災害への対処としても大変重要であるため、引き続き管理体制の充実にご努力をいただきたくお願いいたします。

次に、財産に関する調書についてです。

65ページにあります19の基金につきましては、68ページ下段の審査意見に記載しておりますが、運用の安全性を確保するため、金融機関の経営状況等の信用格付情報を入手するなど慎重な運用に心掛け、財産の増加を図りながら適正な管理が行われていました。

今後も一層、効率的運用を図るようしてください。

次に、基金運用状況に関する調書についてです。

69ページをご覧ください。

土地開発基金の運用状況につきましては、規定に基づき適正な管理が行われていました。

今後も運用にあたっては、十分な配慮を望みます。

次に、公営企業会計です。

まず、水道会計についてです。

水道事業会計、決算審査意見書をご覧ください。

審査意見につきましては、10ページに記載しております。10ページをお開きください。

令和4年度における水道事業の業務実績をみますと、給水世帯数は前年度比で増となっておりますが、総配水量と有収水量は、前年度比で減となっております。

また、給水原価1立方メートル当たり201円80銭に対し、供給単価は1立方メートル当たり152円10銭で、1立方メートル当たり49円70銭不足となりました。

前年度不足分は1立方メートル当たり34円60銭ですから、15円10銭不足分が増加し、給水原価と供給単価の差が拡大しました。

なお、水道料金の徴収状況については、未収金が5,683万1千円で前年度より494万8千円減り、5年連続での減少となっておりますが、一般会計からの基準外繰入金を必要としているのが現状であります。

将来的な人口減少社会を見据える中で、持続可能な安定した経営に向けて、今後、さらに経

営努力をされるよう望みます。

次に、温泉給湯事業です。

温泉給湯事業会計、決算審査意見書をご覧ください。

審査意見につきましては、7ページ中段に記載しております。

令和4年度におきましては、契約口数は昨年度より減少しました。給湯世帯数は昨年同数でしたが、前年度より総配湯量が3,270立方メートル増加しました。しかし、温泉給湯収益は49万9千円余り減少しています。

また、温泉使用料金の未収金は、前年度より大幅に減少しましたが、公平性の面からも滞納縮減のため、様々な取り組みを進めていただきたいと思います。

本市の温泉給湯事業は、収益増が見込めない中で、施設の維持管理に向けた事業費用の増加も予想されるため、合理的・効率的な事業経営をされるよう望みます。

次に下水道事業です。

下水道事業会計、決算審査意見書をご覧ください。

審査意見につきましては、10ページに記載しております。

令和4年度公共下水道事業は、建設改良費に4億円余りを投じ、新規に1,368メートルの汚水管が整備されました。企業債残高は年々減少傾向にありますが、残高は110億円余りあり、決算額の中で大きな割合を占めています。

また、汚水処理原価1立方メートル当たり150円90銭に対し、使用料単価は1立方メートル当たり130円60銭であり、1立方メートル当たり20円30銭の不足は前年より微増となっています。

こうした中、一般会計から基準外繰入金を必要としているのが現状です。

今後は、未接続世帯への下水道加入促進と共に、下水道使用料、受益者負担金の滞納対策、さらに業務の改善、合理化等による経費の削減に努められ、将来にわたって、持続可能な事業経営ができるよう望みます。

次に、簡易水道事業です。

簡易水道事業会計、決算審査意見書をご覧ください。

審査意見につきましては、7ページ中段に記載しています。

令和4年度においては、給水世帯数は前年と同数ですが、給水人口は減少し、総配水量も前年より3,846立方メートル減少しました。

当年度純利益は388万円でした。

今後も給水原価に対する供給単価の適正化や、上水道の料金との公平性について、引き続き研究を行っていただくとともに、効率的な事業経営を望みます。

次に、令和4年度健全化比率等、審査意見書をご覧ください。

健全化判断比率および資金不足比率については、8月4日に審査しました。

右のページの下、(2)改善を要する事項に記載しておりますが、令和4年度における健全化判断比率は、早期健全化基準および経営健全化基準の範囲内ですが、全国類似都市の各比率平均値を常に注視しながら、施策に取り組んでいただきたいと思います。

今後も健全な財政基盤の確立のため、歳入と歳出のバランスを図りながら、長期的な視野に立った、財政運営を推進されるよう望みます。

以上、会計ごとに意見を申し述べさせていただきました。

最後になりますが、今後におきましても、市民サービスの維持向上、活力ある市づくり等の施策を通じ、市民の負託に応えられるよう、職員一丸となって、業務遂行に細心の注意を傾注し努力されることを望みます。

以上、令和4年度決算審査の報告といたします。

○議長（古屋始芳君）

以上で代表監査委員の報告が終わりました。

---

○議長（古屋始芳君）

これより日程第6 報告第6号を議題といたします。

本件については、議案書にありますとおり財政健全化判断比率および公営企業の資金不足比率の報告ですので、ご了承を願いたいと思います。

ここで暫時休憩いたします。

再開は午後3時10分といたします。

休憩 午後 2時55分

---

再開 午後 3時10分

○議長（古屋始芳君）

再開いたします。

これより日程第8 承認第8号を議題とし、質疑を行います。

（ な し ）

以上で質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております承認第8号について、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、承認第8号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これより承認第8号について、それぞれ討論・採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

承認第8号の討論を行います。

（ な し ）

討論を終結します。

これより承認第8号の採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

よって、承認第8号は原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（古屋始芳君）

次に日程第60 発議第4号を議題といたします。

提出者より、提案理由の説明を求めます。

荻野謙一君。

○9番議員（荻野謙一君）

発議第4号

令和5年9月4日 提出

笛吹市議会議長 古屋始芳殿

提出者	笛吹市議会議員	荻野謙一
賛同者	同	中村正彦
同	同	武川則幸

笛吹市議会会議規則の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、笛吹市議会会議規則13条の規定により提出いたします。

提案理由

議会機能の充実を図るため、質疑の回数について所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

改正案につきましては、お手元の議案書のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（古屋始芳君）

お諮りします。

本案については、質疑および会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これに異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、発議第4号は質疑および委員会付託を省略することに決定しました。

発議第4号の討論を行います。

渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

改正、3回から4回に発言回数が増える、一步、半歩前進かなというふうにも思いますが、しかし、議員の質問権、こうしたところから考えますと、そして議会基本条例に基づけば、これ一問一答方式を原則とするというふうに書かれているわけでございます。

そうした中で、一問一答方式とは時間制限はあるけども、発言回数については制限しないというものであります。この基本条例との関係で齟齬を来す、この改定案については反対し、そして文字どおり一問一答方式で質問を充実させることを求めたいと思います。

以上です。

○議長（古屋始芳君）

ほかに討論はございませんか。

（なし）

以上で討論を終結します。

これより発議第4号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数です。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

---

○議長(古屋始芳君)

次に日程第61 「常任委員の所属変更について」を議題といたします。

常任委員の所属変更については、委員会条例第8条第2項の規定により建設経済常任委員の私が、総務常任委員に常任委員会の所属を変更したいとの申し出をしました。

お諮りします。

申し出のとおり、常任委員会の所属を変更することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、私の常任委員会の所属を変更することに決定しました。

---

○議長(古屋始芳君)

続いて日程第62 「議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により岡由子君を指名いたします。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、ただいま議長が指名しました議員を議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

---

○議長(古屋始芳君)

次に日程第63 東八代広域行政事務組合議会議員の選挙および日程第64 釈迦堂遺跡博物館組合議会議員の選挙を一括議題といたします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

ただいまから指名いたします。

東八代広域行政事務組合議会議員に河野智子君。

釈迦堂遺跡博物館組合議会議員に保坂利定君。

以上のおり指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました河野智子君を東八代広域行政事務組合議会議員、保坂利定君を釈迦堂遺跡博物館組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

ただいま指名しました河野智子君が東八代広域行政事務組合議会議員に、保坂利定君が釈迦堂遺跡博物館組合議会議員に当選されました。

当選された河野智子君、保坂利定君が議場におられます。

会議規則第31条2項の規定により、当選の告知をします。

以上で、本日の議事は全て終了しました。

お諮りします。

明日9月5日から9月11日までは、議案調査のため休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、明日9月5日から9月11日までは休会とすることに決定しました。

次の本会議は、9月12日、午前10時から再開したいと思います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

---

散会 午後 3時24分

令和 5 年

笛吹市議会第 3 回定例会

9 月 1 2 日



令和5年笛吹市議会第3回定例会

1. 議事日程(第2号)

令和5年9月12日  
午前10時00分開議  
於 議 場

- 日程第 1 報告第7号 学校給食費に係る訴訟の提起における専決処分の報告について  
日程第 2 市長提出議案 議案第53号—議案第103号(一括上程)  
上程議案に対する質疑  
日程第 3 市政一般についての質問(代表質問)

2. 出席議員は次のとおりである。(18名)

1番	岡 由子	2番	落合俊美
3番	山田宏司	4番	河野正博
5番	河野智子	6番	武川則幸
7番	神澤敏美	8番	神宮司正人
9番	荻野謙一	10番	保坂利定
11番	野澤今朝幸	12番	中村正彦
13番	海野利比古	14番	渡辺清美
15番	中川秀哉	17番	小林始
18番	渡辺正秀	19番	古屋始芳

3. 欠席議員

( な し )

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市長	山下政樹	副市長	深澤和仁
教育長	望月栄一	総務部長	雨宮和博
総合政策部長	返田典雄	会計管理者	中山勲
市民環境部長	市川要司	保健福祉部長	西海好治
子供すこやか部長	中村富之	産業観光部長	河野英明
建設部長	雨宮竜也	公営企業部長	水谷和彦
教育部長	太田孝生	総務課長	小林匡
政策課長	小澤宏之	財政課長	柿嶋信
消防長	鶴川功	代表監査委員	曾根哲哉
農業委員会会長	増田敦		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	荻野重行
議会書記	宮澤まな美
議会書記	古屋幹仁

○議長（古屋始芳君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので静粛に願います。

また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくようお願いします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので念のため申し添えます。

現在、夏季の軽装の取り組みが行われています。議場内での上着の着用は個人の判断に委ねます。ついては、質問者および答弁者は上着を脱いで結構です。

なお、今定例会から新農業委員会会長に就任した増田敦君が出席しておりますので、ご紹介いたします。

○農業委員会会長（増田敦君）

おはようございます。

農業委員会の増田です。よろしく願いいたします。

○議長（古屋始芳君）

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

---

○議長（古屋始芳君）

日程第1 報告第7号を議題といたします。

本件については、議案書にありますとおり、学校給食費に係る訴訟の提起における専決処分について、地方自治法の規定に基づく報告でありますので、ご了承願います。

---

○議長（古屋始芳君）

日程第2 市長提出議案 「議案第53号」から「議案第103号」までを一括議題とし、上程議案に対する質疑および日程第3 市政一般についての「代表質問」を行います。

質疑および質問は、配布しました議案に対する質疑および代表質問一覧の順番のとおりに行います。

申し合わせ事項を遵守され、簡単明瞭に願います。

なお、当局の答弁も簡明率直にされまして、議事進行にご協力をお願いいたします。

まずはじめに、笛新会、神澤敏美君の質疑および質問を許可します。

神澤敏美君。

○7番議員（神澤敏美君）

おはようございます。笛新会の神澤でございます。

議長の許可をいただきましたので、笛新会を代表して質問させていただきます。

質問に先立ちまして、去る7月17日に急逝されました前島敏彦議員に対しまして哀悼の意を表しますとともに、心より冥福をお祈り申し上げます。

さて、先週末は台風13号の影響により市内の影響が心配されましたが、幸いにも被害もなかったということで、私も安心してこの代表質問に臨むことができていると思っております。

今年は5月にコロナウイルス感染症も5類に移行になり、これまで我慢の生活を強いられていた鬱憤を晴らすかのように、この夏は市内各所で大勢の観光客で賑わいを見せておりました。

特に笛吹市夏祭りでは、笛吹川石和鶴飼、そして石和温泉花火大会に延べ6万人を超える方にお越しいただき、改めて笛吹市の魅力をPRできたものと大変喜ばしく思います。

私も微力ながら、これからも市内経済の発展に尽力することをお約束し、以下、質問に入らせていただきます。

1 問目、表題1. 令和4年度決算について伺います。

令和4年度歳出決算額は、一般会計において405億5,698万1千円、特別会計の総額が162億1,486万3千円、企業会計総額が61億8,555万円の総額629億5,739万4千円の決算となりました。

伺います。

財政健全化判断比率について、令和4年度の実質公債比率と将来負担比率は。また、この指標から前年度より財政健全化が進んでいるのか伺います。

2 点目、本市の歳入の根幹をなす市税および国民健康保険特別会計の、国民健康保険税の令和4年度滞納額と不納欠損処分額、また企業会計の未収金と不納欠損処分額はいくらであったのか。また、市の滞納対策について伺います。

3 点目、令和4年度におけるふるさと納税寄附金の寄附額は。また、まちづくり基金を原資として行った主な事業と充当額を伺います。

4 点目、市債と基金の令和4年度末における残高について、いくらであったのか。また、前年度と比較して、増減の要因を伺います。

5 点目、市民1人当たりの借入額はどのくらいか伺います。

表題2. 新型コロナウイルス感染症について伺います。

新型コロナウイルス感染症が発生し丸3年と8カ月が経過します。この間、当局の昼夜に渡る献身的な対応に敬意を表し、今年5月8日、新型コロナウイルス感染症の法的な位置付けが2類から「5類」に移行された夏場を迎え、全国的に感染者が微増しています。

山梨県では、発熱などの症状がある人への診療を担う医療機関を外来医療機関に指定し、医療体制の充実を目指しています。

伺います。

1 点目、笛吹市の現在5類移行後のコロナウイルス感染者対策の見解を伺います。

2 点目、子どものコロナ感染者への後遺症対策の取り組みについて伺います。

コロナ感染を機に不登校になる小中学生もあり、心と体をケアするための受け皿づくりが急務だと考えますが、市の見解を伺います。

3 点目、コロナ治療薬の薬剤費は9月末日まで無料と思います。10月以降、診療費や検査費については、自己負担が生じるのか伺います。

4 点目、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種は今年度無料ですが、次年度からは有料

化が老えられ、高齢者の負担が危惧されますが見解を伺います。

5点目、基金を活用した笛吹市独自の補助体制づくりが必要と考えるが、伺います。

表題3. P a y P a y ポイントの還元による「笛吹市消費喚起キャンペーン事業」について伺います。

当初予算9億円の事業費に不足分が出たとして、1億4千万円余りを追加補正して事業は終わりました。市内の商店を元気づけるための事業と承知していますが、この効果はどのようなものだったか。ガソリンスタンドなどでは、車両の行列で渋滞が発生し、通行の妨げになると苦情も発生しました。

伺います。

1点目、当初の予算9億円で事業ができなかった理由、また1億4千万円の追加補正を議会を招集する暇がないとして専決処分したことについて、当局の見解を伺います。

2点目、令和3年度に実施した消費喚起事業では、参加店舗が800店舗あったと聞きます。今回の事業への笛吹市内参加店舗数、参加店舗でのP a y P a yの決済による売上金額はいくらであったか伺います。

3点目、県内外の車両による道路の渋滞に対してどのような対応がされたのか伺います。

表題4. マイナンバーカードと健康保険証一体化について伺います。

来年度秋、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向け、各自治体で作業に入っていますが、制度の不信により、マイナンバーカードを返納する動きが各地に広がり各自治体が困惑しています。保険証廃止「延期」を全国で4割の市町村長が求めており、本市では「国民の不安払拭のための対応を十分に講じた上で廃止」としています。返納しても最高2万円のポイントは返納する心配はなく、障害者手帳情報ではひも付け手順の不適切などが挙げられ、個人情報保護問題とともに、国では総点検を9月中に行うとしていますが、現在進んでいる工程を伺います。

2点目、本市では6月に2名の返納があったと聞きます。どのような理由なのか伺います。

3点目、笛吹市民のマイナンバーカードの保有率は7割と聞いています。残りの3割がいまだに未取得の状態である。令和6年度の秋以降には、健康保険証と一体化になることから、マイナンバーカードの駆け込み申請が急増すると思われそうですが、市の対策を伺います。

表題5. 笛吹市の文化、笛吹川の鶺鴒の市文化財指定について伺います。

今年も7月20日、笛吹市観光事業の夏の風物詩鶺鴒開きが笛吹川にて開催されました。鶺鴒山遠妙寺住職による読経から粛々と式典が始まり、最後に鶺鴒の伝統ある歴史をたどり、「長い年月に渡り日本中に紹介されているが、まだ市の文化財には指定されておらず、非常に残念に思う」と述べられたとき、私は初めて申し訳ないと気づきました。

伺います。

1点目、笛吹川の鶺鴒は鶺鴒匠が舟に乗らずに歩きながら鶺鴒を操る「徒歩鶺鴒」という珍しい漁法であり、千年有余の歴史を持つといわれています。県内外に知られているこの伝統文化を早急に笛吹市の伝統文化財として後世に伝えることが望ましいと考えるが市の見解を伺います。

2点目、市の無形文化財の指定となっても、後継者の育成に苦慮している団体は多いと聞きます。そこで、学校教育の中で、地域の文化に愛着を持つ子どもたちの育成ができれば、伝統芸能の後継者育成の問題も少しずつ解決していくのではないかと考えますが、市の見解を伺います。

表題6. 長寿命化改修の浅川中学校改修事業について伺います。

本市の公共施設の長寿命化計画におき各施設の老朽化を鑑み、市民に安心、安全な施設の提供が急務となっています。これからの時代を担う教育の場として、浅川中学校改修事業が完了いたしました。

伺います。

1点目、総事業費と特徴ある学校施設、これからの生徒の推移を伺います。

表題7. 人口ビジョンについて伺います。

少子高齢化を迎え笛吹市は高齢化率30%を超えています。

若者の都市への移住は続き、地方の基幹産業である農業の後継者不足に伴い、2次産業、3次産業も少しずつ衰退しています。地方の核家族化が要因なことは分かっていますが、何の対策もできないのが現状です。

そこで、市の見解を伺います。

本市の年少人口、生産年齢人口、高齢人口を伺います。

2点目、第1次産業就業者、第2次産業就業者、第3次産業就業者の人口を伺います。

3点目、市における今後の人口減少対策について見解を伺います。

表題8. 道路網の整備について伺います。

町村合併以来、来年で20年が経過いたします。魅力ある都市笛吹市づくりは、石和春日居旅館街の温泉活力と地域で育んだ果樹農家の勢いで、あつと言う間に全国的な観光地に躍進いたしました。ですが道路網が悪く、中心地に大型バスが入れず各旅館、ホテルはもったいない温泉地となり現在に至っています。

市では先般、石和町1-5号線および1-8号線拡幅計画を表明しました。1-5号線は石和温泉駅前道路とホテル「慶山」横の交差点拡幅事業、1-8号線はみんなの広場から郵便局前を通り市部通りまでとなりますが、伺います。

1点目、1-5号線南は、旅館深雪温泉、北はみんなの広場へと、1-8号線は市部通りからみんなの広場へ観光街待望の道路計画です。一日も早い完成を願い当局の見解を伺います。

2点目、1-5号線水路があるが溝蓋の設置で、道路が広く活用できるのか伺います。

3点目、平等川左岸宮崎木工所前の道路安全柵ポールの設置を伺います。事故の加害者の行方が分からず4年が経過する、危険なために応急措置が施されています。夜間は危険なために行政の対応を伺います。

4点目、西関東連絡道路法面の除草について伺います。道路完成後、鎮目、徳条、熊野堂、下岩下地区の農家は道路建設に尊い農地を提供し協力いたしました。現在法面は、雑草、雑木が生い茂り、農産物の収穫時、大雨警報が出れば道路からと法面からの大水で収穫に支障をきたしています。当局からの担当部署へ除草と雑木の撤去を指導していただきたいが、伺います。

5点目、大型事業砂原橋が完成し5月走り初めが開催され、地域の道路網が一変いたしました。

(ア) これまでの総事業費とこれからの地域振興策を伺います。

(イ) 第86回国民スポーツ大会が2032年、山梨県で第31回全国身体障害者スポーツ大会とセットで開催されます。小瀬スポーツ公園と一対となる道路網を活用し、砂原橋周辺のスポーツ振興ゾーンづくりが考えられますが、当局の見解を伺います。

表題9. 平等川河川改修工事の継続事業化について伺います。

1点目、令和6年度に春日居町徳条大橋までの区間が完成します。その上流から熊野堂地区、下岩下地区間は河川改修継続の地元説明会は、まだ行われていません。川幅が狭く大雨警報の雨だけで急に増水し、取り込み口が複雑なために支流の河川は氾濫します。近年の異常気象状況を見ると早急な改修が急務であり、継続事業化をぜひ市から県、国へと要望することが不可欠です。伺います。

2点目、春日居町は笛吹川、平等川の増水時、支流の河川が狭いために住宅、果樹生産農地周辺の河川が氾濫し、河川と道路との区別がつかない箇所ができ、特に溝蓋と溝蓋の間がある箇所は危険です。また1年半も水が流れない河川もあり、春日居町だけではなく市内全般を調査し、そして対策を講じ地域の安全・安心な河川構築を行うべきだと思いますが、市の見解を伺います。

表題10. 笛吹市内農産物盗難被害について伺います。

1年間、1個1個、一粒一粒精魂を込めて作り上げたブランド農産物が出荷直前に盗難にあう被害が出ています。昨年と違って外国人ではなく農産物を熟知した者の仕業ではないかと怒りをおぼえます。警察署や消防団の昼夜のご苦勞に敬意を表し、お伺いいたします。

1点目、今年度これまで市内における農産物盗難被害の件数、被害金額を伺います。

2点目、警察や消防団による巡回が行われていますが、地域住民グループが見回りに協力したい場合には、何か手続きが必要なのか伺います。

以上、10表題の答弁を求めます。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

笛新会、神澤敏美議員の代表質問にお答えをいたします。

はじめに令和4年度決算についてのご質問のうち、まず財政の健全化についてです。

令和4年度決算における実質公債費比率は7.5%で、前年度から0.7ポイント減少をしました。将来負担比率については、将来負担すべき額を充当可能財源が上回ったことから、算出はされませんでした。

前年度に比べ、いずれの比率も減少していることから、市の財政はさらに健全化が進んでいると言えます。

次に市税、国民健康保険税、企業会計の滞納額および不納欠損額と滞納対策についてです。

滞納額は、市税が3億7,762万円、国民健康保険税が2億2,743万円、企業会計が9,620万円です。

不納欠損額は、市税が9,821万円、国民健康保険税が2,445万円、企業会計が455万円です。

滞納対策については、新たな滞納を生じさせないよう督促状や催告書による納付の促しのほか、スマートフォンアプリによる収納の導入やコンビニ収納など、納付しやすい環境を整備しています。

滞納になった場合は、財産調査を行った上で、個々の実情に合わせた対応をしており、財産がある場合には預金や給与、生命保険などの債権差押え、動産や不動産は、差押えを行った上で、公売を実施し、換価代金を滞納額へ充当しています。また、財産がない場合には、執行停

止の処分を行っています。

次に、ふるさと納税の寄附額および、まちづくり基金を原資とした主な事業と充当額についてです。

令和4年度のふるさと納税の寄附額は、31億6,301万円でした。

令和4年度は、まちづくり基金から29億342万円を繰り入れをしました。そのうち、9億229万円を本年度実施した笛吹市消費喚起キャンペーン事業の繰越財源として、20億113万円を24事業に充当しました。

充当した主な事業は、まず、ふるさと納税寄附金を募集するにあたり返礼品の購入や宣伝等を行うふるさと納税事業に17億1,010万円を充当しました。また、市内小中学校で使用するタブレット端末等の機器の更新や学習ソフトの導入などを行う小中学校ICT環境維持整備事業に1億645万円、老朽化が著しい校舎の長寿命化改修を行った浅川中学校校舎等改修事業に4,720万円、市内の地域振興および地元雇用に創出するため、石橋産業導入地区のインフラ整備を行う石橋工業団地基盤整備事業に4,405万円を充当しました。

次に、令和4年度末の市債残高および基金現在高と、その増減要因についてです。

令和4年度決算の一般会計における市債残高は、前年度に比べ15億5,114万円減少し、383億9,679万円となりました。減少した主な要因は、合併特例債や臨時財政対策債の令和4年度における地方債元利償還金のうち、元金償還額が借入額を上回ったためです。

また、基金現在高は、前年度に比べ2億467万円減少し、196億5,956万円となりました。減少した主な要因は、ふるさと納税寄附金の増額により、まちづくり基金が2億2,670万円増加したものの、浅川中学校校舎等改修事業などにおいて、起債対象外となる費用に充当した公共施設整備等基金が4億1,929万円減少したためです。

次に、市民一人当たりの借入額についてです。

令和4年度決算における全会計を合わせた市債残高は567億8,812万1千円でした。市債残高を令和5年3月31日現在の本市の人口6万7,464人で除した市民一人当たりの借入額は、84万1,754円です。

続きまして、新型コロナウイルス感染症についてのご質問のうち、まず5類移行後の新型コロナウイルスの感染対策についてです。

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日から感染症法上の位置付けが5類感染症に変更になりました。5類感染症では、一律に日常生活における基本的感染対策を求めることはなくなり、感染対策の実施は、個人や事業者の判断が基本となります。

5類移行後も県内の感染者は増加傾向にあり、特に8月に入り、夏休みで人の動きが増えたことや冷房使用中の換気不足のため、感染者が急増しています。山梨県感染症対策センターは、8月24日に「感染拡大注意報」と「医療逼迫注意報」を発令して、県民に注意喚起を行っています。

感染者の増加は、医療機関の逼迫につながり、必要な人に必要な医療を届けることが困難になることが危惧されます。これ以上感染を拡大させないために、県の注意喚起に沿って、場面に応じたマスクの着用や手洗い、換気など基本的な感染対策の継続を普及啓発することが、市民の命を守るために重要な取り組みと考えています。

市では、市ホームページやSNSを活用して、感染拡大防止のために普及啓発を継続していきます。



次に、新型コロナウイルス感染症に係る小中学生の心と体のケアについてです。

市内小中学校には、令和2年度および3年度に、新型コロナウイルス感染症を機に不登校になり、現在に至る児童生徒が若干います。

各学校では、家庭訪問や電話等で、不登校児童生徒やその保護者とのつながりを大切にしながら学業や生活習慣の悩みに応じています。

今後も、学校と家庭、ふえふき教育相談室、教育支援センター「ステラ」、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとも連携し、きめ細かな対応に努めていきます。

次に、新型コロナウイルス感染症の診療費についてです。

新型コロナウイルス感染症の治療薬は、9月末まで、公費で負担することになっています。

10月以降の対応については、現在、国において検討しています。

また、国では来年4月から新型コロナウイルス感染症対応を組み込んだ新たな診療報酬体系の改定に向けた検討を進めています。

次に、新型コロナワクチン接種の自己負担についてです。

令和6年度の新型コロナワクチン接種については、現在国が方針を検討しています。今後、示される国の方針に沿って、適切に対応していきます。

次に、基金を活用した笛吹市独自の補助体制についてです。

国の方針を確認した上で、必要な対応を検討していきます。

続きまして、Pay Payポイントの還元による笛吹市消費喚起キャンペーン事業についてのご質問のうち、まず当初予算額の不足および専決処分とした理由についてです。

補正予算を編成するにあたっては、令和3年度に行った前回の事業実施状況や近隣市町村における事業実施状況などをPay Pay株式会社から提供してもらい、ポイント還元額を試算したところでした。試算以上に多くの皆さまに消費喚起キャンペーン事業をご利用いただいたため、予算額が不足をしました。

7月31日までとしたキャンペーン期間において、毎週月曜日に、それまでの実績等が速報値としてPay Pay株式会社から提供をされます。7月31日の速報値により7月27日以降の予算が不足することが判明しましたが、不足額までは見込めず、8月6日の速報値をもって、おおよその不足額が確認できたため、7月26日付けで専決処分を行いました。

事業への参加店舗数および売上金額についてです。

消費喚起キャンペーン事業への参加店舗数は、令和3年度より239店舗増加をし1,045店舗でした。

また、Pay Payの決済による参加店舗全体の売上金額は、令和3年度より18億円ほど増加し、約37億円でした。

次に、道路の渋滞への対応についてです。

令和3年度のキャンペーンにおける、一部店舗での交通渋滞があったことを踏まえ、本事業の実施にあたり、各事業者に対して、事前に交通渋滞への対応を行うよう、依頼をしました。これにより、警備員の配置や営業時間の調整など対策が行われましたが、一部店舗で渋滞が発生してしまいました。

このことを踏まえ、現在、キャンペーンに参加した全事業者に対してアンケート調査を実施しており、その結果を基に、今後の課題として、検証してまいります。

続きまして、マイナンバーカードと健康保険証一体化についてのご質問のうち、まず国にお

ける総点検の工程についてです。

国では、マイナンバーの紐づけ誤りがある事案が複数発生していることを踏まえ、令和5年6月、デジタル庁において「マイナンバー情報総点検本部」を設置をし、国全体で紐づけが正確に行われているか総点検を進めています。

総点検の実施にあたり、まずは全国の自治体等マイナンバーの紐づけ実施機関に対し、現状の紐づけ方法を確認することとして、7月に実態調査を行いました。

国は、調査結果を取りまとめ、回答の内容を確認した上で、個別データの点検が必要と判断した場合は、自治体等に対し、点検作業を依頼していますが、本市については、調査の結果、点検対象となりませんでした。

点検対象となった自治体等は、11月末を目途に、デジタル庁から示された総点検マニュアルにより、個別データの点検を実施しています。

次に、マイナンバーカードの返納理由についてです。

これまでにマイナンバーカードを返納した人数は、6月に2人、7月に5人、8月に1人の計8人です。いずれの方にも、返納時に改めてカードの必要性等をご説明しましたが、報道等により、マイナンバーカードに不信感や不安感を覚えたため返納するということでした。

次に、健康保険証との一体化に伴う駆け込み申請の増加への対応についてです。

市では、市ホームページや広報紙などを活用して、支所においても申請を受け付けていることや、要請があれば地区公民館や高齢者施設等への訪問申請が行えることなど、身近な場所で申請ができる方法があることを周知するとともに、駆け込み申請の混雑を避け、混み合う前に申請していただけるよう、余裕のある申請を促していきます。

続きまして、笛吹市の文化、笛吹川の鵜飼いの市文化財指定についてのご質問のうち、まず笛吹川石和鵜飼の後世への伝承についてです。

笛吹川石和鵜飼などの伝統文化を後世に伝承していくためには、文化財指定などの手段が考えられます。笛吹川石和鵜飼保存会など関係団体から市教育委員会に対して指定申請があった場合は、教育委員会は市文化財保護審議会に指定の是非について諮問します。千年を超える歴史ある伝統文化であることや全国でも珍しい鵜匠が川の中を歩きながら行う徒歩鵜であることなどを考慮した上で、市文化財保護審議会が文化財の指定を判断をし、市教育委員会に是非を答申することになります。

歴史ある石和鵜飼が文化財に指定されるよう取り組んでいきたいと考えています。

次に、地域の伝統文化に愛着を持つ子どもたちの育成についてです。

学習指導要領に「郷土の伝統や文化を継承、発展させる態度の育成」が掲げられていることを踏まえ、市では、学校と連携をし、子どもたちが各地域に伝わる民俗芸能や伝統行事について学ぶ、出前授業を行っています。

今後も取り組みを継続し、地域の伝統芸能や伝統行事に触れることで、地域に愛着を持てる子どもたちの育成に努めていきます。

続きまして、長寿命化改修の浅川中学校改修事業についてです。

本事業は、令和2年度から4年度まで、地質調査、測量業務、設計業務、仮設校舎リース、各種工事等を実施をし、総事業費は約20億3,300万円です。

浅川中学校の校舎は、老朽化が著しいことから、生徒が快適に学べる環境を整備するため、建物の全面的な改修を行いました。

特徴としては、学年のまとまりを形成するよう、フロアごとに、その学年の教室、多目的教室、更衣室およびトイレを一体的に配置しています。教室はできる限り木質化をし、温かみのある空間になり、トイレは乾式化により衛生的になっています。

また、障がい者にも優しい環境づくりのため、校舎の南館と北館をつなぐ2階建ての渡り廊下を3階建てに改築し、3階での校舎間の移動を可能にしたほか、エレベーターを設置するなど、バリアフリー化も進めました。

さらに、体育館に男女別トイレおよび多機能トイレを整備し、生徒たちの利便性向上のほか、指定避難所としての機能も強化をしています。

今後の生徒数の推移は、令和5年度の生徒数306人に対し、浅川中学校区に居住する全ての小学生が浅川中学校に入学する前提で令和10年度までを試算すると、300人から310人までの間で推移し、令和10年度は306人と推計されます。

続きまして、人口ビジョンについてのご質問のうち、まず本市の年少人口、生産年齢人口、老年人口についてです。

令和2年度に行われた国勢調査結果によると、本市の年少人口は7,915人、生産年齢人口は3万7,628人、老年人口は1万9,870人です。

次に第1次産業、第2次産業、第3次産業における就業者数についてです。

令和2年度の国勢調査結果では、本市の第1次産業就業者は5,536人、第2次産業就業者は7,318人、第3次産業就業者は2万1,419人です。

次に、本市における今後の人口減少対策についてです。

人口の減少傾向に歯止めをかけるためには、様々な施策を総動員をし、本市の魅力を高めるとともに、安定した雇用先の確保や安心して生み育てられる環境を向上させていく必要があると考えます。

現在、本市では、令和2年度に策定した第2期笛吹市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、今後、より減少が進むと予想されている子育て世代に焦点をあて、「子育て世代・若者に魅力的なまち」を目指して、教育、移住・定住、相談・交流、仕事、防災・防犯の5つの分野における取り組みに力を注いでいます。

また、各施策や取り組みを推進していくとともに、シティプロモーションの観点から、SNSや市ホームページのほか、テレビやラジオなど様々なメディアを活用して、本市の魅力や情報を効果的に発信していきます。

今後、若い世代が本市に魅力を感じ、住み続けられ、人生を過ごす場として選ばれるまちとなるためには、多目的芝生グラウンドの整備など、新たな施策にも積極果敢に取り組み、県内においても他市との差別化を図っていく必要があると考えます。

続きまして、道路網の整備についてのご質問のうち、まず市道1-5号線、1-8号線の道路計画についてです。

当該路線については、令和5年度当初予算で基本設計業務委託費を計上し、5月末に委託業者との契約を締結をしました。

現在、地権者の皆さまなどを対象として、戸別に訪問をし事業説明をするとともに、協力をお願いをしています。

また、市道1-5号線と県道石和温泉停車場線との交差部については、県道側における電線共同溝の設置計画期間との兼ね合いから、優先的に進める予定となっているため、先行して開

係機関との整備条件等の確認を行い、道路線形について設計を行っています。

今後も早期の完成を目指し事業に取り組んでまいります。

次に、市道1-5号線沿いの小松川を道路敷地として活用についてです。

小松川については、石和北小学校から上流部は暗渠化されているため、今回の計画についても暗渠化により道路敷地としての利用を想定していますが、今後、豪雨等に対する流下能力の検討や維持管理の面も考慮し、道路計画に併せて検討をしていきます。

次に、春日居町平等川左岸の転落防止柵の設置についてです。

当該箇所は、令和2年に発生した自動車事故により破損したため、仮復旧を行っています。

原因者による復旧を原則としていますが、安全性を考慮し、市において転落防止柵の復旧工事を行った上で、その費用を原因者に対し請求していきます。

次に、西関東連絡道路の法面の除草についてです。

西関東連絡道路の法面の除草については、管理者である山梨県に対し、早急な現場確認と対応を依頼します。

次に、砂原橋の総事業費と地域振興策についてです。

総事業費については、取り付け道路を含む砂原橋架け替えに伴う総事業費は37億8,800万円です。

この開通により、周辺住民の皆さまの利便性はもとより、笛吹八代スマートインターチェンジや新山梨環状道路へのアクセスが向上し、物流の効率化が図られることで、石橋産業導入地区への企業誘致にも大きな効果が見込まれるなど、地域経済に資するものとして期待をしています。

砂原橋周辺のスポーツ振興ゾーンづくりについては、特定の地域をスポーツ振興のためのエリアとすることはせず、多目的芝生グラウンドを整備するとともに、市全体を一つの総合運動公園と見立て、既存社会体育施設を競技特性に応じた専門性の高い施設として整備することを基本的な考え方として、スポーツ活動の環境整備に取り組むたいと考えます。

続きまして、平等川改修工事の継続事業化についてのご質問のうち、まず令和6年度以降の継続事業化についてです。

河川管理者である山梨県からは、徳条大橋から下岩下地内下橋の区間についても、河川整備計画の施行区間とされており、来年度以降も継続して河川改修を行っていく予定と伺っています。

次に、河川の対策についてです。

豪雨等による低地部の排水不良のため、浸水するケースが多く見受けられます。また、豪雨時に河川と道路の境が分からず、転落等の危険性が報告されている箇所もあるため、対象箇所の確認が必要と考えます。

市では、地区要望や、通学路に指定されている路線の安全点検などを踏まえ、危険箇所の改善に向けた工事を行っています。

今後もこれらの取組を進めるとともに、河川の氾濫や低地の排水不良による浸水等の対策には、国および県と連携した河川改修が必要であるため、連携を強化し整備促進に取り組んでいきます。

続きまして、笛吹市内農産物盗難被害についてのご質問のうち、今年度の市内における農産物盗難被害の件数および被害金額についてです。

8月末現在、笛吹警察署において被害届を受理した件数は、桃が7件で、被害総額は104万6千円相当、ぶどうが7件で、被害総額は37万7千円相当です。

次に、地域住民グループが見回りに協力したい場合の手続きについてです。

特定の手続きは必要ありませんが、見回の際は、見回りであることが分かるような配慮が求められます。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

神澤敏美君。

○7番議員（神澤敏美君）

ありがとうございます。丁寧な答弁をありがとうございました。

市民からの声、要望の答弁に対してチェックをしていきたいと思えます。

表題1の2、滞納債権についてですが、法令に従って取り立てをしていることと理解いたしますが、時効5年はあまりにも短い、もったいない思いです。監査委員が指摘するように、時効を防ぐためにもよく内容を確認して、滞納者の時効中断手続きを考えていただきたい。特例10年ぐらいの期間をもっていただければ助かります。

1の3、答弁からふるさと納税は24の事業に充当しています。8月24日に一宮町で行われた多目的芝生グラウンド説明会で、市民からの財源についての質問に当局はふるさと納税で賄えられるからと答弁いたしました。以後このような発言は、大勢の前では、できるだけ私は、全部をやるといふような意味にとられますので、避けていただきたいと思っております。

表題3の1、Pay Pay事業については、補正予算1億4千万円は多額です。議会を開く暇がないと言われましたけども、私たちは、市長からの招集があれば、いつでも議員の使命として、また市民の代表者として当然のことと承知しております。

表題3の2、この事業はPay Payに加入している市内外の消費者、事業者に限られていると思えます。現在の各商品の物価高騰を鑑み、全市民に少しでも届くようなサービス事業を考えていただきたいと思えますが、よろしく願いいたします。

表題5の1、鶉飼の市文化財指定について、力強い答弁をありがとうございます。後世に尊い文化として継承されることを期待申し上げたいと思えます。

表題8の道路網の整備についてです。笛吹市では、南の玄関口として1-5号線を捉えております。深雪温泉から国道を横断し、南へ続き20号バイパスには新環状道路のインターチェンジ設置が計画されております。今後、観光客の増加が見込まれます。大型バスの通行など、適合した道路整備をお願いしたいと思えます。

以上をもちまして、笛新会代表の質問を終わりにいたします。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（古屋始芳君）

次に清心会、山田宏司君の質疑および質問を許可します。

山田宏司君。

○3番議員（山田宏司君）

清心会の山田宏司です。

議長の許可をいただきましたので、会派を代表して質問します。

令和4年度決算について。

令和4年度決算額は、405億円。前年度404億円から0.3%増額となり、大きな決算額となりました。コロナ対策事業、消費喚起キャンペーンなど様々な対策や事業を行ったことでの増額と捉えています。また、市債残高は15億円減少し383億円となり、本市の財政状況を示す財政健全化判断比率は軒並み良好な数値であり、本市の財政状況が健全であることを示しており、現状を維持していけば将来的な不安はないと考えています。

それでは、以下をお伺いします。

(1) 令和4年度、重点事業の成果と検証について伺います。

(2) 3期連続して400億円を超える決算額となったわけですが、その要因と分析について伺います。

(3) 財政健全化判断比率、各項目の良好な数値は本市の努力の賜物だと考えますが、この数値を達成できた要因と今後の展望をお伺いします。

(4) 市債残高383億円、この数字を聞くととても大きな借金を抱えていると一般的な市民は捉えるはずですが、この市債残高がありながら、将来的な負担を示す将来負担比率が良好な数値を示した要因についてお伺いします。

次に多目的芝生グラウンドについてですが、本市が建設を計画している多目的芝生グラウンドですが、予算算出が終わり総額で約36億円となりました。具体的な数字も出て今後進んでいくこととなる事業ですが、建設を望む声、また建設を反対する声もあると聞いています。

本市のスポーツ振興の場、学校の部活動での使用、合宿誘致での経済的効果も見込まれるなど、用途は多岐に渡る施設であります。今後、計画を進めていく上で、やはり丁寧な説明と、真摯な対応が必要であると考えます。そこで、いろいろな意見の方、候補予定地域の住民への説明や対応についてお伺いします。

災害時避難について。

温暖化による気候変動で気象の変化が激しく、また雨、風なども極端に激しくなることが多く見受けられます。一度、雨が降り始めると集中的に降る線状降水帯の発生も頻発しており、風水害への対策は急務であると考えます。市は防災計画を立て、マニュアルを作り、避難場所を指定しています。先日、6月議会の折にも芦川地域へ迅速に避難指示を出し、避難場所へ向かう送迎バスを向かわせたと聞いています。

そこで、気になった点がありますのでお伺いします。

芦川地域への避難バスの派遣は、峠道を越え、芦川沿いに支所へ向かうため、増水や峠の崩落などで二次災害の恐れがあると考えられます。また、日中だと高齢者が多い芦川地域では支所までの移動手段がない状況です。そこで、地域内の安全な場所を選定し、芦川地域の各行政区ごとに公民館として使える避難場所をつくるか、安全な場所にある空き家などを改修し避難場所として活用を検討したらどうか、お伺いします。

果物の盗難対策について。

今年も果物が実る季節となり、それとともにニュースでは、果物の盗難被害が報道され始めました。農家の方々にとって、とても許しがたいことです。

そんな中、気になるニュースが1つありました。石和地内でブドウの樹を切断されたという事件です。数年前にも同じ事件があり、いまだ犯人は捕まっていません。これは特異な事例ではありますが、農家にとっては死活問題で防犯システムの導入が急がれる現状、本市が開発し

ている防犯システムの開発進捗状況をお伺いします。

次に、ふるさと納税について。

本市におけるふるさと納税額が30億円を超え、今や重要な財源となってきました。今後、更なる納税額の増加を考えつつ、魅力的な返礼品も考えなければなりません。シャインマスカットなどの食品の他に体験型の返礼品も商品価値があると考えます。

FUJIYAMAツインテラスの夜景や日の出を見るツアー、川中島合戦絵巻の武将として参加できるツアー、笛吹川鵜飼いの体験ツアーなどは人気が出るとは思いますがいかがでしょうか。また、市として考える今後についてお伺いします。

次に子育て、学習環境について。

少子高齢化が進み、出生率の低下から人口減少が続き、減少率は右肩上がりです。日本の総人口は定住外国人まで含めると令和4年10月現在、1億2,494万人。日本人人口が1億2,203万人となっています。前年比では総人口は55万人の減少、日本人人口は75万人の減少と、総人口の減少が鳥取県、日本人人口の減少が福井県とほぼ同数です。1年で1つの県が消滅するほどの人口減少は、今後も続いていくと予想されます。人口減少問題は国が本格的に取り組むべき問題ではありますが、地方都市でもできることは取り組んでいかなければならないと考えます。

それには、安心して産み育てられる環境づくり、教育環境の充実、行政からの支援体制は重要であると考えます。そこで、以下お伺いします。

(1) 本市が行っている子育て支援について、支援を受ける側の評価の調査を行っているのか、また意見など出た場合、十分な検討を行っているのか。

(2) 児童手当は、子育て家庭には重要な資金となり活用していることでしょうか。しかし、昨今の景気低迷での収入減、物価高騰は家計を圧迫していると考えます。安心して子どもを産み育てるには、やはり経済的なことも関係してくると思います。そこで、児童手当の検討をしているか。3歳未満には1万5千円ですが、3歳以上の第1子、第2子は1万円に減額されません。減額せずに給付する、第3子から2万円にしてはどうでしょうか。

(3) 令和5年8月30日発行の山梨日日新聞に掲載されていた子育て・教育についての記事が目にとまりました。「不登校の子 居場所はどこ」という題名でした。内容は、文科省の発表では全国24万5千人の不登校小中学生のうち、4割が家庭外で相談員や専門機関の支援が受けられていないとあり、保護者は自宅にいる子どもの世話で満足に働けず経済的に追い詰められているとあります。また、居場所として期待されているフリースクール側も経営状況が厳しいとあります。

フリースクールに通うには、平均5万3千円の入会金と毎月3万3千円の会費がかかります。通わせる保護者にも大きな負担となることでしょうか。

また、札幌市ではフリースクール側への補助を、千葉市では両方への補助と助成を行っているとのこと。

子育て支援の一環として、誰も取り残されない教育の一環として本市でも助成を検討する時がきたと考えますが、見解をお伺いします。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

清心会、山田宏司議員の代表質問にお答えをいたします。

はじめに令和4年度決算についてのご質問のうち、まず重点事業の成果と検証についてです。

令和4年度においては、36事業を重点事業として決めました。主な事業として、ふるさと納税事業は、ポータルサイトへの優先広告やポスティング冊子への広告掲載などを行ったことなどにより、ふるさと納税寄附額が、前年度に比べ6億8,409万円増加し、31億6,301万円となりました。

また、浅川中学校校舎等改修事業は、校舎等の長寿命化に向けた改修を行い、安全・安心な教育環境を整備することができました。

さらに、私立保育所等施設整備事業においては、市内私立保育園2園に9,677万円を補助をし、老朽化した園舎の改築などにより、快適な保育環境が整備できました。

このほか29事業については、年度内に完了をし、当初の目的を達成できたと考えています。

また、新山梨環状道路関連道路整備事業や石橋産業導入地区道路改良事業など4事業については、事業遅延により、令和5年度に繰り越しています。

次に、決算額が400億円を超える要因と分析については、主な要因として、新型コロナウイルス感染症及び物価高騰対策関連経費に係る事業に対し30億1,853万円を支出しました。また、許可された期間の範囲内で、起債を全額返済し、再度、同額の借入を行う際に発行する起債である借換債の増額により、公債費が前年度に比べ3億4,765万円増加をし、12億450万円となったこと、浅川中学校校舎等改修事業において、校舎の長寿命化に関わる工事費が前年度に比べ8億1,937万円増加をし、13億1,472万円となったことがあげられます。

次に、将来負担比率をはじめとする健全化判断比率が良好となった要因と今後の展望についてです。

実質赤字比率、連結実質赤字比率については、全会計において黒字決算となるよう、当初予算や補正予算を編成する際、厳格な予算査定を行い、さらに、適正な予算執行に努めた結果であると考えます。

実質公債費比率については、決算年度を含む3年間の比率の平均値で算出されますが、令和3年度の実質公債費比率の算定に含まれている令和元年度単年度比率が、令和4年度単年度比率と比較して高かったことにより、前年度より0.7ポイント減少し、7.5%となりました。

将来負担比率については、充当可能財源額である基金および基準財政需要額算入見込額が減少したものの、それ以上に、将来負担額である一般会計や企業会計の地方債の償還が進み、地方債残高が減少したことから、充当可能財源が将来負担額を上回ったため、数値は算出されませんでした。

今後も、健全化判断比率を注視をし、健全な財政運営に努めていきます。

続きまして、多目的芝生グラウンドについてです。

多目的芝生グラウンド整備基本計画を策定するにあたり、どういった施設が望ましいのか、その最初の段階から市民の皆さまのご意見をお聞きしてきました。素案の段階で行った3回の意見交換会や同時期に行ったパブリックコメント、8月24日、25日の2日間、いちのみや桃の里ふれあい文化館で開催をした、笛吹市多目的芝生グラウンド整備基本計画説明会において、市民の皆さまから様々なご意見をいただきました。



多くの意見をお聞きし、多目的芝生グラウンドの整備に向け、より一層思いを強くしたところ です。

しかしながら、整備候補地の地権者の皆さまにご理解をいただき納得していただかなければ用地の確保はできず、基本計画で示した施設整備は行えません。

本市の発展を未来志向で考えたとき、多目的芝生グラウンドは、次世代を担う子どもたちの体力向上に資する施設であるとともに、中学校の部活動の地域移行にも対応し、さらには、夢や目標を持ち、それを実現しようとする市民の競技力向上に寄与する施設と考えます。

また、近隣に例をみない、この多目的芝生グラウンドは、本市を知ってもらい、本市を訪れるきっかけにもなり、本市の魅力を高めるものになると信じています。

本市にとって多目的芝生グラウンドは必要なものであり、その整備に向け、今後は、地権者の皆さまや地元の皆さまに一生懸命、丁寧に説明をし、ご理解を得られるよう進めていきたいと考えています。

続きまして、災害時避難についてです。

芦川町は、住宅が立地している地域のほとんどが土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域に指定されています。

実際に被災した地域の調査では、土砂災害警戒区域に指定されていない場所でも土砂災害が発生しているとの報告があり、より安全な場所へ避難する必要があります。

市有バスによる指定避難所までの移動支援にあたっては、道路の通行止め時間帯や総雨量を予測し、夜間に避難基準に到達すると予測された場合などは、通行止め前の明るい時間帯に避難できるよう運行を指示しています。

土砂災害が想定される際の基本は、危険な地域に留まることなく、早期に立退き避難をすることが重要であるため、増水や崩落などによる二次被害のおそれが高まる前に立退き避難を完了することを目指します。

続きまして、果物の盗難対策についてです。

本市が、民間企業、大学と共同して開発を進めている防犯システムは、音や赤外線センサーを利用して異常を検知し、人工知能が盗難の可能性があると判断すると通報するもので、現在、システムの中核であるセンサーと人工知能の精度向上を図っています。

引き続き、センサーと人工知能の精度向上に取り組むとともに、今後、機器やバッテリーの耐久性などの確認のほか、センサーと連携するアプリの開発に取り組んでいきます。

続きまして、ふるさと納税についてです。

本市では、全国的に人気の高いシャインマスカットや桃を中心に多くの寄附をいただき、令和4年度におけるふるさと納税の寄附額は、31億6,301万円に達し、県内で3番目、全国でも50番目の金額となっています。

パンフレットやPR動画の制作、SNSを活用した情報発信など、より効果的なプロモーションを展開するとともに、寄附を受け付けるポータルサイトの拡大を図るなど、寄附額の増加に取り組んでいます。

また、令和3年度からは、市内を訪れる旅行者などが、スマートフォンから寄附を行うことで、その場で電子ギフトが受け取れる「旅先納税」の制度を全国に先駆けて導入しています。

全国的にふるさと納税への関心が高まる中で、自治体間の競争が一層激しくなっていることから、今後も安定した寄附額の確保を図っていくため、年間通して提供できる返礼品や魅力あ

る返礼品の拡充に取り組んでいます。

ご提案のあった体験型の返礼品については、以前、高額納税者に対し、川中島合戦戦国絵巻の武将役を返礼品とし、好評をいただいたことがあります。

市をPRし、納税者の関心を高めるためには、魅力ある体験型返礼品も効果的と考えますので、今後研究してまいります。

続きまして、子育て、学習環境についてのご質問のうち、まず子育て支援の評価調査についてです。

本市では、5年を1期とする子ども・子育て支援事業計画策定のため、未就学児のいる家庭および小学生のいる家庭、合計3,500世帯にアンケート調査を実施しています。アンケートでは、個別事業の認知度、利用度、満足度、満足していない場合の理由などを回答いただいています。

アンケートで出されたご意見は、結果報告書にまとめ、取り入れることができる部分は事業計画に反映させています。

次に、児童手当増額の検討についてです。

児童手当は、児童手当法に基づき、国から地方自治体が事務を受託しているものです。

国は、令和5年6月13日に閣議決定したこども未来戦略方針の中で、加速化プランとして、令和6年度中に児童手当を拡充するとしています。

その内容は、所得制限の撤廃、15歳に到達後の最初の年度末までとしている支給期間を18歳に延長をし、第3子以降1万5千円としている多子加算を3万円に増額するというものです。子育て家庭の支援については、このような国の動向を踏まえ、研究をしていきます。

次に、フリースクールに通うことに係る補助や助成についてです。

千葉市などが行っているフリースクールに通うことに係る公的支援は、児童生徒が在籍する学校長が出席扱いできると判断していることや市が独自に作成したガイドラインに則った学習や活動等の支援が行われていることなど、様々な要件を設けた上で補助や助成を行っています。

フリースクールに通うことに係る補助や助成については、先進自治体の取り組みを研究してまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

山田宏司君。

○3番議員（山田宏司君）

丁寧に非常に分かりやすい答弁をありがとうございました。

再質問はございませんが、多少ちょっと意見としてお話をさせていただきたいと思います。

決算については、予算の組み立て、予算の執行を通し、財政健全化を大前提とし、必要な施策、緊急性のある事業などを適時行いながら、執行部、職員の努力により企業でいえば黒字決算となりました。

本市の財政状況がいかにか健全で体力のあるまちであるといえ、このまま継続していけば、市の財政運営の不安はないでしょう。

多目的芝生グラウンドですが、本市にとって必要なものとして整備をしていくわけですが、地権者の皆さん、地元、周辺地域の皆さんへの説明は取り残しのないよう対応をよろ

しく願います。

芦川地域の災害時避難ですが、やはり高齢な方の指定避難所へのバスの待機場所ですね、そこへの移動については、やはり懸念が残ります。今後、この部分を研究していただき、移動を含めた対応の検討をよろしく願います。

ふるさと納税ですが、いまや市の重要な財源であり、笛吹市への納税はまだ大きく伸びる可能性を秘めています。

今後、研究し、良いアイデアを出していただき、納税額を大きく伸ばしていただきたいと思えます。

子育て学習環境についてですが、支援の評価をアンケートで調査し、意見を事業に反映させている、また児童手当の増額は国の動向を見ながら研究し、歩調を合わせていくというふうに返答をいただきました。

本市の子育て支援が前向きで良い方向に進んでいるというふうには受け取りました。フリースクールへ通う子どものいる家庭への助成についてですが、先進自治体の取組を研究し、参考にいただき、早期実現を願いたいと思えます。

フリースクールへ通うことにかかる料金として、先に平均金額を話しましたが、入会金額には大きく開きがあり、5千円から10万円を超える場合もあります。また、授業料も同じで約5千円から5万円を超える場合もあります。この金額は、やはり大きな負担として家計を圧迫すると考えられます。フリースクールへ経済的な事情で通わせることができなければ、保護者が家で面倒を見るか、子どもを一人で家に残すしかありません。親が働けなければ経済的に困窮します。また、子どもを一人、家に残すことは、教育的にも精神衛生上も非常に良くありません。安全面でも不安があります。普通に学校へ通いたくても通えない子どもの将来のため、学びの場の提供、健全な生活を送るための手助けはしっかり行わなければなりません。これは、私たちが率先して取り組まなければならないことだと考えます。

このフリースクールへ通う子どものいる家庭への助成ですが、先の第2回定例会の一般質問の中でも触れさせていただきました。続けての質問となりましたが、あえてさせていただいたのは切実な思いを保護者の方から聞いているからです。通いたくても通えない子どもには何の落ち度も責任もないのです。また、保護者の方の経済的・精神的負担の大きさは、当事者でなければ、はかることはできないでしょうが、見過ごすことはできません。

通えない子どもたちの個性を伸ばし、可能性を育て、見守ることが私たちの務め、市政に関わる者の使命だと考えます。

市長、しっかり研究していただき、早期の実現を重ねて願います。通えない子どもたちと保護者の方へ救いの手を差し伸べてほしいと願って、私の質問を終わりたいと思えます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（古屋始芳君）

以上で、清心会の質疑および質問を終了します。

ここで暫時休憩いたします。

再開を午後1時15分といたします。

休憩 午前11時23分

---

再開 午後 1時14分

○議長（古屋始芳君）

それでは再開いたします。

次に、笛政クラブ、岡由子君の質疑および質問を許可します。

岡由子君。

○1番議員（岡由子君）

笛政クラブの岡由子でございます。通告に従いまして質問させていただきます。

質問に入る前に一言、笛政クラブ代表でありました故前島敏彦議員に追悼の言葉を申し上げます。

去る7月17日、急逝されました。驚くばかりでした。笛政クラブ代表として議員としての活動や考えをご指導いただきましたので、誠に痛恨の極みであります。

故前島敏彦議員は旧一宮町議に始まり、笛吹市議会議員として地域発展のために20年以上の長きにわたり、ご尽力されましたことは周知のとおりでございます。

任期途中でのご逝去は、ご本人はもとよりご遺族の皆さまのご無念はいかばかりかとお察し申し上げます。

生前のご功績と市政へのご尽力に対しまして敬意の念と感謝の意をささげますとともに慎んでご冥福をお祈り申し上げます。

残されたものとしまして、今までの教を胸に今後も市政発展のため努めてまいります。

それでは、代表質問に入らせていただきます。

1. 令和4年度決算について。

令和4年度一般会計決算は、歳入総額435億5,720万円、歳出総額405億5,698万円、歳入歳出差引残額は30億22万円、令和5年度への繰り越すべき財源12億994万円を差し引いた実質収支額は17億9,028万円黒字決算でした。

歳入では、ふるさと納税による寄附金が31億6,300万円となり、令和3年度より6億8千万円増加しました。どこの自治体もふるさと納税による歳入増を目指しますので、競争も激化することが予想されます。このことから、魅力あるふるさと納税を提案する必要があります。

歳出では、防災・減災対策などに重点事業があります。近年、甚大な災害が発生しています。地震対策、水害対策など発災時の避難所開設は、市民の協働が必要です。指定避難所は、市民全員の受け入れを想定していません。対象を絞り、減災につながるよう想定した場所だと考えます。いわゆる弱者と考えられる方も多く存在しております。指定避難所を必要とする方をどのように考え、支援対策しているかが重要です。

本市の基幹産業である農業を持続可能な産業とし、世界農業遺産として発展していくために、担い手の育成は必要です。本市が取り組む農業塾は、受講者も年々増加し、新規就農者の増加に寄与しています。将来へ向けた継続的な支援が必要です。

以下、伺います。

(1) 魅力あるふるさと納税のため、本市の対策はありますか。

(2) 防災備蓄倉庫を13カ所、25棟整備しましたが、設置した場所は、どのような基準でどこに設置しましたか。また、市民への周知はどのようにしますか。

(3) 発災時、障がい者を想定した避難所や備蓄品等がありますか。

(4) 農業塾は本市の農業発展に寄与していますが、就農者の支援はどのようになっていま

すか。

## 2. 文化財の観光資源としての活用について。

本市には、多くの文化財が存在します。保全し後世に伝えることは大切です。本市の基幹産業である観光に活用できる価値ある文化財も多くありますが、観光への活用がされていない文化財も多くあります。

例えば、甲斐国分寺跡は国指定史跡であり、寺域は東西220メートル、南北240メートルの広範囲にわたり、指定面積4万6千平方メートルあります。

甲斐国分尼寺跡は国指定史跡であり、寺域は180メートル四方にわたり、指定面積は3万平方メートル以上あります。

国分寺跡・国分尼寺跡がそろって残る遺跡は稀有な存在であり、周囲の眺望も素晴らしい場所にあります。その魅力を観光に活用しきれていないと感じます。

本年、3月に誠和会・笛政クラブ合同で堀内詔子衆議院議員にもご同席いただき、文化庁への陳情で訪問した際、甲斐国分寺跡・国分尼寺跡の活用について補助金等の国の支援についてご意見を伺いました。行政の活用計画とともに地域住民による保全と活用が大切であり、より多くの人を訪れる場所であることが国の支援を受けやすいとの説明を受けました。文化庁としても現地視察をし、重要な場所との見解があると伺いました。

観光資源としての活用は、文化財の保全にとっても必要なことだと感じました。

年度末でしたが、甲斐国分尼寺跡について、遺跡等買い上げに約3,689万円、市内遺跡について発掘調査等で約187万円、甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡について史跡等保存活用計画策定に165万円の国の補助金交付の内示を受けたと聞いております。

また、八代町にある小山城跡は小高い丘の上にあり、甲府盆地の眺望も素晴らしく、桜の咲く時期には美しいお花見の場所となりますが、知名度はあまり高くはありません。県道や敷地内の看板も老朽化がみられ、文字も読めない箇所がありました。文化財を後世へ継承するためには、観光資源としての活用が必要だと感じる場所です。

このように、観光資源として期待できる文化財は、ほかにも多く存在する中で、それらを活用しきれていないのが現実だと思います。まずは、多くの市民にその存在やストーリーを知ってもらい、訪ねてみたい場所になることが重要です。

保全された文化財の活用を検討した場合、こういった説明看板の工夫が必要だと考えます。

そこで、以下、質問させていただきます。

(1) 文化財の保存と活用について、行政の方針を明確にし、その上で、賛同する市民との協働が大切だと文化庁から説明を受けました。ボランティアガイド育成や植栽活動などの市民との協働についてどのように考えますか。

(2) 市内の文化財に設置されている説明文の看板は、老朽化で文字の読めないものがみられます。市内の文化財にある説明看板は、その場所で歴史やストーリーを知るために大切なツールです。しかし、数ある文化財の全ての交換となると多くの予算が必要となります。計画的に交換する必要があると思いますが、どのように考えますか。また、予定はありますか。

(3) 令和5年度に「史跡甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡保存活用計画」の策定予定ですがその中に観光活用を含めた計画はありますか。

(4) 甲斐国分寺跡では、説明看板にQRコードがあり、そこから電子版パンフレットを読むことができます。この取り組みは、時代に合った一つの方法だと思いますが、ほかにも設置さ

れた文化財はどの程度ありますか。また、今後の予定はありますか。

3. 想定浸水深の表示等、水害対策について。

近年の水害は、100年に一度、1000年に一度といった表現がされるほど甚大な被害をもたらす水害が多発しております。私も令和3年第3回定例会での一般質問でも想定浸水深表示の必要性を述べさせていただきました。

県内でも設置する動きが広がっており、浸水想定区域のある県内21市町村のうち、甲府市や南アルプス市、富士川町など7市町村がすでに導入しております。

令和元年の長野県千曲川の決壊は、驚いた方も多かったと思います。水害で収穫できなくなったリンゴ畑の映像、復旧までの畑再生の作業は、とても他人事ではありませんでした。

本市には一級河川である笛吹川等があり、山間部から水の集まる状況です。温泉街の宿泊施設等も多く、桃狩りやぶどう狩りの観光客に周知することは難しい現実があります。誰もが水害のリスクを把握する方法として、住民はもとより住民以外の方にも避難行動の指針となる施策が想定浸水深の表示と考えます。

県内でも中央市は、令和3年に52カ所の電柱に想定浸水深表示を設置しました。韮崎市でも令和3年から設置を進め、来年度末までに400カ所の設置予定と伺いました。

県内でも設置が進んでいる中で、本市の想定浸水深表示を含めた水害対策について、以下、質問いたします。

(1) 水害時の指定避難所は、市民が全員避難できるわけではありません。

地震、水害と災害によって指定避難場所が異なる地域がありますが、周知をどのようにしていますか。

(2) 水害対策として、想定浸水深の表示を電柱や公共施設、学校等に設置する考えはありますか。

(3) 「マイ・タイムライン」の活用、啓発活動はどのようにしていますか。

(4) 小中学生にも日頃から災害に対する啓発活動として、こども版「マイ・タイムライン」を作り、防災教育に活用してはと考えます。小中学生への防災教育は、どのような取り組みを実施していますか。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

笛政クラブ、岡由子議員の代表質問にお答えをいたします。

はじめに令和4年度決算についてのご質問のうち、まず魅力あるふるさと納税のための対策についてです。

本市へのふるさと納税の返礼品として、多くの方に選ばれているシャインマスカットや桃は、全国で多くの自治体が返礼品としており、自治体間の競争が激しくなっています。

こうした中、今後も安定的に寄附額の確保を図っていくため、数量の確保はもちろんのこと、世界農業遺産に認定された地域のブランド力を最大限生かしながら、味、品質において、他の自治体と差別化を図っていくことが重要と考えています。

パンフレットやPR動画の制作、SNSを活用した情報発信など、より効果的なプロモーションを展開するとともに、寄附を受け付けるポータルサイトの拡大を図るなど、寄附額の増加に

取り組んでおります。

令和3年度からは、市内を訪れる旅行者などがスマートフォンから寄附を行うことで、その場で電子ギフトを受け取れる旅先納税の制度を、全国に先駆けて導入をしました。

また、シャインマスカットや桃だけに頼り過ぎず、年間を通じて提供できる返礼品や魅力ある返礼品の拡充にも積極的に取り組んでまいります。

次に、防災備蓄倉庫の設置場所と基準、市民への周知についてです。

避難所備蓄倉庫は、避難所の運営に必要な備品や消耗品を保管するもので、令和3年度から3カ年かけて整備をしています。

既存の拠点備蓄倉庫が近くにある指定避難所を除いた28カ所の指定避難所に、53棟の避難所備蓄倉庫を設置しています。

市では、毎年開催している避難所運営委員会において、各行政区から選任された委員を対象に避難所備蓄倉庫の整備の進捗について説明を行っています。今年度に避難所備蓄倉庫の整備が完了をし、令和6年度に配備する備蓄品の整備が完了したところで、市の広報紙等で市民の皆さまにお知らせをします。

次に、障がい者を想定した避難所や備蓄品等についてです。

本市では、災害時に指定避難所で生活することが困難な障がい者や寝たきりの高齢者等の要支援者を受け入れるため、市内8カ所の公共施設を福祉避難所に指定をしています。

また、要支援者の避難生活を支援するためには、専門的な人材の確保が必要であるため、市では、民間の福祉施設である40の事業所と災害時における要支援者の受け入れ協定を締結しているところですが、これら事業所に対し、さらにご協力をいただき、市が指定する福祉避難所として、要支援者を受け入れてもらえるよう、協定の締結に向けて協議を進めています。

現在、福祉避難所には、車いすや毛布などの物品を備えています。福祉避難所の協定締結時に事業者と協議を行い、さらに必要な備蓄品を整備します。

次に、就農者の支援についてです。

令和4年度に実施をした市単独事業は、事業主として新規就農した45歳未満の人を支援する「新規就農者支援事業」が、12件で700万円、事業専従者として親元に就農した35歳未満の人を支援する「新規就農農業後継者支援事業」が、18件で558万円でした。

また、県の補助事業を活用して、認定農業者である親族のもとに就農する50歳未満の農家子弟を対象とした親元就農経営安定支援事業が、1件で100万円、国の経営発展支援事業による認定新規就農者の機械、施設の整備に対する補助が、1件で571万2千円など、本市の更なる農業振興のため、新規就農者の農業参入支援を行いました。

続きまして、文化財の観光資源としての活用についてのご質問のうち、まず市民との協働についてです。

市では、これまで甲斐国分寺跡をはじめ、市内各地の史跡で案内を行うボランティアガイドの育成や、保育園や観光協会と連携をした花卉の植栽に取り組んできました。

これらの活動は、新型コロナウイルス感染症の影響から中断されていましたが、今後は活動を再開するとともに、さらに地域を広げて市民との協働を推進していきます。

次に、文化財説明看板の計画的交換についてです。

文化財説明看板については、現地調査や地域からの要望に基づき、毎年、更新を行っています。地域の歴史や文化を学ぶための大切なツールであることから、今後も地域からの要望のほ

か、観光客の動線なども考慮しながら計画的に更新していきます。

次に、国分寺跡、国分尼寺跡保存活用計画における観光活用の扱いについてです。

現在、甲斐国分寺跡、甲斐国分尼寺跡の保存活用計画の策定を進めています。計画では、市内の文化資源や観光資源と組み合わせた周遊など、観光面での活用についても方針を示しています。

次に、文化財説明看板へのQRコードの設置についてです。

市では、これまでに甲斐国分寺跡を含め、岡・銚子塚古墳など8カ所の説明看板にQRコードを設置しています。

今後も来訪者の動向を考慮しながらQRコードを設置していきます。

続きまして、想定浸水深の表示等、水害対策についてのご質問のうち、まず災害によって異なる指定避難所の周知についてです。

災害発生時の避難の方法、「地震」「水害」「土砂災害」の災害種別ごとに開設する指定避難所と避難する行政区の一覧、非常時の持ち出し品や円滑な避難方法をまとめた冊子「災害発生時の避難方法について」を、令和3年7月に広報紙の配布にあわせて全戸配布しました。

また、開設する指定避難所と避難する行政区の一覧は、市ホームページに掲載するとともに、毎年、広報5月号に掲載をし、周知をしております。

次に、電柱や公共施設等への想定浸水深の表示についてです。

笛吹市は、笛吹川の右岸のほぼ全域が浸水想定区域に指定されており、行政区数は60に及びます。浸水の深さを周知することは、平時からの危機意識の醸成に有効であることから、設置について検討をしています。

表示の設置に伴う将来的な維持管理も考慮し、防災アプリの拡張機能であるAR技術を活用した想定浸水深の表示についても検討をします。

次に、マイ・タイムラインの活用および啓発活動についてです。

マイ・タイムラインの計画様式は、令和4年8月の広報紙の配布に併せて全戸配布をしました。

令和5年度笛吹市総合防災訓練では、行政区における防災訓練のポイントとして、各家庭におけるマイ・タイムラインの作成の確認をお願いしています。

また、令和3年度から着手している地区防災計画策定支援のワークショップにおいて、各家庭で作成すること、行政区として活用することについても検討をし、地区防災計画の中に記載をしています。

さらに、行政区を対象とした出前学習会において、マイ・タイムラインの必要性や、作成の方法について説明を行い、各家庭でのマイ・タイムラインの作成を促進しています。

次に、小中学生への防災教育についてです。

各学校では、学校や地域の実情を踏まえ、地震や洪水等の災害を想定した危機管理マニュアルを作成しています。

児童生徒には、マニュアルに基づく災害への対処方法を指導するとともに、年間を通して計画的に各種避難訓練を実施しています。また、防災に対する意識や知識の向上を図るため、防災に関する出前授業を実施している学校もあります。

さらに、市が各家庭での作成を促進している「マイ・タイムライン」を活用し、家族で避難行動計画について話し合うよう「学校だより」などで周知をしています。



以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

岡由子君。

○1番議員（岡由子君）

再質問させていただきます。

2番、文化財の観光資源としての活用についての、2. 文化財説明看板の計画的交換についてですが、毎年交換しているとのことですが、具体的にはどの程度の実施なのかをお伺いいたします。

例えば、甲斐国分寺跡の説明看板ですが、国の補助金が多く入った国指定史跡です。しかし、その説明看板はひび割れたように劣化し、文字も読みにくく、観光資源として活用できるレベルではないように感じました。具体的に、いつごろ交換予定を計画しているのでしょうか。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

太田教育部長。

○教育部長（太田孝生君）

岡由子議員の再質問にお答えします。

文化財説明看板は、毎年3基から6基程度の交換を行っております。甲斐国分寺跡には7基の説明看板がありますが、平成29年度に4基、令和2年度に1基を交換し、令和6年度に劣化の著しい2基の交換を予定しております。その他の説明看板につきましても、順次対応していきます。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

岡由子君。

○1番議員（岡由子君）

ありがとうございます。毎年3基から6基ということで、できましたら、もう少しスピードアップしていただけると、より皆さんに分かりやすいのかなと思いました。

3番の水害対策について、意見を述べさせていただきます。終わりたいと思います。

先日の台風13号では、茨城県日立市の市役所の一部が浸水し、災害対策本部を消防署へ移し対応しているとの報道がされました。本市の市役所は笛吹川に近く、水害の場合、本部機能が果たせなくなることも想定されます。ぜひ、そちらの対策も念頭に、減災につながる水害対策をお願いしたいと思います。

以上、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（古屋始芳君）

以上で、笛政クラブの質疑および質問を終了します。

次に、誠和会、小林始君の質疑および質問を許可します。

小林始君。

○17番議員（小林始君）

誠和会の小林始です。

議長のご許可をいただきましたので、誠和会を代表して通告しました内容で質問を行います。  
はじめに去る7月17日に前島敏彦議員の突然の訃報にただただ呆然とした次第です。

前島議員は突然の病で帰らぬ人となってしまいました。長い間、市議会議員として共に活動してきた者同士として痛恨の念に堪えません。

この席をお借りいたしまして追悼の意を表したいと思っております。

前島議員は、平成16年の笛吹市発足当時から私たちと共に笛吹市議会議員として19年間、笛吹市の発展に誠心誠意尽力されて貢献されてきました。その間、第5代笛吹市議会議員や山梨県市議会議員会長職をはじめ、議会内では総務・教育厚生・建設経済常任委員長、議会運営委員会委員長、監査委員のほか一部事務組合の議長や、そのほか交通関係や経済団体などの数々の要職につき尽力されてきました。

それらの功績を認められて、国より、つい喫緊ですけれども、正六位旭日双光章の叙勲が受章されました。荣誉あることと賞賛の拍手を送りたいと思っております。

性格は温厚であり、何事にも積極的で熱心であり、社交性も抜群であるため、議会人として学ぶところが多い議員活動を行ってまいりました。

突然帰らぬ人となりましたが、前島議員の遺志を継ぎ、これからも笛吹市議会議員として笛吹市の発展を目指し、なお一層尽力することをお誓いするとともに慎んで故人のご冥福をお祈り申し上げます。

それでは、通告しました質問に入ります。

はじめに、令和4年度決算状況について質問を行います。

令和4年度決算は、過去最大の当初予算額388億8千万円に対し、78億5千万円の大幅な増額補正を行い、令和2年度に続く405億5千万円の大型決算となりました。

そこで以下、令和4年度決算の中で重点事業を行う予定であった何点かの事業について実施状況と成果、ならびに今後の方針についてお聞きします。

1点目、はじめに子育て世代住宅取得補助事業5,115万円は、子育て世帯の本市への移住・定住を促進するための子育て世帯への補助金交付の事業ですが、毎年増額補正を行った事業です。4年度は当初予算の85%の執行率でした。移住者・定住者別件数と補助金額、事業導入からの傾向、定住者の動向はどのような変化が見られるのか伺います。

2点目、石橋産業導入地区基盤整備事業1億4,392万円は、工業団地の基盤整備事業で、令和5年度予算にも多額の予算計上がされております。整備の内容、財源内訳、成果として入所企業の状況と全区画への入居見込みについて伺います。

3点目、新道峠展望台整備事業6,392万円は、令和2年度より順次整備を進めています。4年度は、事業は環境整備などを行ってきたが、その内容ならびに事業実績と本市への効果、ならびに訪れる方の傾向と今後の整備見込みについて伺います。

4点目、防災関連整備事業6,096万円は、いつ発生するか分からないため、急を急ぐ事業だと思われます。4年度は各避難所への防災物品の備蓄、地区防災計画策定、災害廃棄物処理行動マニュアル策定事業などの事業計画ですが、防災備蓄倉庫の整備状況と備蓄品の現状と廃棄状況。また、地区防災計画ならびに浸水想定区域の計画策定の実績と今後の計画。また、災害廃棄物処理行動マニュアル策定は、3年度に策定した基本計画の行動計画ですが、どのような理由で繰り越しになっているのか伺います。

5点目、特別会計のうち、農業集落排水特別会計について、繰越金がこの5年間で1千万円

から3千万円と3倍近くの増額となり、執行率も70%から57%まで年々低下しています。起債償還額が決算の63%のほかは維持管理費ですが、不用額が繰入金額くらいに増えている理由は何か伺います。

6点目、4月より市税収納率向上を目指してPay Payの納税もできるようになりました。電子マネー納税が可能となりましたが、その結果か市税収入が決算では3年度比で4億8千万円、0.5%の増収となっています。その理由は何か。また、市税納付方法で現金、口座振替、クレジット、電子マネーなどの納付割合はどのようになっているのか伺います。

2問目、多目的グラウンドの整備事業について伺います。

市では、スポーツ活動の推進を図るスポーツ・ツーリズムにも活用できるような整備に向けた計画に着手をし、その計画を進めるためにあたり検討委員会に諮問を行い、令和4年8月に答申を受け、令和5年2月に笛吹市多目的芝生グラウンド整備基本計画を作成しました。

伺います。

1点目、その基本計画として8月24日・25日の2日間、市民に対して説明会を開催しましたが、その説明会への参加者はどのくらいあったのか。また、どのような意見が出たのか、お聞きいたします。

2点目、着手予定から全体計画のスケジュールは、どのようになっているのかお聞きいたします。

3点目、建設候補地5.9ヘクタールをみさかの湯周辺としており、候補地は桃・ぶどうの果樹地帯であり、集団的な優良農地でもあります。全地権者への対応は、どのような予定になっているのか、お聞きいたします。

3問目、学校教育関係について伺います。

令和2年初めからの新型コロナウイルス蔓延で感染防止対策ということで、市民生活をはじめ、社会全体の生活様式までが変化してきました。その中でも、特に小中学校などは日常、密になりやすく、その対策のために関係者のご苦勞も並大抵のことではなかったかと思われま。そんな中、教育環境もいろんな点が変わってきましたので、何点かお聞きいたします。

1点目、GIGAスクール構想でリモート学習も可能となり、3年を経過しますが、ICT機器の活用で授業の仕方など、学校現場はどのように変わったのか。

(ア)として、ICT機器の活用で個別最適な学びの成果はできているのか。

(イ)子どもたちの学び方、行動の変化は見られるのか。

(ウ)デジタル教科書の利用の効果や授業をしていく上での影響はあるのか伺います。

2点目として、教師の働き方改革についてですが、ICT機器の活用や学校徴収金事務、給食費の公会計、校務支援システムの導入など、教育現場は様々なシステムを取ってきましたが、教師の多忙化の解消には成果が上がったのか。

(ア)として、残業期間の減少はどうなったか。

(イ)授業の準備や子どもと向き合う時間の確保は増えたのか。

(ウ)ICT機器の不慣れな教師の対応は、どのようになっているのか伺います。

3点目、全国に不登校が問題になっていますが、笛吹市の現状とステラの状況は。また、不登校児などに遠隔授業は行っているのか、伺います。

4点目、令和5年4月より自転車のヘルメット着用が義務化されました。ヘルメット着用の啓発や購入の推進は、どのようにしているのか。また現在、小中高生の着用率はどのくらいか

伺います。

4問目、各行政区からの地域要望について伺います。

毎年5月を中心に、市内の127の行政区から県、市などへの要望書を各支所経由で提出しております。また、緊急の事案は随時要望することですが、市からの回答はおおむね翌年3月ごろで、予算づけは翌年度分会計となります。各行政区では、区長任期が1年の行政区も多く、区民から大小の要望も多数ありますが、要望してもすぐには実施してもらえない。そのため要望を厳選するか、数年間も継続要望をしているとも聞いています。

地域要望件数と実施件数、実施割合、全要望の見込み事業費と単年実施事業費と割合、実施する財源は何かを3年間の実績でお聞きいたします。

また、各支所で緊急度や重要度などの優先順位の決め方、地区別枠配分などの決め方はどのようなになっているのか、お聞きいたします。

以上です。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

誠和会、小林始議員の代表質問にお答えいたします。

はじめに令和4年度決算状況についてのご質問のうち、まず子育て世代住宅取得補助事業についてです。

令和4年度の補助金交付件数は146件、交付額は4,330万円でした。このうち住宅の取得を機に市外からの移住者が39件、1,170万円、市内アパートなどからの定住者が107件、3,160万円でした。

制度を導入した平成30年度は移住者が16件、定住者が102件、令和元年度は移住者が23件、定住者が132件、令和2年度は移住者が29件、定住者が133件、令和3年度は移住者が22件、定住者が113件で、ウッドショック等の影響を受けた令和3年度を除き、市外からの移住については、増加傾向にあります。

次に、石橋産業導入地区基盤整備事業の整備内容等についてです。

令和4年度は、配水管布設設計業務、配水管布設工事220メートル、下水道管渠布設工事736メートルを実施しました。事業費は8,714万円で、その2分の1を県が負担しています。

現在、石橋産業導入地区に入居している企業は10社あり、約600人を雇用しています。

また、現在、操業に向けて2社から入居申込を受けており、関係各課が調整を行っています。

入居企業が決まっていない区画が5区画あるため、引き続き地元雇用の促進につながるよう、優良企業の誘致に努めていきます。

次に、新道峠展望台整備事業の事業内容と今後の整備見込みについてです。

令和4年度は、4月25日から11月28日までの間、FUJIYAMAツインテラスへの送迎バスの運行を行うとともに、すずらん群生地駐車場に環境に配慮したトイレを設置をし、来場客の利便性向上を図りました。

送迎バスの利用者数は2万1,470人でした。利用者の傾向の分析は行っていませんが、駐車場には県外ナンバーの車も目立ち、芦川農産物直売所や沢妻亭の売上、石和春日居温泉郷

の宿泊客が増加するなど、地域への集客や本市の知名度の向上につながっています。

今後は、新道峠の魅力の向上と更なる誘客につなげるため、すずらん群生地駐車場に、民間事業者の経験やノウハウを活用したDBO方式により、FUJIYAMAツインテラスのエントランス施設として、観光案内所や飲食スペースの整備を進めていきます。

次に、防災備蓄品の現状と廃棄、地区防災計画および災害廃棄物処理行動マニュアルの策定についてです。

各指定避難所に避難所備蓄倉庫を設置する、防災備蓄倉庫整備事業の進捗状況は、今年度12カ所に22棟設置し完了をします。今年度整備した避難所備蓄倉庫への、発災時に必要となる備品や消耗品の配備は、令和6年度に行い、事業が完了します。

拠点備蓄倉庫には、中長期の避難に必要となる毛布、パーティション、ハイブリッド発電機、食品や保存水等を保管しています。

賞味期限のある食品は、期限を迎える前に、市内の生活困窮者に配布し、残りをフードバンクに寄附をしています。保存水については、5年保存水を購入しており、5年以上経過した保存水は、生活用水として使えるよう2年程度保管をし、それ以上経過するものは、廃棄をしています。

また、地区防災計画策定の実績については、モデル地区を選定をし、令和3年度が、浸水想定区域と土砂災害警戒区域を除く「その他区域」として5行政区、令和4年度が「浸水想定区域内」として4行政区、令和5年度が「土砂災害警戒区域内」として4行政区で計画策定を行い、今年度末には、13の行政区において計画が完成することになり、それぞれの区域のひな型と作成マニュアルがそろいます。

モデル地区以外の行政区に展開するため、令和4年10月から12月および令和5年4月に、各区長会で地区防災計画の策定支援について説明をしています。

今後も引き続き区長会において、その必要性などを丁寧に説明をし、地区防災計画の策定を支援します。

災害廃棄物処理行動マニュアル策定業務が繰り越しになった理由は、庁内の協議や調整に時間を要したことおよび、新たな被害想定を踏まえた地域防災計画の改定作業の進捗に併せて繰り越しをしました。

現在、災害廃棄物処理行動マニュアル策定は、令和5年9月末を予定をしています。

次に、農業集落排水特別会計の不用額の増加理由についてです。

農業集落排水施設は、通常の修繕とは別に、マンホールポンプの交換など突発的に多額の費用がかかる改修などがあることから、前年度の繰越金を予備費に計上する中で対応しています。

ここ数年は、修繕に係る費用が低額であったこと、また、突発的な改修などの事案が発生していないことから、不用額が増え、執行率が低下をしています。

次に、収納率向上の要因と市税納付方法別の割合についてです。

収納率向上の要因は、新たな滞納を生じさせない取組として督促状や催告書による納付の促し方法を工夫するとともに、スマートフォンアプリによる収納の導入など納付環境の整備を行ったことにより、現年課税分の収納率は99.1%になりました。また、財産調査の電子調査や電子差押を導入し、滞納整理を効率的に進めたことおよび県税事務所職員の受け入れや県税事務所への職員派遣により、職員の徴収技術が向上したことで滞納整理が進み、滞納繰越分を含めた市税収納率は過去最高の95%となりました。

市税納付方法別の割合は、金融機関等での現金納付が46.8%、コンビニでの納付が28.9%、口座振替が19.7%、スマートフォンアプリを使用した納付が2.4%、エルタックスを利用した電子納付が1.8%、クレジットカード納付が0.4%でした。

今後も継続して県税事務所へ職員を派遣をし、徴収技術の向上を図るとともに、差押えなど滞納整理業務を効率的、効果的に実施していきます。

続きまして、多目的芝生グラウンド整備事業についてのご質問のうち、まず市民説明会の参加者数と意見についてです。

多目的芝生グラウンド整備基本計画の説明会には、2日間で延べ298人と、大勢の市民の皆さまにご参加をいただきました。

基本計画の説明後に設けた質疑応答では、早期の整備を望む意見、整備費用や財源に関する質問のほか、用地や農地、スポーツ・ツーリズム、導入する人工芝、環境への影響などの様々な質問やご意見が出されました。基本計画の内容とともに、質疑応答にも丁寧に答えさせていただいたことで、市民の皆さまのご理解が深まったものと考えています。

次に、スケジュールについてです。

令和5年度は、地権者の皆さま、整備候補地の行政区および周辺行政区の皆さまに、基本計画について丁寧な説明を行い、ご理解を得ながら、基本設計や測量等に着手をします。また、用地取得や工事着手に向け、関係機関との協議を行います。

令和6年度以降は、基本設計を踏まえた実施設計に着手をし、用地取得後に建設工事を行い、令和9年度中の完成を目指します。

次に、地権者への対応についてです。

地権者の皆さまへの説明会は、開催時期について整備候補地の行政区の役員と協議する中で、農作業が一段落をする10月以降が望ましいとの意向があったことから、10月に地権者を対象とした説明会を行います。

多目的芝生グラウンド整備基本計画を基に、整備目的、整備内容、スケジュール等を丁寧に説明させていただき、ご理解を得ながら進めていきます。

続きまして、学校教育関係についてのご質問のうち、まずICT機器の活用による学校現場の変化についてです。

個別最適な学びの成果について、個別最適な学びとは、一人ひとりの特性や学習到達度に応じて、学習方法を柔軟に対応する「指導の個別化」と自分の興味関心のあるものを選んで学んだり、表現したりする「学習の個性化」に対応した学びのことを言います。

市内の学校では、ほぼ毎日タブレットや大型提示装置等のICT機器やデジタル教材を授業で活用しています。学校からは、児童生徒が自らの疑問について深く調べることや、自分に合った進度で学習することが容易になり、学習意欲が高められたとの報告も受けています。

また、小学校全学年に導入したAI機能を有するデジタルドリルにより、個々の理解に応じた問題に取り組めるため、個別最適な学びができています。

子どもたちの学び方や行動の変化については、ICT機器による画像や動画を活用した授業を行うことで、児童生徒の興味関心や学習に対するモチベーションが向上し、自ら進んで学ぶ姿や友だちと協力して学ぶ姿が多く見られるようになりました。

また、ICT機器を使用して、必要な情報を探したり、その情報を活用したりすることで、情報化社会に対応していく力である情報活用能力が養われてきています。

デジタル教科書の効果や影響については、市内の全ての小中学校で、英語のデジタル教科書を導入しています。また、算数や数学を導入している学校もあります。

デジタル教科書は、拡大表示、動画や音声の再生、書き込みや編集などが可能で、これらの機能の活用により、学習の幅が広がり、学習指導要領で目指す、主体的・対話的で深い学びができています。

目が疲れるなどの健康上の影響については、文部科学省の「児童生徒の健康に留意してICTを活用するためのガイドブック」に基づき、教室の明るさや文字の見やすさなどを配慮しています。

次に、ICT機器の活用等による教師の多忙化の解消についてです。

残業時間について、令和4年度の笛吹市在校時間報告調査では、時間外在校時間が月80時間を超える教職員の割合は8.1%で、令和3年度の11.2%より3.1ポイント減少しており、学校からも業務の効率化を実感していると聞いています。

授業準備や子どもと向き合う時間の確保については、校務支援システムの導入、給食費の公会計化や市役所における学校徴収金事務の実施、大型プリンターの設置、市費負担講師や学校サポーターなどの配置により、教職員の負担は軽減し、授業準備や子どもと向き合う時間の確保につながっています。

ICT機器に不慣れな教師への対応については、ICT機器活用のサポートや機器に不慣れな教員を補助するために、今年度から、ICT支援員を教育委員会内に配置をし、支援員による学習会の実施や日常的な支援を行っています。

また、ICTに関わるトラブルや相談に対応する「ヘルプデスク」を開設をし、教員のサポート体制を整えました。

次に、不登校児の現状とステラの利用状況、不登校児などへの遠隔教育についてです。

令和4年度末時点における、市内小中学校で延べ30日以上長期欠席者は180人で、全体の児童生徒数の3.8%です。

教育支援センターステラを利用できる小学校5年生以上で、延べ30日以上長期欠席者は144人、このうちステラを利用している児童生徒は25人で、17.3%です。

また、不登校児童生徒に対する遠隔教育として、ニーズに応じて授業を配信している学校もあります。

次に自転車のヘルメット着用の啓発や購入の推進、小中高生の着用率についてです。

小中高生における自転車のヘルメット着用率は把握していませんが、ヘルメット着用については、各小中学校で啓発を行っているほか、専門交通指導員による交通安全教室や自転車教室などでも啓発活動を行っています。

また、笛吹高等学校についても、ヘルメット着用の指導をしていると伺っております。

続きまして、各行政区からの要望についてのご質問のうち、まず要望件数、実施件数、事業費等についてです。

令和3年度は、要望419件のうち138件を事業化し、実施率は32.9%、事業費は約4億6千万円でした。令和4年度は、要望506件のうち135件を事業化し、実施率は26.7%、事業費は約3億6千万円でした。令和5年度は、要望594件のうち189件を事業化し、実施率は31.8%を見込んでおり、事業費は、9月補正予算ベースで約3億6千万円となっています。財源については、主に一般財源を充てますが、事業内容によっては県補助金な

どを活用しています。

なお、事業費については、翌年度実施予定の要望の事業費のみを積算するため、全ての要望に対する事業費は積算していません。

次に、各支所での優先順位付けおよび地区別枠配分についてです。

各行政区からの要望については、いったん各支所で受け付けた上で、要望内容に応じて担当課に集約をされます。担当課では、市内全域を対象に、現地を確認の上、実施の必要性、緊急性などに応じて優先順位を付けています。

なお、令和4年度からは特に要望件数が多い農林土木課および土木課の要望について、実施の必要性、緊急性などを点数化をした評価基準を用いて優先順位付けを行い、実施の可否を判断していることから、地区別の優先順位や予算の枠配分はありません。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

小林始君。

○17番議員（小林始君）

丁寧な答弁ありがとうございました。おおむね理解できましたけども、1点だけちょっとお聞きいたします。

各行政区からの要望事項ですけども、これは第1回の定例会本会議でも、河野議員がやはり代表質問していますけれども、私はあえて思いが叶うまでと思って、2回も3回もやるつもりで今回やりましたけども、というのは今回、令和3年度、4年度、令和5年度の地域要望の数値を今お聞きしましたけども、大体、事業執行率が30%前後なんですよね。この30%が令和3年度の数値前も、ほとんどこういう数字なんです。大体30%。大体、議会の行政としての事業の30%といたら、これはかなりクレームが来るんですけども、この要望事項に関しては、あえてそこまで私も当てはめませんが、しかしこの30%の数字はとにかく区長さん方に聞いてみても、予算ないからしょうがねえじゃんね、予算がねえだつてよ、これで終わりなんですけども、この30%の事業を、70%は未執行なんですけども、翌年度のまた要望事項の中へ70%が再提出で、また入ってくるんですよ。その70%の再要望で、30%がまた新規なんですけども、これがもうずっと、合併のいつごろからか、私も全部、把握していませんけども、ずっとこれが繰り返なんです。30%の事業執行率が。ということで、これ市長、この数字をもう少し、私は100%とは言いませんけれども、50%ぐらいにぜひとも上げてほしいなと思っていますけども、これはやっぱり執行側の、特に市長の判断にもよる部分が大いぶあると思います。でね、私が思うには50%の執行率を決めて、それから予算付けしたらどうですかね。そういう提案ですけども、市長、どうですかね。答弁をお願いします。あまり、通告してありませんけどもね。すみません。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

大変、さすがベテランの議員、昔の話からいろいろですね、現在の話までしていただきましてありがとうございます。



正直、私も今回、この質問を受けまして、実施の執行率というのが30%前後というふうなことを承知しました。ご存じのとおり要望事項がこれだけ多いわけですから、なかなかいっぺん、1年、2年で簡単にどんどんどんどん回していくということがなかなか難しいわけですから、今、議員から言われたように、地域の要望というのは非常に多岐にわたりますけれど、やはりかなり地域の思いもあることは事実でございますから、できるだけ多くの実施ができるような体制づくりというのも、今後考えていきたいというふうに思います。

先ほど最後に言われたお金を先に付けてからやるというのは、なかなか一つの案かもしれませんが、そのへんはまたよく財政とも話をしながら、よく検討していきたいなと思いますし、それともう一つは、意外に、私ちょっと正直思ったのが、要望件数は多いんですけど、実施だって結局130件から150件やっているんですよね、1年間で。今回、いみじくも少しそういうことで予算を、補正をもたせていただいて、緊急性のあるところを少しやらせていただいたんですけど、やはり今いる職員の数もちょっと正直言っているいろいろあるんです。これ以上、たぶんかなりペースを上げていくと、ちょっと今度やり切れないというところが出てきてしまいますから、職員をなかなか増やすというのもなかなか厳しいんですけど、いずれにしてもそういうふうな受ける側、そしてやる側と、いろいろやっぱりそのへんの数のバランスもありますので、そのへんも含めながらとにかく少し、考えていきたいなというふうに思いますし、できるだけ取り組んでいきたいと思いますので、貴重なご意見ありがとうございました。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

小林始君。

○17番議員（小林始君）

市長、よろしくお願ひいたします。期待しています。

終わります。ありがとうございました。

○議長（古屋始芳君）

以上で、誠和会の質疑および質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開を午後2時30分といたします。

休憩 午後 2時18分

---

再開 午後 2時28分

○議長（古屋始芳君）

再開いたします。

次に公明党、渡辺清美君の質疑および質問を許可します。

渡辺清美君。

○14番議員（渡辺清美君）

公明党の渡辺清美です。

議長の許可をいただきましたので、公明党を代表し、3点伺わせていただきます。

はじめに、奨学金返還支援制度について伺います。

公明党は、今まででも学びたい人が、経済的な理由により進学が諦めなければならない社会、

そういうことがない社会を目指し、奨学金の対象者の拡大や、返済不要の給付型奨学金の実現に取り組んできました。

返還延滞者数が全国的に急増しており、その理由は、家計の収入減や支出増で、延滞が長引くその背景には、本人の低所得や延滞額の増加などが指摘されています。

こうした利用者の負担軽減に向け、返還を肩代わりする支援制度が2015年から実施されています。一定期間定住し、就職するなどの条件を満たせば、対象者の奨学金の返済を自治体が支援する制度で、2022年6月現在で全国615の市町村が導入しております。

自治体と地元企業などが基金をつくることが条件で、国が自治体の負担額の2分の1を特別交付税で支援する枠組みでスタートしましたが、公明党がこの制度の拡充を「青年政策2020」の一つとし、当時の安倍首相に政策提言し、2020年6月にこの制度が拡充されました。

それにより、市町村では基金を設置することが不要となり、また国の自治体に対する、この支援の範囲も負担額の2分の1から、上限はありますが全額まで拡大されました。

そこで、奨学金返還に悩む若者の負担を軽減するとともに、地方創生の観点から地方定着を促す本制度を本市においても実施することがよいのではないかと思います。所見をお伺いいたします。

2点目としまして、水害における被災家屋認定調査の迅速化についてお伺いいたします。

災害時の支援金給付のために必要な罹災証明書の交付手続きの迅速化のために、内閣府は自治体と損害保険会社との連携を推進しています。

水害の分野では、民間企業が調査した浸水の深さといった情報や、ドローンで撮影した画像を自治体に提供し、自治体が役立っている事例もあります。

そこで、災害対策基本法第90条の2に基づいて、発行される罹災証明書などについて以下3点お伺いいたします。

(1) として、ハザードマップの警戒区域で水災害が起きたと想定し、罹災証明書の交付のために必要な被災認定調査の実施体制について現在の状況を伺うとともに、本市では、この被災認定調査はどのくらいの期間が要することになっているのか、伺います。

(2) として、損害保険は調査から支払いまで最短3日間で完了するとしています。また、自治体によっては、交付申請も損保会社経由で可能としています。被災者による自治体への手続きも必要としていないケースも増えており、こうした官民連携のこのような取り組みをどう評価するのか。また、導入を検討すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

(3) として、住民が屋根に上がれず、屋根が壊れているかどうか確認できない場合に、悪徳業者が「隣の屋根にのぼり作業をしたが、お宅の屋根も少し壊れていますのでブルーシートをしましょう」と言って、後に多額な請求をする事案が起きています。損保会社がドローンで被害状況を調査するケースも増えており、損保会社の映像を提供してもらい、被災者にこれを情報提供すれば、悪徳業者から騙されることも少なくなると思います。こうした取り組みができるかどうか、このへんについてお伺いいたします。

3点目としまして、通学路への防犯灯の設置についてお伺いいたします。

令和4年第2回定例会の一般質問で、通学路における安全対策の取組について質問し、市からは児童生徒に対する安全教育、道路への外側線やグリーンベルト、あとは右折レーンの設置などを進めていくという、そういう答弁がありました。

これらの取組に加え、市内では笛吹高等学校も所在していることから、高等学校の通学路における安全対策の推進も必要です。特に笛吹高等学校の南側に位置する国道20号成田交差点から八代方面に通じる市道および農道は、笛吹高等学校の生徒が、通学路として多くの生徒が通っておりますが、しかし防犯灯が少なく、住宅もあまりないために、夜間では本当に暗くなっております。

現在、市は、当該路線に防犯灯の設置を進めており、これが完了することで、笛吹高等学校の生徒の方々をはじめ、利用する多くの方々の安全・安心につながるものと大変期待しております。

そこで、現在の進捗状況などについて、以下3点お伺いいたします。

(1)として、当該路線に設置する防犯灯の基数と現在の進捗状況についてお伺いいたします。

(2)として、今後のスケジュールについてお伺いいたします。

(3)として、当該路線に設置した防犯灯について、誰が維持管理費を負担するのか、お伺いいたします。

よろしくお伺いいたします。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

公明党、渡辺清美議員の代表質問にお答えをいたします。

はじめに、奨学金返還支援制度についてです。

奨学金返還支援制度は、市内に一定期間居住することや就業することなどの助成要件を設けた上で、奨学金の返還を市が支援する制度で、将来の地域の担い手となる若者たちの定住促進につながることを期待をされています。

県内では、助成要件などが多少異なるものの、山梨県のほか、8市町が本制度を導入しています。こうした自治体の利用状況や導入効果などを参考に、実施に向けた検討を進めてまいります。

続きまして、水害における被災家屋認定調査の迅速化についてのご質問のうち、まず被害認定調査の実施体制および調査期間についてです。

罹災証明書を交付するための被害認定調査は、税務課の家屋調査を担当している職員を中心に調査を実施しています。大規模災害の発災後は、おおむね1週間以内に調査業務を実施します。

また、申請から証明書の発行までの期間は、災害規模により前後するものの、おおむね1カ月以内の発行を目指しています。

次に、罹災証明書発行に伴う官民連携の取組についてです。

罹災証明書の発行業務は、内閣府が示す災害に係る住家の被害認定基準運用指針や災害の被害認定基準などにに基づき行っています。

一方、損害保険会社においては、認定基準や調査の対象部位、損害割合の算定方法などが、国の基準と異なると聞いています。

今後、罹災証明書に関する官民連携の取組を行っている自治体の事例を調査しまして、罹災

証明書の速やかな発行に向けて検討をしていきます。

次に、悪徳業者に騙されない取組についてです。

災害時に市民の皆さまが悪徳業者の被害にあわないように、被害の事例を市のホームページや広報紙に掲載するなど注意喚起を行います。

続きまして、通学路への防犯灯の設置についてのご質問のうち、まず当該路線に設置する防犯灯の基数と進捗状況についてです。

当該路線の全長1.7キロメートルに、全部で39基の防犯灯を整備する計画であり、令和5年8月31日現在、18基の設置が完了し、点灯を開始しています。

次に、今後のスケジュールについてです。

令和5年度末までに全ての防犯灯の設置を完了させ、点灯できるよう事業を進めてまいります。

次に、維持管理費の負担についてです。

当該路線の防犯灯については、笛吹高等学校から設置要望があったことなどを踏まえ、笛吹高等学校に通学する生徒をはじめ、利用する方々の夜間における自転車や歩行での安全や犯罪の未然防止等を図るために市が政策的に設置したものであり、維持管理費は市が負担いたします。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺清美君。

○14番議員（渡辺清美君）

ありがとうございました。

2番目の質問の中の、悪徳業者が屋根のという、その部分がございますけれども、実は2日ばかり前の私のところに来まして、私の家の屋根は下から見ても、南から見ても、本当にこうなっていますので、どうなっているか心配なので、毎日、自分として見えていますけれども、若い30代の男性が来まして、お宅の屋根、めくれていますよ、1枚と言われて、来まして、まさか質問している内容に、直接来るとは思いませんでしたけれども、やはり台風あとでしたので、やはりそういうときはそういう人たちが動いているのかな、市内にもということを感じました。

そこで、平常においてもそのような、何か市民に対する対策とか、そういったようなことをまたしていただきたいと思っておりますけれども、そのようなことは、現在はどのようにしているか、教えてください。すみません。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

市民環境部長。

○市民環境部長（市川要司君）

渡辺清美議員の再質問にお答えします。

災害時だけではなく、平常時にも市民が悪徳業者に騙されないよう、市として取り組みをされているかということでございますけれども、平常時から市のホームページなどで注意喚起を行うとともに、市民活動支援課内にある笛吹市消費生活センターで訪問販売や電話勧誘による契約上のトラブル等につきまして相談窓口を設けておりまして、解決のための助言や情報提供

など、利用に応じた支援を行っております。

以上でございます。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺清美君。

○14番議員（渡辺清美君）

ありがとうございました。実際に本人がやってくると、戸惑う方もやはりいると思いますので、区長さんたちを通して地域にそういったこともご報告していただきたいと思いますので、今後ともご指導をお願いいたします。

本当に災害、今回は水害について私は第2問に出させていただきました。それは地震とか風とか、そういった災害の場合は、やはり認定が一般の保険会社と、そして罹災証明のほうの関係の見方が違うということは承知しておりましたので、そのへんを水害のみにさせていただきました。

しかし、国としても、公明党のほうでまた地震とか風水害のとき、そういったときもしっかり、風に対してもしっかりと今後、その認定基準は同じにするような方向に進んでおりますので、もしそうになりましたら速やかに、またいろんな面でご指導をいただきたいと思います。

本当に災害はいつ来るか分かりませんし、甚大な被害が多数ございます。日本列島の南側からずっとフィリピン海プレートが押し寄せてきております。本当に1年間に4センチだそうです、その速度が。それは人間の爪が伸びる速度がそうですけれども、南海トラフ巨大地震まであと30年と国が言っていましたけれども、もうあとわずか、15年あるかどうかでございます。どうか、いつ起こるか分かりませんので、この点をどうか、今からいろんな面で、皆さまのお知恵を発揮していただいて、そしてしっかりと市民の皆さまが本当に最小限の被害で済むよう、ご指導をよろしくお願ひしたいと思いますので、大変に今回はありがとうございました。今後ともよろしくお願ひいたします。

○議長（古屋始芳君）

以上で、公明党の質疑および質問を終了します。

次に、日本共産党、河野智子君の質疑および質問を許可します。

河野智子君。

○5番議員（河野智子君）

日本共産党の河野智子です。

議長の許可をいただきましたので、日本共産党を代表し質問をいたします。

まず1問目、Pay Payポイント還元による「笛吹市消費喚起キャンペーン事業」についてです。

この議案には日本共産党議員団も賛成しましたが、その後の経緯および検討によって、賛成すべきではなかったと反省しているところです。この消費喚起キャンペーン事業ですが、笛吹市内に及ぼす経済効果が大きいことは明らかですが、いくつかの問題点があり、市民の中での不公平感があることは否めません。

今後の参考のために、市政の健全な運営のために、私たちの反省も込め、質問いたします。

(1) 全国また、市内でPay Pay利用者の割合はどのくらいでしょうか。

(2) 市外の人利用額およびポイント取得額はいくらか。また何%でしょうか。

(3) P a y P a y 以外に類似の決済制度はあるでしょうか。

本キャンペーンの予算額は10億円超、市が支払うポイント付与手数料などが3千万円超、業者の売上手数料が約7千万円、計1億円を独占的にP a y P a y 株式会社にもたらすこととなります。競争原理を働かせる契約であったでしょうか。

(4) 手数料がかかる、P a y P a y など分からないなどの理由で、本キャンペーンに参加しなかった事業者もあります。市内対象事業者のうち本事業に参加した事業者数、参加しなかった事業者数はいくつでしょうか。

(5) 事業者の平均利用額、ポイント付与額はいくらか。利用額ベストスリーの業者の業種とその金額はいくらでしょうか。

(6) 利用傾向は買いだめができる酒、たばこ、米など、またガソリンの市外利用などが目につきました。旅館、観光への利用も大きいと思いますが、これは他地域の伸び率と比較しなければ効果を判断できません。本キャンペーンは、市内経済の活性化が目的ですが、業種ごとに効果は異なると思います。その分析結果はどうだったでしょうか。

(7) 多額の市費を使った事業であり、平等性・公平性および効果について十分に検証・総括し、今後の政策に生かすことが必要です。検証と総括を行い、その結果を公表することを求めますが、どうでしょうか。

2問目、自衛隊への名簿提供の中止を求めるについて質問いたします。

6月議会で自衛隊への名簿提供について質問したところ、笛吹市も合併時の平成16年から紙媒体の名簿を提供しているとの回答がありました。市民に知らされることなく、名簿が提供されていたことに、市民から驚きの声が聞かれています。

平成16年と現在では自衛隊の置かれた状況も大きく変わっています。戦後日本は、平和憲法の下、専守防衛を貫き、自衛隊員が戦闘で死ぬことはありませんでした。しかし、今の政権は軍事費を増やし、他国を攻撃できるミサイルを日本に配備しようとしており、自衛隊員の危険性は高まっています。

海外で戦争するようになる、自衛隊に若者を送り出していいのか、さらにいじめ、パワハラ、自殺が多い組織に間接的に加担することになるのではないかなど、自治体としての責任が問われます。提供していない自治体もあり、名簿の提供の中止を求め、以下伺います。

(1) 今年度の名簿提供の対象は何年生まれで、何名でしょうか。

(2) 名簿がどのように利用されているか把握しているでしょうか。

(3) 名簿提供後の管理状況はどうなっているでしょうか。

(4) 6月議会で情報提供を望まない市民に対し、除外申請できるようにすべきと求めましたが、検討されたでしょうか。

(5) 名簿提供は義務ではないと思うが、どうでしょうか。

(6) 名簿提供を中止すべきと考えますが、検討する考えはあるでしょうか。

3問目、エアコン設置助成・電気代助成について質問いたします。

今年の夏も最高気温が40度近くまで上がり、熱中症警戒アラートがたびたび発令されました。近年の暑さは自然災害といえ、その対策が求められています。熱中症による救急搬送も最も多い発生場所は住居で、夜間であってもエアコンを使用するよう推奨されています。

しかし、物価高騰の影響で生活が苦しく、エアコンを設置できない家庭も多くあります。また、電気代の高騰によりエアコンがあっても使用を控える方もいます。自治体によっては、高

齢者世帯がエアコンを設置した場合に助成する事業を行っているところがあります。福島県喜多方市では、65歳以上の住民税非課税世帯に3万7千円を上限として助成を行っています。富山市、泉佐野市などいくつかの自治体でも上限金額は異なりますが、助成事業を行っています。また、生活保護世帯に対し、2018年から家具什器費でエアコンの購入費用も支給されるようになりましたが、自治体によって判断が異なり、基準徹底を求める声があるといえます。

以下、伺います。

(1) 生活保護世帯にエアコン購入費用が支給されるのは、どのような場合でしょうか。

(2) 生活保護世帯にエアコンがあるか、把握しているでしょうか。

(3) 2018年以降、笛吹市内でエアコンの購入費用を支給された例はあるでしょうか。あるとしたら何件でしょうか。

(4) ほかの自治体で行っている、高齢者に対するエアコン助成制度を笛吹市でも検討してはどうでしょうか。

(5) 低所得者の世帯に対し、電気代を助成し、安心してエアコンを使えるような対策が必要だと思いますが、どうでしょうか。

以上、質問といたします。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

日本共産党、河野智子議員の代表質問にお答えいたします。

はじめに、笛吹市消費喚起キャンペーン事業についてのご質問のうち、まずPay Pay利用者の割合、市外の人利用額およびポイント取得額とその割合については、Pay Pay株式会社から公表はされていません。

次に、競争原理を働かせる契約であったかについてです。

Pay Payを導入するにあたり、他のQRコード決済会社との比較を行いました。国内QRコード決済事業者16社のうち、Pay Payは全国の会員数5,800万人で、決済回数および決済金額のシェアが国内1位であるとともに、他のQRコード決済に比べ決済手数料が安価になっています。

また、令和3年度にも本市では消費喚起キャンペーンを実施しており、市内事業者が新たな決済方法を導入することなく参加しやすい環境となっていることから、Pay Pay株式会社と本事業を実施しました。

次に、本事業への参加事業者数および不参加事業者数についてです。

本事業に参加した事業者の数は1,045店舗です。参加しなかった事業者の数は把握していません。

次に事業者の平均利用額、ポイント付与額、利用額が多い上位3位までの業種とその金額についてです。

総利用金額約37億円と総ポイント付与額約10億円を事業者数1,045件で除した1事業所当たりの事業利用額は約350万円、ポイント付与額は約95万円です。

利用額が多い業種上位3位の利用額は、小売業約23億3千万円、飲食業約5億9千万円、宿泊業約4億1千万円です。

次に、業種ごとの分析結果についてです。

小売業、サービス業、飲食業など、様々な業種で幅広く利用されており、本事業の目的である市内経済の活性化につながったと考えています。

次に、検証と総括、結果の公表についてです。

現在、キャンペーンに参加した全事業者へのアンケート調査を実施しており、その調査結果がまとめ次第、市ホームページに公開をする予定です。

続きまして、自衛隊への名簿提供についてのご質問のうち、まず今年度の名簿提供の対象者についてです。

今年度は、令和5年4月17日付け自衛隊山梨地方協力本部からの依頼に基づき、平成17年4月2日から平成18年4月1日生まれまでの、600人の名簿提供を行いました。

次に、名簿の利用状況についてです。

自衛隊山梨地方協力本部において、名簿に登載されている対象者全員に、自衛官募集の案内はがきを郵送しています。

次に、名簿の管理状況についてです。

自衛隊山梨地方協力本部では、名簿は鍵のかかる棚に保管をし、利用後、裁断し破棄しています。

次に、除外申請の検討についてです。

例年2月、名簿提供の依頼があります。

自衛隊への情報提供を希望されない方については、今年度から他市の例を参考に、自衛隊へ提供する情報から除外することとしています。その周知については、市のホームページと広報紙で行います。

次に、名簿提供は義務ではないと思う、名簿提供の中止の考えについてです。

自衛隊法施行令第120条では「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、市長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる」と規定されています。

ここで言う資料の中には、住民基本台帳の一部の写し等が含まれることから、本市では防衛大臣からの求めに応じ、紙媒体による名簿提供をしています。

名簿提供を中止する考えはありません。

続きまして、エアコンの設置助成・電気代助成についてのご質問のうち、まず生活保護世帯に対するエアコン購入費の支給要件についてです。

国が定める生活保護法による保護の実施要領において、「生活保護世帯に属する被保護者に熱中症予防が特に必要とされる者がいる場合であって、最低生活に直接必要な冷房器具の持ち合わせがなくやむを得ない場合には、購入に要する費用について6万2千円の範囲内で必要な額を認定できる」と規定されていることから、この要領に沿って対応しています。

次に、生活保護世帯に係るエアコン設置の把握についてです。

生活保護開始時の居宅確認を行う際、エアコンを含め、生活に必要な家財道具の有無を確認しています。

次に、平成30年以降におけるエアコン購入費の支給件数についてです。

平成30年7月に生活保護法による保護の実施要領が一部改正をされ、生活保護世帯への冷房器具購入費の支給が可能となりました。これまでの支給件数は8件です。



次に、高齢者に対するエアコンの設置助成についてです。

国や県の動向、他市の状況を注視しながら検討していきます。

次に、低所得世帯に対する電気代の助成についてです。

低所得世帯に対する助成として、市では、令和4年度に、県が負担する1万5千円に、市独自で1万5千円を上乗せをし、1世帯当たり3万円を給付する生活困窮者緊急生活支援金支援事業を実施し、6,757世帯に2億271万円を給付しました。

また、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業として、令和4年度に1世帯当たり5万円を、6,350世帯に対し3億1,750万円を給付をし、さらに令和5年度に電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業として、1世帯当たり3万円を、8月31日現在、5,493世帯に対し1億6,479万円を給付をしました。

低所得世帯への電気代の助成については、今後も国・県の動向を注視しながら検討していきます。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

河野智子君。

○5番議員（河野智子君）

笛吹市の消費喚起キャンペーンの検証と総括についてですけれども、キャンペーンに参加した全事業者へのアンケート調査を実施しているということですが、キャンペーンに参加していない事業者に対しても、なぜ参加しなかったのか、どんな事業であれば参加できるかなどを調査すべきと考えますが、そういった考えはあるのでしょうか。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（河野英明君）

日本共産党、河野智子議員の再質問にお答えします。

キャンペーンに参加していない事業者を把握することが難しいことから、調査を行う予定はありません。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

河野智子君。

○5番議員（河野智子君）

Pay PayはQRコード決済会社の中で決済金額のシェアが国内1位とありますが、市内・市外利用者の割合も分からず、笛吹市民の中にもスマートフォンを持っていても使い方が分からないためPay Payを使わない人、スマートフォンを持っていない人もおり、キャンペーン事業に参加できない人にとっては、どうしても不公平感が拭えません。

笛吹市では、市民全員に1万円の商品券を配布する事業を行ったこともあり、市民誰もが参加できる事業を今後も継続していただきたいと思います。

今回の消費喚起キャンペーンは、10億円以上の予算を使った事業となりました。その効果

についてはしっかりと検証し、今後の施策に生かしていただきたいと思います。

自衛隊への名簿提供について中止する考えはないという回答は残念です。笛吹市では毎年名簿を提供してきたわけですが、そのうち何名が自衛隊へ入隊したとか、そういう報告を受けているのでしょうか。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小林匡君）

日本共産党、河野智子議員の再質問にお答えします。

自衛隊山梨地方協力本部からの報告によりますと、本市から自衛隊へ入隊した人数につきましては、令和元年度が11人、令和2年度が12人、令和3年度が5人、令和4年度が3人あります。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

河野智子君。

○5番議員（河野智子君）

今年度から除外申請を受け付けるということですので、市民への周知をしっかりとさせていただきたいと思います。

ただ、名簿提供を本人が知らないということにも問題があると思います。対象者が18歳の高校生であるので、市の広報やホームページを見ることはほとんどないのではないのでしょうか。

対象者が600人ということですので、本人宛てに名簿の提供をしてもよいかどうか通知する方法は取れないのでしょうか。一人ひとりに郵送する、あるいは学校を通して渡す等の方法が考えられますけれども、いかがでしょうか。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（雨宮和博君）

日本共産党、河野智子議員の再質問にお答えをいたします。

市長答弁でもございましたとおり、この事務については、法令に基づく国の受諾事務と理解をしておるところでございます。この名簿提供の希望有無について、それを各ご家庭、各個人に求めることは必要ない旨、国のほうの見解であるということも承知をしています。

その中であって、本市では個人の意思の尊重ということを勘案する中で、県内全市に先駆けて、今回その名簿提供の除外ということ募るといふ決断をしたところでございます。

ですので、一番はじめに答弁したとおり、私ども法定事務の中で行っているものですので、河野議員が要望された各個人に名簿提供の必要有無等について、一人ひとりに聞くということは今後も考えておりません。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

意見はありませんか。

河野智子君。

○5番議員（河野智子君）

鹿児島市では除外申請の方法について、本人確認のためマイナンバーカードや保険証、免許証の写しなどを求めているそうですが、高校生が申請しやすいように学生証や生徒手帳でも申請できるように変更され、スマホで申請できるよう電子申請もできるようにしたといいます。そのような方法も検討していただきたいと思います。

今の政権は軍事費を増やし、戦争する国づくりを着々と進めています。自衛隊員の危険性も増す中で、入隊希望者が減っているのは仕方がないのではないのでしょうか。

ロシアとウクライナの状況を見ても分かるように、一度戦争が起きてしまうと簡単にはやめられません。多くの市民が犠牲になっています。戦争の準備ではなく、平和のための外交こそが必要だと思います。

最後にエアコン設置助成・電気代助成についてですが、この夏の暑さは異常とも言えるものでした。今後、夏の暑さは年々ひどくなっていくと思います。熱中症への対策を真剣に考えなくてはならないのではないのでしょうか。今も物価高騰が続いていますので、低所得者への支援は引き続き必要です。夏の暑さだけでなく、冬の寒さ対策についても検討していただきたいと思います。

長引く物価高騰への対策をお願いしまして、質問を終わります。

○議長（古屋始芳君）

以上で、日本共産党の質疑および質問を終了します。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了しました。

次の本会議は明日9月13日、午前10時から再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

---

散会 午後 3時12分

令和 5 年

笛吹市議会第 3 回定例会

9 月 1 3 日

令和5年笛吹市議会第3回定例会

1. 議事日程(第3号)

令和5年9月13日  
午前10時00分開議  
於 議 場

- 日程第 1 市長提出議案 議案第53号—議案第103号(一括上程)  
上程議案に対する質疑  
日程第 2 市政一般についての質問(一般質問)

2. 出席議員は次のとおりである。(18名)

1番	岡 由子	2番	落合俊美
3番	山田宏司	4番	河野正博
5番	河野智子	6番	武川則幸
7番	神澤敏美	8番	神宮司正人
9番	荻野謙一	10番	保坂利定
11番	野澤今朝幸	12番	中村正彦
13番	海野利比古	14番	渡辺清美
15番	中川秀哉	17番	小林 始
18番	渡辺正秀	19番	古屋始芳

3. 欠席議員

( な し )

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市 長	山 下 政 樹	副 市 長	深 澤 和 仁
教 育 長	望 月 栄 一	総 務 部 長	雨 宮 和 博
総合政策部長	返 田 典 雄	会 計 管 理 者	中 山 勲
市民環境部長	市 川 要 司	保 健 福 祉 部 長	西 海 好 治
子供すこやか部長	中 村 富 之	産 業 観 光 部 長	河 野 英 明
建 設 部 長	雨 宮 竜 也	公 営 企 業 部 長	水 谷 和 彦
教 育 部 長	太 田 孝 生	総 務 課 長	小 林 匡
政 策 課 長	小 澤 宏 之	財 政 課 長	柿 嶋 信
消 防 長	鶴 川 功	代 表 監 査 委 員	曾 根 哲 哉

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	荻 野 重 行
議 会 書 記	宮 澤 ま な 美
議 会 書 記	古 屋 幹 仁

○議長（古屋始芳君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので静粛に願います。

また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくようお願いします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので、念のため申し添えます。

現在、夏季の軽装の取り組みが行われています。議場内での上着の着用は個人の判断に委ねます。ついては、質問者および答弁者は上着を脱いで結構です。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

報告事項を申し上げます。

本日、農業委員会会長 増田敦君より欠席届が提出され、これを受理しましたので報告いたします。

---

○議長（古屋始芳君）

日程第1 市長提出議案「議案第53号」から「議案第103号」までを一括議題とし、上程議案に対する質疑および日程第2 市政一般についての「一般質問」を行います。

今定例会へは、5名から8問の通告がありました。

質疑および質問は、配布しました議案に対する質疑および一般質問一覧の順番のとおりに行います。

申し合わせ事項を遵守され、簡単明瞭に願います。

なお、当局の答弁も簡明率直にされまして、議事進行にご協力をお願いいたします。

質疑および質問時間については、1人15分以内とします。

関連質疑および質問については、申し合わせのとおり同一会派のみ5分間とし、通告者の質疑および質問がすべて終了したあととなりますので、ご承知願います。

それでは通告に従い、武川則幸君の質疑および質問を許可します。

武川則幸君。

○6番議員（武川則幸君）

笛新会の武川です。

通告に従い、マイナ保険証制度による、医療の質の向上についておよび笛吹川の越水による堤防天端崩壊に対する備えについての2件について、質問をいたします。

昨日の代表質問で、私どもも笛新会の神澤議員がマイナ保険証の返納などを問いましたが、その他、憂慮すべき点について改めてお尋ねいたします。

国内におけるスーパーコンピューターの開発は、われわれの想像を絶するものがあります。そのような中、来年度秋廃止予定の健康保険証のマイナンバー活用は、デジタルトランスフォーメーション推進の柱だと思います。

総人口1億2,494万7千人に関する国民皆保険制度のわが国では、効果を期待できるものであり、デジタル化は避けて通ることはできないと考えます。

しかし、高齢者は現行保険証の廃止に抵抗感を持つ人が多いとみられます。

現行の保険証廃止後、マイナンバーカードを持っていない人やマイナ保険証の未登録者には、自治体や健康保険組合などが代わりとなる資格確認書を発行しますが、国は、資格確認書の有効期限を最長5年にすることで、国民の不安払拭に向けて取り組んでいます。

他人の個人情報と紐付けされるなどカードのトラブルが相次ぎ、現状は「生みの苦しみ」といわれる時期であります。

健康保険組合や共済組合などで、マイナンバーを紐付ける際にミスが多発しており、登録手順のルール策定や各種申請時のマイナンバー記載義務化、誤りを防ぐためのデジタル技術の活用など、国は再発防止策を検討しています。

わが国の国民皆保険制度は、日本国民が世界に誇れる制度であると思いますが、一朝一夕に完成したわけではなく、様々な課題を解決して今があると考えます。

私は、デジタル社会推進へマイナンバーカードと健康保険証の一本化を進めるべきと思います。

このような中、共同通信が市区町村長に実施したアンケートで、来年秋予定の廃止時期について、県内で「予定どおり廃止すべきだ」と答えたのは9市町村長。「廃止を延期すべきだ」としたのは8市町村長でした。笛吹など6市町の長は「その他」と回答。山下笛吹市長は「国民の不安払拭のための対応を十分に講じた上で廃止」と回答しています。

健康保険証の廃止については、様々な憂慮すべき事項がありますが、次の点について質問をいたします。

(1)として、国内でのマイナンバーカードの保有枚数は8,903万9,559枚で、人口に対する保有率は71.0%ですが、本市におけるマイナンバーカードの取得状況と、県内各市の取得状況について伺います。

(2)として、市内医療機関の窓口への読み取り機設置の状況と、設置に関する補助について伺います。

(3)として、本市におけるマイナ保険証や公金受取口座、県の所管事務である身体障害者手帳、精神保健福祉手帳および療育手帳などでの紐付けミスの有無についての情報はるか、お尋ねいたします。

(4)として、アンケートで回答した「不安払拭のための対応」とは、具体的には何であるのか、お尋ねいたします。

最後に、マイナンバーカードに保険証機能を持たせる「マイナ保険証」への一本化は、患者がこれまでに受けた詳細な診療記録をどの病院や診療所でも閲覧できるようにすることで、データに基づく適切な医療提供につなげる「電子カルテ」、患者の診療記録や病歴、禁忌薬、アレルギー情報、各種検査値などを電子データ化したカルテのことですが、この情報を全国の医療機関で共有し、診療への活用を進めることなど、医療の質の向上につながるとは思います。しかし、「マイナ保険証」推進に対する市の取組について、お尋ねいたします。



以上、答弁を求めます。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

市川市民環境部長。

○市民環境部長（市川要司君）

武川則幸議員の一般質問にお答えいたします。

まず、笛吹市および県内各市におけるマイナンバーカードの取得状況についてです。

令和5年7月末現在の、本市のマイナンバーカード保有数は4万8,225枚、保有率は71.3%です。全国の71.0%、山梨県の71.2%と比較すると同程度となっています。

山梨県内13市のうち、本市は7番目の保有率です。保有率が最も高いのは都留市で75.6%、次いで山梨市が75.2%です。最も低いのは北杜市で66%、次いで南アルプス市が68.1%です。

次に、市内医療機関における読み取り機の設置状況と補助についてです。

令和5年8月16日現在、市内の医療機関では、病院・診療所が43施設のうち39施設、歯科が29施設のうち21施設、薬局が29施設のうち25施設で読み取り機を設置しております。

設置に関する補助金として、国の医療提供体制設備整備交付金があります。各医療機関が社会保険診療報酬支払基金へ申請を行うことで、補助金が交付されます。

次にマイナ保険証、公金受取口座、身体障害者手帳等の紐づけミスの有無についてです。

現在のところ、本市において、国民健康保険被保険者のマイナ保険証および公金受取口座の紐づけ誤りはありません。また、山梨県が所管する障害者手帳についても、紐づけ誤りの情報ははありません。

次に、不安払拭のための対応についてです。

アンケートにお答えした令和5年7月時点では、マイナ保険証の誤登録が全国的に発生していること、マイナ保険証を持たない人に交付する資格確認書が申請方式であること、その有効期間が短いことなどについて、市民から不安の声があがっていました。

アンケートへの回答は、これら市民からの不安を払拭するための対応を国に求めたものです。

次に、マイナ保険証推進に対する市の取り組みについてです。

マイナ保険証に移行することで、データに基づく最適な医療が受けられるほか、転職や転居等に保険証の切り替えや更新が不要になるなど、多くのメリットがあります。

市では、国民健康保険の加入手続きの際や医療費通知の発送時などにリーフレットを配布するとともに、市のホームページや広報紙などで、マイナ保険証のメリット等を周知し、利用促進を図ってまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

武川則幸君。

○6番議員（武川則幸君）

ありがとうございました。日本のように国民全員が何らかの公的医療保険で保障されている国は世界でも多くはありません。また、日本は世界でも最先端の医療水準を誇る国の一つです。

高度な医療を安い費用で受けられるのは、国民皆保険制度のおかげであると思います。このような素晴らしい制度を維持し、時代に合わせた効果的活用を図るべきだと思います。

さて、マイナ保険証を定着させるには、特に若い世代の皆さんにこの制度を理解してもらい、普及させることが重要であると思います。

伺います。

質問5の答弁で、マイナ保険証に移行することで多くのメリットがあるとのことですが、経費の削減につながるものはどのようなものがあるか、お伺いいたします。

○議長（古屋始芳君）

答弁を求めます。

市川市民環境部長。

○市民環境部長（市川要司君）

武川則幸議員の再質問にお答えいたします。

マイナ保険証に移行することで多くのメリットがあるとのことだが、市の経費削減につながるものがあるかについてでございます。

保険証の作成委託、郵送料、封筒の印刷代などの事務に係る一般経費を削減するものと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

武川則幸君。

○6番議員（武川則幸君）

ありがとうございました。現行の保険証の廃止による印刷製本費が減り、また高齢者の服用薬の減薬、薬を減らすことなどにより、現役世代の拠出金から高齢者の医療費へ出ている金額が減ることなど、現役世代の保険料の引き下げにもつながると思われま

す。様々なトラブルに見舞われていますが、このマイナンバーカードと健康保険証の一本化は世界に誇る国民皆保険制度を一段と生かし、さらに1億2千万人の医療の質の向上に大いに貢献するものと信じ、引き続き笛吹市としては推進に取り組むよう要望して次の質問に移ります。

次に通告2問目の、笛吹川の越水による堤防天端崩壊に対する備えについて伺います。

笛吹市において大規模な避難所設置は、令和元年10月の台風19号で12カ所に設置し、1,050人が避難して以降は、幸いにもありません。

市は笛吹市地域防災計画で、避難計画の作成について、地域住民の意見を取り入れ、自治会などの単位ごとに避難体制の整備に努めるとともに、発災時には、必要に応じて指定避難所を開設するとあります。

また、河川の氾濫による水害では、避難対策計画・避難基準で、市役所本館・市民窓口館・保健福祉館が隣接する笛吹川に関しては、「高齢者等避難」は石和観測所で2.9メートル、「避難指示」は氾濫危険水位に到達し、指定河川洪水予報の水位予測により、堤防の最上面である堤防天端高に達するおそれが高い場合に避難のための立退きを指示し、地域住民の生命または身体を災害から保護するとあります。

氾濫による発災時には、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について、避難支援や迅速な安否確認などにあたり、民生・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サー

ビス事業者などは、避難行動要支援者等の要配慮者の安否の確認に努め、把握した情報について市と共有し、立退きの遅れた者などの確認と、救出などの措置をとるものとする。笛吹市地域防災計画で定めています。

要介護者等の避難行動要支援者について、一人ひとりの避難場所、避難経路等をあらかじめ決めておく個別避難計画については、暫定版を作成し、令和6年度末までの完成を目指していると承知しています。

市では、様々な防災規定を定めていますが、一部には未完成の予防策もあります。そこで、以下質問いたします。

(1) として、地区防災計画策定支援の、進捗状況について伺います。

(2) として、令和2年7月に災害時職員対応マニュアル水害編を作成し運用していますが、笛吹市地域防災計画の改訂に合わせ、より具体的な職員初動マニュアルの整備について、本年10月の完成を目指しているとのことですが、進捗状況を伺います。

(3) として、一例として、笛吹川の「高齢者等避難」「避難指示」の水位を述べましたが、笛吹市地域防災計画では、8つの河川に避難基準が定められています。現在、台風の接近時や大雨の際、市ではどのように水位や雨量を確認しているのかお伺いいたします。

(4) として、実際に災害が発生し、避難が長期化した場合の避難所の入・退所など、避難者名簿の作成および管理について、お伺いいたします。

(5) として、個別避難計画では完成したものから順次配布するとのことですが、進捗状況について、お伺いいたします。

最後に、水防法で、浸水想定区域内にある老人ホームや小中学校、病院などの「要配慮者利用施設」は、豪雨災害に備える避難確保計画の作成を義務付けられておりますが、笛吹市は南アルプス市に次いで作成率が低く70.4%で、54施設のうち作成済みは38施設とのことですが、今後の対応について伺います。

以上、答弁を求めます。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

雨宮総務部長。

○総務部長（雨宮和博君）

武川則幸議員の一般質問にお答えをいたします。

笛吹川の越水による堤防天端崩壊に対する備えについてのご質問のうち、まず地区防災計画策定支援の進捗状況についてです。

地区防災計画の策定支援は、モデル地区を選定し計画策定の支援をすることとし、令和3年度に着手をいたしました。

令和3年度が、浸水想定区域と土砂災害警戒区域を除く「その他の区域」として5行政区、令和4年度が「浸水想定区域内」として4行政区、令和5年度が「土砂災害警戒区域内」として4行政区で実施をし、今年度末には、13の行政区において計画が完成することになり、それぞれの区域のひな型と作成マニュアルがそろいます。

モデル地区以外の行政区に展開するため、令和4年10月から12月および本年4月に各区長会で地区防災計画の策定支援について説明をしております。

今後も引き続き区長会において、その必要性などを丁寧に説明し、地区防災計画の策定を支

援いたします。

次に、より具体的な職員初動マニュアル整備の進捗状況についてです。

職員初動マニュアルの改定にあたっては、県が調査を行いました山梨県地震被害想定調査結果を踏まえて改定する、笛吹市地域防災計画と整合性を図る必要がございます。

県は、当初、山梨県地震被害想定調査結果の公表を本年3月末に予定しておりましたが、公表が遅れ、本年5月末に公表、6月に市町村への説明会を開催いたしました。

このため、地域防災計画の改定作業が遅れており、現在、令和6年2月の完成に向け作業を進めています。

職員初動マニュアルの改定については、この地域防災計画の完成に合わせ、令和6年2月の完成を目指しております。

次に、台風の接近時や大雨の際の河川の水位や雨量の確認についてです。

現在、市では、台風の接近や大雨の際、国が提供しております災害の危険度の高まりを面的に確認できる「キキクル」や「川の水位情報」、県が提供しております「山梨県雨量・水位情報」や「山梨県土砂災害警戒情報」、市の雨量計、また複数の民間企業が提供します雨雲レーダー等を防災危機管理課の職員が常時閲覧し確認をしております。

また、甲府地方気象台とのホットラインを活用しまして、笛吹市を担当する気象予報官の見解を聞きながら、避難情報の発令を検討しています。

今年度は、防災行政無線の一部機器入れ替えに合わせ、発令判断支援システムの導入に着手をします。

これを導入することで、市内の河川の水位や雨量を一元的に監視することが可能になるとともに、水位や雨量、避難基準を基に、注視すべきエリアも表示されることから、監視や発令判断の体制が強化をされます。

次に、避難が長期化した場合の避難所の入・退所等、避難者名簿の作成および管理についてです。

避難所開設・運営マニュアルのひな型には、避難者名簿と避難者一覧表の様式を定めています。

避難者は、避難者名簿に記入し、避難所の受付に提出して入所をいたします。

提出された避難者名簿をもとに、避難所運営委員が一覧表を作成し、避難者が退所する際には、避難所運営委員に退所の旨を伝え、一覧表に退出日と退出先を記載することで、入・退所者を管理いたします。

実際に災害が発生し、避難が長期化した場合、避難所の入退所等、名簿の管理に労力が必要になると想定されておりますため、入退所等の管理に対応したシステムの導入についても検討いたします。

次に、個別避難計画の進捗状況についてです。

区長や民生委員・児童委員との協力体制を構築するため、4月から5月にかけて、各地区の区長会および民生委員・児童委員協議会定例会で、個別避難計画作成の趣旨等をご説明し、ご理解をいただいたところでございます。

6月末には、個別避難計画の対象者4,497人に対して、作成の意向を確認するための通知を送りました。8月末現在の回答状況は、「作成する」とした方が808人で18.0%、「作成しない」が1,299人で28.9%、「回答なし」が2,390人で53.1%となっ

ています。

個別避難計画を作成すると回答された方には、同封した個別避難計画に、緊急時の連絡先、避難支援等実施者の情報、避難場所、避難経路などを記入の上、市に提出していただきます。市では、記入内容を確認し、避難行動要支援者名簿システムに入力をします。

なお、記入漏れや確認が必要な事項に対応するため、今後、計画作成の補完業務を居宅介護支援事業所へ委託することとしています。

完成した個別避難計画については、行政区ごとにまとめて、区長、民生委員・児童委員、警察、消防および社会福祉協議会など避難支援等関係者へ配布をし、日頃の見守りや災害時の避難支援等に活用していただきたいと考えております。

次に、要配慮者利用施設における避難確保計画の未作成事業者への対応についてです。

事業者等が避難確保計画を作成する際の参考となるよう、市のホームページに「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成について」のページを設けまして、「社会福祉施設」「医療施設」および「学校・保育所・幼稚園」、この3種類の計画のひな型と記載例等を掲載しております。

また、作成していない事業者等には、避難確保計画の作成を促すため、防災危機管理課が計画作成を支援する内容を記載し、毎年度通知をしております。

引き続き、通知を送付し、関係各課と連携しながら作成率向上を目指し、努めていきます。

以上、答弁いたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

武川則幸君。

○6番議員（武川則幸君）

ありがとうございました。1番目に質問した地区防災計画については、市内には8つの河川があることから、他県であるような線状降水帯に伴う河川の氾濫などの災害がいつ発生するかもしれないことから、できるだけ早期に全ての行政区で策定が完了することを望みます。

伺います。

質問3の答弁で、8つの河川で異常水位となった場合などの発令判断支援システムの導入に着手するとのことですが、機能など詳細について伺います。

○議長（古屋始芳君）

答弁を求めます。

雨宮総務部長。

○総務部長（雨宮和博君）

武川則幸議員の再質問にお答えをします。

今年度導入に着手します発令判断支援システムは、現在、国や県、市が提供しております雨量や河川の水位、土砂災害の情報を1つの地図画面上に表示することができるものでございます。また、あらかじめ設定した基準の数値を超えた際、この発令を検討する対象エリアというのが地図画面上に表示をされます。さらに、避難情報を発令する場合等でございますが、一斉配信システムを介して防災行政無線での音声放送やメール、またSNS等へ配信する機能も備えておるといっております。

以上、答弁いたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

武川則幸君。

○6番議員（武川則幸君）

ありがとうございました。

終わりに地区防災計画などについて、平時において防災訓練などで十分確認し、万一の場合に最大の効果が発揮できることを祈念いたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（古屋始芳君）

以上で、武川則幸君の質疑および質問を終了します。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑および質問を終わります。

次に通告に従い、河野正博君の質疑および質問を許可します。

4番、河野正博君。

○4番議員（河野正博君）

議長の許可をいただきましたので、清心会、河野正博が一般質問をいたします。

1問目、第2次笛吹市環境基本計画について。

令和3年3月、第二次笛吹市環境基本計画が策定されました。期間は10年間、令和3年度から12年度までです。第二次笛吹市総合計画と連携を図りながら、笛吹市環境基本条例に従い推進するもので、市の将来像である「ハートフルタウン～優しさあふれるまち～」の実現に向け、非常に重要な計画であると思います。以下、伺います。

（1）第二次笛吹市総合計画との整合性をどのように取っているのか伺います。

（2）市役所の各部の連携について、どこの部署が取りまとめ、どのように推進しているのか伺います。

（3）10年にわたる長期計画だが、途中で見直しも含め再検討するのか、スケジュールも併せお伺いをします。

（4）豊かな自然と人とが共生するまちづくりの重点施策と成果と課題について伺います。

（5）生活環境についての重点施策と成果と課題について伺います。

（6）環境保全活動の中で、アダプト・プログラムと環境パートナーシップの内容について伺います。

（7）事業者と連携した環境活動について、具体的内容と連携している事業者数など成果と課題について伺います。

（8）市民と連携した環境活動の成果と課題について伺います。

（9）自ら動き環境保全に取り組むまちづくりにつながる人材育成、啓蒙活動について伺います。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

市川市民環境部長。

○市民環境部長（市川要司君）

河野正博議員の一般質問にお答えします。

まず、第二次笛吹市総合計画との整合性についてです。

第二次笛吹市総合計画では、市の将来像の実現に向け、「幸せ実感 ころ豊かに暮らせるまち」「幸せ実感 にぎわいあふれるまち」「幸せ実感 100年続くまち」の3つの基本目標を掲げています。

基本目標の1つ「幸せ実感 100年続くまち」では、「快適な生活環境づくり」を取り組むべき施策に位置付け、美しい環境の保全と循環型社会の構築などを進めることとしています。

第2次笛吹市環境基本計画は、その推進と本市の環境施策を具体的に推し進め、市の将来像を環境面から実現していくための計画として、総合計画と整合性を取りながら策定したものです。

次に、市内の連携や取りまとめ部署等についてです。

第2次環境基本計画では、目指す環境の実現に向け、環境分野ごとに環境目標および、それを達成するための基本施策を定めています。

また、基本施策ごとに目標とする指標を設定しており、その指標の達成度を市内の各部署に確認し、環境推進課が取りまとめを行っております。

指標については、令和7年度を中間年度、令和12年度を最終年度として目標値を定めており、毎年、実績値を確認し、取り組みの振り返りを行った上で、必要に応じて内容の改善を行うなど、次年度以降の取り組みにつなげています。

次に、計画の見直し時期についてです。

計画期間の中間地点である令和7年度に、前期の活動成果を振り返り、点検および評価を行った上で、後期の5年間の計画を見直していきます。

次に、自然環境分野における環境目標「豊かな自然と人とが共生するまち」の成果と課題についてです。

自然環境分野の環境目標である「豊かな自然と人とが共生するまち」では、「豊かな農地と緑の保全、維持」「多様な生物と共存できる環境づくり」「自然の恵みに触れ合う場や空間の創出」の3つを基本施策としています。

これらの成果としては、農業塾の推進などによる農業の担い手育成、学校給食への地場農産物の積極的利用による地産地消の推進、FUJIYAMAツインテラスや御坂路さくら公園オートキャンプ場の整備等、自然を身近に感じられる場の整備などが挙げられます。

今後の課題としては、耕作放棄地の有効活用などが挙げられます。

次に、生活環境分野における環境目標「安心して健康的に暮らせるまち」の成果と課題についてです。

生活環境分野における環境目標である「安心して健康的に暮らせるまち」では、「健全な環境と平穏な暮らしの維持」、「限りある資源の有効活用とごみの減量」、「美しく誇りあるまちづくり」の3つを基本施策としています。

これらの成果としては、市民や事業者、市、それぞれが廃棄物の減量化などを推進し、循環型社会の実現に向けて取り組んでいることが挙げられます。

今後の課題としては、「リユース」や「リサイクル」といった、ごみを減らすためのRで始まる5つの行動を示す「5R」の推進によるごみ減量化に向けた継続的な取り組み、ごみの違

法な焼却や不法投棄などの防止に向けたモラルの向上などが挙げられます。

次に、アダプト・プログラムと環境パートナーシップについてです。

アダプト・プログラムとは、一定の公共の場所を養子にみたくて、市民団体や企業が、わが子に対するよう愛情と責任をもって清掃や美化活動を行い、行政がこれを支援する制度です。

一方、環境パートナーシップとは、地域や社会における環境問題の解決という共通の目的の下、市民や行政などが適切に役割分担しつつ、対等の立場において相互に協力して活動に取り組むことを言います。

市では、第2次環境基本計画が掲げる環境の将来像を実現するため、「環境パートナーシップによる持続可能なまちづくり」を重点施策の一つに位置付けており、市民・事業者・行政の3者が一体となって、環境に係る様々な問題に取り組む姿を目指しています。

次に、事業者と連携した環境活動の内容や成果等、市民と連携した環境活動の成果と課題についてです。

本市では、アダプト・プログラムとして、市内の道路や公園等の公共的な場所の環境美化活動を行うボランティア団体に対して、清掃用具の貸し出しや集めたごみの回収などを行っており、市民、業者、行政が一体となって進めています。令和4年度は、2行政区を含む12団体1,026人が、この事業に参加いたしました。

この事業の成果は、活動によって地域がきれいになるほか、参加した方々の環境美化への意識向上が図られることです。

次に、環境保全に向けた人材育成や啓蒙活動についてです。

市では、環境保全に向けた人材育成および啓蒙活動のため、山梨大学から講師を招き、市内小中学校の児童生徒を対象に、地球温暖化や身近な環境問題を学ぶ環境教室を開催しています。

この事業を通じて、児童生徒に地球環境を思いやる心を育み、学校や家庭の中で、環境を意識した生活習慣を身につけてもらえるよう活動を行っています。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

河野正博君。

○4番議員（河野正博君）

ありがとうございました。回答を聞きながら思ったんですけど、市のあらゆる施策の中に深く、この環境問題というのは全てに関わっておりまして、多岐にわたって非常に重要な問題であるということを改めて認識をいたしました。

その中でいくつか聞きたいことがあるんですが、質問の数が限られていますので、まず1問目、(4)の質問の回答で耕作放棄地のお話がありましたが、これを、有効活用を課題として挙げていますが、この課題解決のための施策について伺います。

○議長（古屋始芳君）

答弁を求めます。

河野産業観光部長。

○産業観光部長（河野英明君）

河野正博議員の再質問にお答えします。

市では、県の農地中間管理機構が借り受けた耕作放棄地を農業従事者に貸し出す際に市が復



旧を行う機構借受整備事業や耕作放棄地を借り受けたい農業従事者に対して、復旧にかかる費用の補助を行う遊休農地解消事業などにより、耕作放棄地の解消を図っております。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

河野正博君。

○4番議員（河野正博君）

ありがとうございました。以前、私も耕作放棄地の問題を質問したことがありまして、そのとき、やっぱり、産業観光部のほうからご回答がありました。このように市民環境のほうだけでは、この環境問題というのは解決できないことが多いと思いますので、ぜひ連携を密にしてやっていただきたいと思います。

もう1つ、質問したいと思います。

7番、8番の回答でアダプト・プログラム事業参加状況についての回答がありました。行政と市民と事業者が三位一体となって、協力し合いながら環境問題を推進していくということだと思いますが、参加諸団体を増やすような施策について伺います。

○議長（古屋始芳君）

答弁を求めます。

市民環境部長。

○市民環境部長（市川要司君）

河野正博議員の再質問にお答えいたします。

参加諸団体を増やす施策についてということでございますけれども、アダプト・プログラムの趣旨と制度の内容について、市のホームページや広報紙で周知するとともに、市内での活動状況や他市の取組事例を行政区や環境指導員の皆さまにも呼びかけ、参加いただけるよう働きかけをしていきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

河野正博君。

○4番議員（河野正博君）

ありがとうございました。環境問題というのは、結局、地球全体の話にまでいってしまうので、私たちの笛吹市とか、笛吹市民が行える活動そのものは本当に小さいものだと思います。しかし、その小さいものの中で頑張っていかないと結局、環境問題が解決しないと思いますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

1つご紹介すると、ノーベル平和賞をとったアル・ゴア元アメリカ副大統領が最近このように言っております。今こそ気候危機を解消していくことから始めるべきです。これはパンデミックにも対応し得る力であると認識していると。つまり、コロナの患者が増えていくのは、環境問題が大きく関わっていると。このことは、世界的に証明されたというふうにおっしゃってられます。私たちもこれを心に環境問題を捉えていきたいと思っております。

それでは、次の質問に入りたいと思っております。

次の質問は、笛吹市消防本部の業務全般についてです。

笛吹消防本部職員は高い職業意識と優れた技術力が必要であり、人命に関わる仕事のためストレスを受けやすい職種です。

令和4年中の出動回数は、火災27件、その他災害対応527件（うち救急応援319件）、救急対応3,849件（搬送人員は3,612人）、救助対応37件で合わせると4,440件、1日に換算して、これは私が計算したんですが、約1日12件、出動しております。

消防の職員は現在95名、うち主に災害発生時に従事する人員は65名です。救急車の台数は4台（本署が2台、西部出張所1台、東部出張所1台）、1台当たり3名の隊員が必要で、24時間体制にて常時20から22名の職員で対応しています。

救急救命士の資格取得者は28名おり、1台の救急車に必ず1名以上乗車し出動しています。1回の出動時間にかかるおおよその時間は、2時間程度必要であり、救急車が4台すべて出動した回数は、年間71回ありました。

現在、山梨県国中6消防本部の消防指令業務等共同運用連携・協力実施計画が進行しており令和8年度より運用開始となる見込みであると伺っています。

以上のことを踏まえ、伺います。

（1）救急車4台がすべて出動したときの、救急活動対応について伺います。

（2）救急車4台がすべて出動した年間回数71回の中で、他の消防本部から応援を受けた回数と、そのことをどのように捉えているのか伺います。

（3）令和4年中の救急対応3,849件（搬送人員3,612人）で、軽症、中等症、重症の割合について伺います。

（4）要請があれば必ず対応することが基本ですが、前項の結果を踏まえ、本当に必要な救急対応を円滑に行うための、不要不急の救急要請を減らす啓蒙活動について伺います。

（5）5類移行後のコロナ救急隊員の対応について伺います。

（6）これは私はすごいことだと思っているんですが、コロナ救急対応中の笛吹消防署員の感染はゼロとお聞きしております。隊員の意識や対応も含め、どのように捉えているのかお伺いします。

（7）ストレスのかかる職員のメンタルヘルスケアについて今年度の重点施策を伺います。

（8）その他の災害対応で多くを占めている救急応援319件（年）とは、どのような業務なのか伺います。

（9）前項で、検討改善の余地があるのか、ないのか伺います。

（10）山梨県国中6消防本部の消防指令業務等共同運用連携について、その内容を伺います。

（11）山梨県国中6消防本部の消防指令業務等共同運用連携に期待される機能的・人的・経済的な効果について伺います。

（12）新消防指令業務システムへの確実な切り替えをどのように行うのか、その手順と安全性確保のための確認作業について伺います。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

鶴川消防長。

○消防長（鶴川功君）

河野正博議員の一般質問にお答えします。

まず、救急車4台が全て出動したときの救急活動対応についてです。

消防隊の中から3人の人員編成ができる場合は、予備の非常用救急車を出動させます。編成できない場合は、山梨県常備消防相互応援協定に基づき、近隣消防本部に応援を求め対応しています。

応援を依頼した場合、救急隊員の資格を有した当本部の職員がポンプ車で先行して現場に向かい、それと同時に、緊急走行できる別の車両で、地理に不慣れな他の消防本部の救急車を現場まで誘導します。

次に、他の消防本部からの応援回数と、それをどのように捉えているかについてです。

令和3年中は、東山梨消防本部から6回、富士五湖消防本部から1回、令和4年中は、東山梨消防本部から6回、令和5年は、8月時点で東山梨消防本部から7回、富士五湖消防本部から1回の応援を受けています。

なお、当本部からも令和3年中は、東山梨消防本部に1回、富士五湖消防本部に2回、令和4年中は、東山梨消防本部に7回、甲府地区消防本部に1回、令和5年は、8月時点で東山梨消防本部に6回の応援を行っています。

これらは、相互応援協定に基づいた応援であり、限られた資機材や人材の中で、相互に助け合うことができていると考えます。

次に、軽症・中等症・重症の割合についてです。

傷病程度は、救急隊が傷病者を医療機関に搬送し、初診時における医師の診断に基づき分類されます。

令和4年中の救急搬送人員3,612人のうち、入院加療を必要としない軽症は1,511人で41.8%、入院加療が3週間未満の中等症は1,696人で47.0%、3週間以上の入院加療を必要とする重症は348人で9.6%、死亡は57人で1.6%です。

次に、不要不急の救急要請を減らす啓蒙活動についてです。

近年、救急車で搬送された人の約4割以上が入院を必要としない軽症者という現状があります。救急車は地域の限られた資源であり、病気やケガの症状が軽い人が救急車を利用することで緊急性の高い症状の人や重症者への対応が遅れてしまうことがあります。

一刻も早い治療が必要な人のために、市役所庁舎や医療機関等で、救急車の適正利用を促すポスターやリーフレットを掲示しているほか、救急車に適正利用を促すマグネットシートを掲示するなど啓蒙を行っています。また、市のホームページや広報紙、9月9日の救急の日のイベントや救命講習の場などを活用して、啓蒙活動を実施しています。

次に、5類移行後のコロナ感染者の救急対応についてです。

令和5年3月に、消防庁から通知された「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う消防機関の対応について」では、新型コロナウイルス感染症の傷病者に対応する際の感染防止対策については、これまでと変わらないものであること、引き続き救急隊の感染防止対策を徹底することとされています。

当本部では、通知を踏まえ、救急業務に携わる職員は、5類移行前と同様にゴーグル・高機能マスク・上下感染防止衣・手袋等の个人防护具を装着し、感染防止対策には万全を期して対応しています。

次に、コロナ感染者の救急対応に係る職員の意識や対応についてです。

救急業務は、感染症の流行が生じた場合においても、傷病者の搬送を適切に行う必要があります。

ます。県内においても職員間の感染拡大により、業務の継続に苦慮した消防本部がありました。

当本部職員については、日常生活から感染防止の意識を高め、救急業務中は個人防護具の適切な使用により、感染防止措置が徹底され、業務に支障をきたすことはありませんでした。この点においては、評価できるものと考えます。

今後も適切に業務が継続されるよう、消防力の維持・確保に努めていきます。

次に、職員のメンタルヘルスケアについてです。

今年度、当本部においては、メンタルヘルスケアの推進を組織目標として掲げています。一人でストレスを抱えることのないよう、所属長による個人面談を実施し、必要に応じて産業医との面談を受けるよう、アドバイスをを行っています。

次に、その他の災害対応で多くを占めている救急応援についてです。

救急応援とは、救急隊だけでは対応や搬送が困難な状況の際に、消防隊を同時に、もしくはいち早く現場に到着させて、高度な処置や搬送支援を行います。

救急応援の具体的な業務の例としては、傷病者が心肺停止等で高度な処置や迅速な病院への搬送が必要と思われる場合の気管挿管や薬剤投与のための静脈路確保の補助、また、AEDを使用する際の人工呼吸や心臓マッサージの実施、交通事故、転落事故、建物の上階等からの救出や救護、搬出が困難と思われる場合の傷病者を安定させるための固定処置や搬送経路の確保などを行います。

次に、その他の災害対応業務に検討改善の余地についてです。

令和5年1月に消防庁が示した「令和4年版救急・救助の現況」によると、救急車の現場到着所要時間は全国平均で9.4分、前年比では0.5分遅延しており、現場到着所要時間は年々遅延する傾向にあります。

各消防本部は、緊急に対応しなければならない心肺停止や気道異物症例等の救急事案について、救急隊、消防隊を連携させ、現有する資機材や人員を効果的、効率的に運用し、更なる救命率の向上に努める必要があります。

救急隊員はもとより、救急蘇生の現場で活動する頻度が高い消防隊員についても、その一次救命処置等に関する知識や技術の向上を図ることが重要であり、特に緊急の処置を必要とする傷病者に対しては、早い対応と適切な処置ができるよう、一層の体制の強化や整備を行う必要があります。

平成22年3月に消防庁が示した「救急業務高度化推進検討会報告書」にも、ポンプ車と救急車が同時に出動し連携して救急活動を行う、いわゆるPA連携の有効性が示されていますので、この業務は継続していくことが必要であると考えます。

次に、山梨県国中6消防本部の消防指令業務等共同運用連携の内容についてです。

現在、国中6消防本部で進めている消防指令業務等共同運用連携は、119番の通報の受付から救急隊や消防隊への出動指令、現場活動支援など事案終了までの一連の業務を、甲府地区消防本部内に設置する共同指令センターに集約するもので、消防事務の一部を互いに連携・協力することにより、保有する消防力を有効活用し、これまでの相互応援体制に加え、6消防本部全体でのバックアップ体制の構築を図るものであります。

次に、山梨県国中6消防本部の消防指令業務等共同運用連携に期待される機能的・人的・経済的効果についてです。

機能的な効果として、災害情報等を一元的に把握する中で、管轄区域を越えて最も現場の直

近に位置している隊を出動させる「直近指令」や、管轄する消防本部内で出動可能な隊がゼロとなった場合に、他の消防本部の隊を出動させる「ゼロ隊運用」など、高度な運用を導入することで、より効果的な相互応援体制を確立し、持続可能な消防体制の整備および更なる消防力の向上が可能となります。

人的な効果として、消防指令業務の集約により通信指令員を減員することができ、その人員を警防救助、救急等の現場活動へ増員することにより、現場対応力が強化されます。

経済的な効果として、単独で指令センターを運用する場合と比較し、6消防本部全てで整備費や維持管理費等が減額になると見込まれることから、経費を抑制することができます。

次に、新消防指令業務システムへの確実な切り替えの手順と安全性確保のための確認作業についてです。

令和8年4月の共同運用開始に向け、令和6年度に実施設計業務を委託し、令和7年5月から共同指令センターの整備、改修工事に着手する予定です。

令和8年2月には、現指令システムと新指令システムの並行稼働による確認作業と併せ、運用開始6カ月前から操作や地理情報などの事前研修を計画し、共同指令センターへの円滑な移行に努めます。

以上、答弁とします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

河野正博君。

○4番議員（河野正博君）

ご丁寧な説明いただき、安心をいたしました。

1つ、再質問をさせていただきます。

1 2項でシステム移行の安全性確保について質問したが、切り替え後の新消防司令業務システムに異常が発生したときのバックアップ用として、現在の消防指令業務システムを使えるよう、期間限定で並列運転するような考えはあるのか、ないのか、お伺いをいたします。

○議長（古屋始芳君）

答弁を求めます。

鶴川消防長。

○消防長（鶴川功君）

河野正博議員の再質問にお答えします。

現指令システムと新指令システムの並行稼働が行われる令和8年2月から3月末までの2カ月間は、共同指令センターの消防指令業務に4人、笛吹市消防本部の消防指令業務に4人が従事し、新システムに対する職員の習熟を図るとともに新システムの不具合に備えます。令和8年4月以降の並行稼働は、職員配置の面からも難しいと考えます。

以上、答弁とします。

○議長（古屋始芳君）

意見はありませんか。

河野正博君。

○4番議員（河野正博君）

ありがとうございました。ソフトウェアの切り替え時、私も経験したことがありますが、予

想もつかないような使われ方をして、システムダウンまでに至ってしまうということがままあります。皆さんご存じのように銀行が合併したときのシステムも、ATMが使えなくなっちゃったところから銀行全体のシステムがダウンしたということで、それは復旧までに何日もかかったという事例があります。また、この議会の放送設備のシステムにしても手直しがあつたと考えております。

ですから、システムを入れ替えるときには必ず何かが起こるんだというふうな意識の中で、この消防の指令システムそのものがダウンしたら、重要な、人命に関わる業務が滞ってしまうようなこともありますので、ぜひこのへんは慎重に考えて、システム切り替えをやっていたきたいと。重ねて、システムがダウンしたとき、6消防本部の共同のシステムがダウンしたときに、少なくとも笛吹市だけは笛吹市の個別なシステムが動いて、落としがないような格好で、ぜひ考えていただきたいということを強く要望しまして、私の質問といたします。

ありがとうございました。

○議長（古屋始芳君）

以上で、河野正博君の質疑および質問を終了します。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑および質問を終了します。

ここで暫時休憩をいたします。

再開を午前11時35分といたします。

休憩 午前11時17分

---

再開 午前11時32分

○議長（古屋始芳君）

再開いたします。

次に通告に従い、荻野謙一君の質疑および質問を許可します。

9番、荻野謙一君。

○9番議員（荻野謙一君）

笛新会の荻野謙一です。

通告に従い、1問の質問いたします。

LGBT理解増進法についての質問でございます。

その前に一言。

わが日本国は岸田内閣、自公政権の下で国のかじ取りを行っております。本日、第2次岸田内閣が発足しようとしておりますが、国民の政治離れが進んでいます。なぜかという国民のための政治をやっていないからです。国民が政治に関心がないことです。私も政治に携わる一人として残念です。

日本国に不必要なLGBT理解増進法の採決、マイナンバーカード保険証問題、国会議員の不祥などがあります。

今、国民、中小零細企業がコロナ禍の中、困窮と経営不振であること、それに加え生活必需品の物価高騰、ガソリン代、電気代の高騰があります。さらにインボイス制度の導入、この社会状況の中でも、国民へ税金の負担を国は進めようとしています。

ガソリン代については販売価格の半分は税金であり、ガソリン税についてはトリガー条項があり、1リットル当たり160円以上が3カ月間連続とリッター25.1円引き下げることになっているが、政府は下げようとしていません。このトリガー条項の凍結を撤廃するべきだと思います。

また、電気代については再エネ賦課金と称し、電気料に加算されています。これは太陽光、風力発電事業者等の国のFIT制度で高い電力料金で買い上げていることです。国民に負担させています。

ほかにも、災害復興税も2037年まで国民に負担する、災害復興支援に使われているかは疑問でございます。

今、国の税収は71兆円を超え、過去最高益となっています。大手企業だけが円安で莫大な利益をもたらしているだけでございます。

このたび、笛吹市、県においては、一人親世帯住民非課税世帯へのエネルギー高騰に対する助成金を支援したことに感謝申し上げます。

日本の労働者の賃金は30年間、変わっていません。今、日本の平均年収は443万円。世界で24番目。30年前の平均年収は446万円でありました。今、アメリカが平均年収1,150万円で、日本は韓国にも抜かれています。

笛吹市は、しっかりと市民に寄り添う政策と市政運営をよろしく願っています。

それでは、質問に入らせていただきます。

LGBT理解増進法施行についての市の考えは、

既知のとおり、今年6月に衆参両院において、いわゆるLGBT理解増進法が可決され、施行されました。本法は理念法とのことでありますが、企業や学校など、社会の様々な構成機関に具体的な理解増進に関する施策の立案と実施を求めています。一方では、政府は混乱を避けるために基本政策と指針を作成するとしていますが、発表されていません。

海外では、LGBTQプラスの理解を巡って、甚だしい社会的混乱が生じると共に、国論を二分する意見の対立が先鋭化しております。トランスジェンダー女性を標榜する男性の女性施設への侵入や性犯罪が多発して深刻な社会問題となっております。また、元男性の女性スポーツへの参入が生来女性の機会を奪うとして批判されています。さらに、学校現場では包括的性教育と呼ばれる、同性愛者間の性行為の詳細な描写まで含めた過激な性教育が小学校低学年から導入され、学校教育を諦めて自宅でのホームスクールに切り替える家庭も続出しています。アメリカではそのような事態に対する懸念が広がり、2023年だけですでに全米で75以上の反LGBT法が成立しています。

日本では法案審議に際し、参議院内閣委員会にて質問に立った自民党の有村治子議員が法案提出者に確認し、言質を取りました。その内容については、以下5項目であります。

- 1つ、女性トイレがなくなるような事態は招かない。
- 2つ、学校教育において同性愛者の性行為を教えるようなことはしない。
- 3つ、LGBTに特化した法律がないのは日本だけだというのは嘘である。
- 4つ、米国においても連邦レベルでLGBTに特化した法律はない。州レベルではあるが、反LGBT法も増えている。

5番、(LGBT法を強要した)エマニュエル駐日米国大使の発言は、執拗なまでに挑発的であり、日米関係を毀損する。日本政府は独立主権国家としての矜持を持って適切に対応して

いく。

また、厚生労働省はLGBT理解増進法が施行された6月23日、旅館などの共同浴室における男女の区別について、「身体的な特徴をもって判断するもの」とした見解を示し、都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部・局長に通知をしたところであります。

これらの事実関係を踏まえ、わが笛吹市も石和春日居温泉を抱える観光地として、当該問題については真剣に取り組む必要があるとの判断で、以下の質問をいたします。

1つ目、笛吹市では、学校、公共施設等にある女性専用トイレをなくすような方針は打ち出さず、奨励もしない判断でよろしいか、お伺いいたします。

2つ目、ホテル、旅館、公共温泉施設等を利用の際の男女の区別は、笛吹市においても、厚生労働省の通知のとおり、本人の主観による「性自認」ではなく、外見上の特徴で判断するとし、たとえ本人の性自認が女性であっても、男性器を有する者の女湯および女性施設の利用は認めないとの理解でよろしいか、お伺いいたします。

3つ目、笛吹市においては、いわゆる「包括的性教育」と呼ばれる過激な性教育を導入し、児童や生徒に男女間の性行為や同性愛者間の性行為を開示し、学校にドラッグクイーンを呼んで話をさせたり、パフォーマンスをさせたりすることは許可しないとの理解でよろしいか、以上お伺いいたします。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

市川市民環境部長。

○市民環境部長（市川要司君）

荻野謙一議員の一般質問にお答えします。

まず、学校や公共施設の女性専用トイレをなくす方針についてです。

学校や公共施設については、LGBT対応のために女性専用トイレをなくしていくことは考えていません。

学校においては、本人等からの相談に応じて、多目的トイレや職員トイレの利用を考えています。

公共施設においては、多目的トイレの利用により対応していきたいと考えております。

次にホテル、旅館、公共温泉施設等の利用における男女の区別についてです。

公衆浴場法第3条第1項では、「営業者は、入浴者の風紀に必要な措置を講じなければならない」、また、同条第2項では、「措置の基準については、都道府県が条例で、これを定める」と規定されています。山梨県においては、山梨県公衆浴場法施行条例第4条第1項で、措置の基準を定めており、「7歳以上の男女を混浴させないこと」としています。

令和5年6月23日付け厚生労働省通知では、「男女」の取り扱いについて、「風紀の観点から混浴禁止を定めている趣旨から、身体的な特徴をもって判断するものであり、例えば、体は男性、心は女性の者が女湯に入らないようにする必要があるものとする」としています。

このことを踏まえ、本市のホテルや旅館、市営温泉施設の浴場利用における男女の判断基準についても、身体的な特徴の性をもって判断しています。

次に、包括的性教育の導入についてです。

包括的性教育は、国連教育科学文化機関が作成した性教育に関する指針「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」により進められ、国際的な性教育の指針にもなっています。健康と福祉



の促進、人権とジェンダー平等の尊重等を基盤とした性教育ですが、その内容は幅広く、学習指導要領では取り扱わないとする内容も含んでいるなど、相違する部分があります。

市内の小中学校では、学習指導要領に基づき、体育科、保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じて、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動が取れるようにすることを目的に、「性に関する指導」を行っています。

また、文部科学省と内閣府が連携して作成した「命の安全教育指導の手引き」を活用し、児童生徒が性暴力の加害者、被害者等にならないよう、生命の尊さや一人ひとりを尊重する態度を身に付けることを目的に、「命の安全教育」を行っています。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

荻野謙一君。

○9番議員（荻野謙一君）

答弁ありがとうございました。

再質問でございますが、今、厚生省の通達では部長が述べたようなことではございますが、これ実際にホテル、旅館、公共施設等で実際の事案が出たときに、市はどのような対応を今後するのか、マニュアルができていないのか。あと各種団体、笛吹署との連携はできているのか。そのへんの今後の対応、対策について伺いいたします。

○議長（古屋始芳君）

答弁を求めます。

市民環境部長。

○市民環境部長（市川要司君）

荻野謙一議員の再質問にお答えいたします。

身体的な特徴の性と入浴をしている浴場が異なっている場合は、浴場から退場してもらいます。その上で、トランスジェンダーを訴えている場合には、公衆浴場法や厚生労働省通知の取り扱いの説明を行いまして、市では身体的な特徴の性をもって判断していることを理解していただき、利用を控えていただくようにします。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

荻野謙一君。

○9番議員（荻野謙一君）

答弁の中で、今後の事案が起きたときの場合の対応策とか、マニュアルとか、各種団体、笛吹市との連携ができているのか、ちょっとそのへんの答弁がよく理解できなかったんですけど、それにそのホテル、旅館とか公共施設はいいんですけど、あと学校での対応の中でございます。生徒は当然、包括的性教育、過激な教育はしないということでございますが、その中でトランスジェンダー女性、今後、先生等にもそういった可能性がゼロではございません。今、経産省の中でもトランスジェンダーの女子がいて、この前も最高裁で経産省が負けた事例もあります。そういった中で、今後そのような対策、対応は、もう一度伺いますけど、どのようにしていくか、お聞かせください。

○議長（古屋始芳君）

答弁を求めます。

望月教育長。

○教育長（望月栄一君）

子どもに対する指導ということでもよろしいでしょうか。先生も含めると、いわゆる性教育の内容というふうなことでの答弁でもよろしいでしょうか。

学習指導要領に基づいて、性の知識、あるいは性暴力等に対する、そういうふうな中身をですね、文部科学省が示している学習指導要領に基づいて指導を行っていくというふうなことでですね、包括的性教育の内容に関わる部分で、文部科学省のいわゆる学習指導要領とそぐわない部分については指導していかないというふうなことで、教育を行っていきたいというふうな思うところです。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

荻野謙一君。

○9番議員（荻野謙一君）

このLGBT理解増進法は、日本の歴史上必要のない法律だと思っております。日本の憲法14条に何人も差別してはならないという法律もございます。そういう中で、この法律の観点から女性の、子どもの権利を奪う、また日本の国家観、歴史観、国民性が阻害されるような、この法律でございます。私は、ぜひこのLGBT法案が廃案になることを望んで、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（古屋始芳君）

以上で、荻野謙一君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑・質問を終わります。

次に通告に従い、渡辺正秀君の質疑および質問を許可します。

18番、渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

議長の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

日本共産党、渡辺正秀でございます。

2問のうちの第1問、多目的芝生グラウンド整備基本計画について、まず伺います。

8月24日、25日の市主催の基本計画説明会、初めての市民の意見を聞く機会でございます。基本計画推進の決意が強調された一方で、市民の意見を取り入れる姿勢が感じられず、残念でした。優良農地を潰すことにまったく痛みを感じていないこと、同種事業で他に例を見ない40億円もの予算をつぎ込むことについて、財政的に問題ないと言い切ったことに驚きました。

6月議会に引き続き質問します。

（1）検討委員会答申と市の基本計画について。

ア．議会が議論する対象は市長の諮問機関である検討委員会の検討ではなく、市の考え、計画であると思いますが、どうでしょうか。

イ. この大規模事業計画、多くの市民はまだ知りません。その原因は、長期にわたって市が自らの考えを示さず、コンサルや検討委員会で検討中と言って議論を避けてきたためだと思います。昨年の3回の意見交換会などは、検討委員会が検討の一助とするために行われたものであり、市の計画に対して意見を募るものではありませんでした。これが事実ではないでしょうか。

ウ. 今年3月、初めて市の考え、基本計画が公表されました。基本計画を市民にしっかり説明し、市民の意見を募り、生かすための充実した説明会、意見交換会を今後十分な回数、行うべきはないでしょうか。

エ. 予定地の地権者の同意が得られない場合、強制収容はできるか。また強制収用もあり得ると考えているのか伺います。

(2) 次に多目的と言いますが、計画の中身は、基本的にはサッカーグラウンド、ラグビーグラウンド整備だと思います。

質問します。

ア. ロングパイル人工芝はグラウンドゴルフ、ゲートボールなどには適合しないと言われております。グラウンドゴルフなど多様なスポーツに適合する芝はあるのか。どういう芝を導入する考えか伺います。

イ. スポーツ以外に学校や行政区など多様な主体による行事やイベントを掲げておりますが、多くは自前の、あるいは身近な施設を利用するのであって、遠くの学校や行政区が行事に使うことはほぼあり得ないと思います。

ウ. スポーツ・ツーリズムとは、スポーツ参加や観戦を目的とする旅行観光のことです。民間でさえ、この目的で投資するならば、観光客が何人増えて、どれだけの経済効果が得られるか数値目標を示します。ましてや、公金を使うスポーツ・ツーリズムを目的に掲げるのであれば、数値目標を示すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

エ. 多くの市民に期待を抱かせる多目的な利用ですが、掲げている多目的な利用で実現できること、実現できないこと、実現が限定的なことは何か伺います。はっきりさせておくことが市民の期待を裏切らないことになると思います。

(3) 整備費、維持管理費に関して伺います。

ア. 検討委員会の資料で、芝生グラウンド本体の整備費は1面あたり1.2億円、付帯施設設備を含む類似施設整備費は15から16億円と示されております。それがなぜ基本計画では総事業費が40億円にも膨れ上がったのでしょうか。

イ. 説明会の資料では、活用できる可能性のある補助制度の例が極端に減っておりますが、説明を求めます。

ウ. 財源について、現時点で交付金、ふるさと納税積立金をそれぞれいくら見込んでいるか伺います。

エ. 市財政の影響について伺います。

市長は説明会で市長就任以来、借金を大幅に減らし、基金を増やし財政状況をよくしたと言っ

ていらっしゃいました。また、この事業で財政問題を引き起こすことはない旨を強調しました。私は財政が好調の原因は、1つ、合併以来、大型事業のいくつかが中止になったこと。2つ、上下水道をはじめ、大型建設事業が一段落し、借入金を返済が大きく上回ったこと。3つ、財政が厳しいと言って、過度の緊縮策が取られたこと。4つ、コロナ禍で多くの行事・事業が

中止になったこと。5つ、コロナ対策、物価高対策、災害対策の大きな交付金が活用できたこと。6つ、市民の努力で桃・ぶどうなど魅力的な特産品が生み出され、笛吹市へのふるさと納税寄附が大幅に増えたこと。この6点が主な要因だと思います。では、市は財政好調の要因をどのように捉えているか。

また、市長の対策で財政好調に貢献したものは何か。どの程度の効果を生み出したか、伺います。

次に、40億円もの総事業費の笛吹市財政への影響について伺います。

私は、県内トップの基金残高や将来負担比率の分析から、いち早く笛吹市財政は健全であり、過剰な基金を取り崩し、市民の暮らしに振り向けるべきだと主張し、さらに具体的に200億円の基金を標準的な100億円程度に減らすつもりならば、毎年5億円ずつ、20年間基金を活用できると提言してまいりました。

40億円のほとんどは、基金で賄うことになると思います。使える基金は一気に減り、市民の暮らし支援、防災などへの基金の活用に大きな影響が出ると思います。それでも、市長は財政上問題ないと言うのでしょうか。

もう1点、ふるさと納税寄附には寄附額の約50%のコスト、市の財源がかかっております。タダでもらったお金ではありません。慎重に使わなくてはなりません。このことも強調したいと思います。

オ. 維持管理費の見込み2, 400万円には、芝張り替え費用は含まれているか伺います。張り替え費用は1年当たり、いかほどになるか伺います。

カ. 既存施設、例えば清流公園芝生広場を拡張・活用すれば事業費は大幅に縮減できます。また、石和中グラウンドや農村スポーツ広場をウォーミングアップに利用でき、芝生グラウンド整備は2面で基本計画がいう目的をも達成できると思います。以下伺います。

まず、例えば清流公園芝生を拡張・活用すれば、3面を2面に変更できる、既存駐車場の活用ができる、既存照明施設の活用、段差解消工事の不要、用地費および補償費の大幅削減などで、私は総事業費を半分以下に縮減できると思いますが、市はそうした検討をしたことがあるのか伺いたいと思います。

イ. 市財政を預かる市長は、私の提案を含め、整備の抜本的縮減を考えるべきだと思いますが伺います。

(4) 私は6月議会でグラウンドの数は不足していない、芝生化など現代のニーズに合ったグラウンドの近代化が必要と主張しました。その上で伺います。

ア. 新規整備は、公共施設等管理計画の趣旨に反するのではないかと。

イ. 中学校部活の地域移行の検討は1カ所拠点になるのか、複数拠点になるのかを含めて議論が始まったばかりであります。新たな場所に芝生グラウンドを新設する理由にはならないと思うがどうか伺います。

ウ. 少子化、人口減に伴い、利用者数も減る傾向になると思います。新規グラウンド建設によって遊休グラウンドが増え、無駄な施設、無駄な経費が増えることになると思うが、どうか伺います。答弁をお願いします。

○議長 (古屋始芳君)

当局の答弁を求めます。

返田総合政策部長。

○総合政策部長（返田典雄君）

渡辺正秀議員の一般質問にお答えします。

まず、検討委員会答申と市の基本計画についてです。

基本計画に対する議論については、検討委員会における基本計画素案の検討段階から議会には、その都度、検討内容を説明し、ご意見をいただいております。

また、令和4年10月に議会が設置した多目的芝生グラウンド研究会においても、基本計画案の内容を説明し、ご意見をいただいております。

市では、議会からのご意見も参考にしながら、基本計画を策定しており、計画の策定段階から議論いただいております。

基本計画に対する意見について、多目的芝生グラウンドは、整備に必要な基本的な考え方の段階から、市民の皆さまと一緒に検討を進めてきました。

検討委員会で審議いただいた基本計画案については、その検討段階において、全市民を対象とした3回の意見交換会と同時期に行ったパブリックコメントで、市民の皆さまのご意見を聞きしました。また、検討委員会での審議は全て公開し、議事報告も全ての会議資料とともに、その都度、市ホームページに掲載しています。

基本計画を策定した際においても、市ホームページに掲載するとともに、8月24日と25日には、基本計画についての市民説明会を開催しました。

基本計画の策定段階から策定後まで、市民の皆さまのご意見をお聞きしながら進めてきています。

説明会や意見交換会の開催について、今後は、地権者の皆さま、整備候補地の行政区および周辺行政区の皆さまのご理解が得られるよう、丁寧な説明を行ってまいります。

強制収用について、用地の取得にあたっては、公共事業で土地等を譲渡した際に、税制上の特別控除の措置が受けられるようにすることを目的に、土地収用法の事業認定を受けて進めていきます。

事業認定を受け、一定の手続きを行った場合、強制収用は可能となりますが、市では、強制収用は考えていません。

次に、多目的な利用についてです。

導入する人工芝の種類、多目的な利用について、検討委員会から提出された答申の基本計画案の参考資料では、「本市における年間を通じたスポーツ活動の受け皿とするためには、人工芝、ロングパイルの導入が適当であると考え」とあります。

多目的芝生グラウンドのスポーツ利用は、サッカー、ラグビー、グラウンドゴルフ、ゲートボール、ターゲットバードゴルフ、フライングディスク、ブラインドサッカーなどを、スポーツ以外の利用は、学校行事や保育活動、行政区の運動会など、多様な主体による行事やイベントでの利用を想定しています。

このような多目的な利用を可能とするために、基本計画では、人工芝を導入するということに留めています。

ロングパイルの導入が適当とした答申も参考に、詳細は設計段階で検討します。

学校や行政区などの利用について、多目的芝生グラウンドは、多くの市民がスポーツを楽しみ、心身ともに健康な生活が送れるように整備するものですが、スポーツ競技のみならず、教育、福祉、行政区など、多様な主体の行事やイベントなどでも利用していただきたいと考えて

います。

スポーツ・ツーリズムについては、多目的芝生グラウンドは、集客施設として整備するものではなく、その利用は市民利用を主と考えているため、経済効果等の算定はしていません。

一方で、東京都心から約100キロメートル圏に位置し、石和・春日居温泉郷に多くの宿泊施設を有する本市の優位性を活かして、多目的芝生グラウンドを「スポーツ・ツーリズム」にも活用することは当然と考えます。

スポーツ・ツーリズムにも活用できるよう、関係団体と検討していきたいと思えます。

次に、整備費・維持管理費についてです。

施設整備費の算出については、基本計画案における概算事業費は、整備候補地が定まっていないこと、クラブハウスの機能や附帯施設など導入する施設の詳細が決まっていないことなどから、類似施設を参考に試算しています。そのため、基本計画案にもあるとおり、概算事業費は現時点での想定とし、具体的な整備候補地の決定などを踏まえ、今後精査するとしていました。

基本計画では、整備候補地や導入施設の詳細が決定したことから、概算事業費として、施設整備費25億2,800万円、用地取得に係る費用10億8,940万円、温泉管路などの施設移設費5,500万円、総額36億7,240万円を算出しました。

基本計画案で示した金額との違いは、意見交換会などで、保護者や来場者の観戦するスペースが必要との意見があったことを踏まえ、クラブハウスの屋上で観戦ができるように軽量鉄骨造から鉄骨造にしたことや、整備候補地が傾斜地であることから、掘削土量、積込土量、残土処分費、土砂運搬費を見込みました。さらに、年齢を問わず、多くの市民の方が多様なスポーツを楽しんでもらえるよう、附帯施設として、3人制バスケットボールコート、スケートボードパークを整備することとしたためです。

活用の可能性のある補助制度の記載について、市民説明会では、市民の皆さまに分かりやすく説明するために、より活用の可能性の高い補助金等を例示しました。実際に活用する交付金や補助金等については、基本設計等の段階で具体的な検討を行います。

財源については、補助金や交付金などを積極的に活用するものの、整備費の大部分は、ふるさと納税寄附金を積み立てたまちづくり基金を優先的に充てることとしています。

整備費については、設計段階において、しっかり精査しながら進めていきます。

市財政への影響について、起債残高を削減できた要因は、市長が先頭に立ち積極的に国や県の補助金や交付金を獲得して、起債の発行抑制に努めたこと、決算剰余金を財源として繰上償還を行ったことが挙げられます。

また、財政を好転させた要因は、ふるさと納税寄附額の増大が挙げられます。山下市長就任前の平成27年度のふるさと納税寄附額1億55万円に対し、令和4年度は31億6,301万円となりました。ふるさと納税寄附金は、まちづくり基金に積み立てていますが、その残高は、平成27年度決算時の1億4,699万円に対し、令和4年度は39億2,769万円で、37億8,070万円増額しており、本市の貴重な財源となっています。

多目的芝生グラウンドの整備にあたって、多額の基金を取り崩すことにより、財政健全化判断比率の一指標である将来負担比率が一時的に上昇することが考えられますが、国が定めた早期健全化基準を超えることはなく、引き続き健全な財政運営が継続できるものと考えています。

ふるさと納税事業は、いただいたふるさと納税寄附金を積み立てたまちづくり基金で、返礼

品の購入や宣伝等、寄附金の募集に係る費用を賄っており、財政上影響はないと考えます。

人工芝の張り替え費用、維持管理費については、人工芝は、一般的に8年から15年の耐用年数といわれています。人工芝の全面張替費用は、サッカーコート1面当たり1億円程度と想定しています。

人工芝の全面張替の時期は、その使用状況等により、8年から15年と差があり、部分補修についても、いつ張り替えを行うかなどの不確定要素が多いことから、年間維持管理費には、全面張替および一部補修、処分費の費用は加味していません。

既存施設の活用については、既存グラウンドの芝生化については、平成27年度から平成29年度にかけて芝生のグラウンドを1面整備することを前提とした検討を行いました。整備に至らなかった経過があります。

多目的芝生グラウンドは、多くの市民がスポーツを楽しみ、心身ともに健康な生活が送れるように整備するとともに、スポーツと観光を融合させ、地域経済への波及効果を目指す「スポーツ・ツーリズム」にも活用できるようにすることを目的に、3面のコートやクラブハウス、駐車場などを整備することとしています。

整備面積は約5万9千平方メートルで、市民の利用を主とする中、市外の方や宿泊者の利用も考慮し、安全でアクセスしやすいことが重要だと考えました。既存施設では、これらの規模や位置に対応していないことから、新たな場所を選定する考えとなりました。

整備費については、設計段階において、しっかり精査しながら進めていきます。

次に、既存グラウンドについてです。

公共施設等総合管理計画の趣旨に反するについては、本市の公共施設は、合併前の旧町村において、その時々々の行政ニーズに応じて整備したものを引き継いだため、旧町村人口規模に対応した類似施設が多数存在し、更新時期が一定の期間に集中します。

個別施設計画策定時に将来更新費と財政の見通しについて比較を行ったところ、既存の公共施設等を、現状規模のまま維持管理していくことは不可能であることが分かりました。そのため、公共施設の集約化、複合化、用途の変更、廃止等を計画的に進めています。

一方で、現在市が保有している施設とは別に、社会情勢や生活環境の変化を踏まえた市民ニーズに合致する新たな施設整備は必要であり、笛吹みんなの広場やF U J I Y A M A ツインテラスなどは、市民生活や地域経済活性化に必要な施設として、長期財政推計を踏まえた上で整備しました。

多目的芝生グラウンドは、多くの団体から芝生グラウンドの整備要望があったこと、既存グラウンドが全て土で、芝生の上で行うことが望ましいとされているスポーツ競技に対応しきれないことなどから、多様なニーズに対応できるよう整備するものです。

近隣に例をみないこの多目的芝生グラウンドは、本市を知ってもらい、本市を訪れるきっかけにもなり、本市の魅力を高めるものになると信じています。

中学校部活動の地域移行については、多目的芝生グラウンドは、中学校運動部活動の地域移行にも対応でき、拠点となり得るものと考えます。

地域移行については、今後、ソフト面の整備、活動場所の確保等、ハード面の整備などについて、関係団体と具体的な検討を進めていく必要があります。

既存グラウンドの利用者については、既存施設の利用状況を考慮した上で、多様化する利用ニーズに対応し、質の高い競技環境を構築するための、競技特性に応じた専門性の高い施設に

整備することとしていますので、既存施設においても、施設の魅力が向上し、多くの利用者が見込まれます。

以上、答弁とします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

繰り返し私の立場、申し上げますが、芝生グラウンドを造るなど言っているではありません。農地をできる限り潰さず、少ない予算で、一日も早く芝生グラウンドを実現するためには既存グラウンドの活用を行うべきだと考えているわけでございます。

まず、先ほどの答弁の感想です。答弁についてですが、用地の強制収用は考えていないという答弁、これは歓迎いたします。農地を潰さなくても、既存施設の活用で芝生グラウンドの整備ができる。また、世界農業遺産に認定され、その中でも優良農地5.1ヘクタールも潰し、サッカー・ラグビー場に変えることは、私有財産を否定するほどの公共の利益はないと考えております。ですから、強制収用などできないし、やってはならないのであります。

整備費の縮減のために、既存施設の活用など他の方法と比較・検討したことはあるかという趣旨の質問に対して、答弁がありませんでした。芝生グラウンド整備の要望、もちろんあります。そのほかにも、市民の要望、願いはたくさんあります。だから、財政を預かる市長は、たくさんの願いに応えるためにも、経費縮減の様々なやり方を考えなくてはならないのであります。経費縮減の比較・検討の考えがないことは、大変残念でございます。

また、芝生張り替えに年平均3千万円以上かかることが分かりました。これを維持管理費に加えると、年平均5,400万円以上になることが分かりました。多目的に適合する人工芝、現時点では見当たらないようでございます。グラウンドゴルフなど、期待をさせておいて適合しませんでは困ります。私は、答弁全体を通じて農地をできる限り潰さず、少ない予算で一日も早く芝生グラウンドを整備するという考え、ここがまったくないというふうに感じました。

さて、再質問いたします。

繰り返しますが、基本計画は市が示した初めての考え、計画でございます。過日の説明会はあいさつと説明で1時間、質問・意見の時間は答弁も含め、わずか30分でした。まだまだ多くの挙手がありましたが、打ち切られました。そこで、もう本当に市民一般の意見を聞く機会はないのか、もう聞かないつもりなのか伺います。

○議長（古屋始芳君）

答弁を求めます。

返田総合政策部長。

○総合政策部長（返田典雄君）

渡辺正秀議員の再質問にお答えします。

先ほど答弁したとおり、基本計画の策定段階から策定後まで、市民の皆さまのご意見をお聞きしながら進めています。

今後は地権者の皆さま、整備候補地の行政区の皆さま、周辺行政区の皆さまのご理解が得られるよう丁寧な説明を行っていきます。

以上、答弁とします。



○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

もう市民一般を対象にした説明会、あるいは意見交換会、こうしたものはやらないという答弁、驚きました。

時間がありませんので、次へ移りたいと思います。

学校給食費無料化および長期休暇中の給食の保障を求める。

(1)山梨県内では27市町村の過半数14市町村が給食費完全無償化を実施しております。さらに増えつつあります。ハートフルタウンをうたう笛吹市が真っ先にやってほしかった。小中学生の学校給食費の完全無償化にいくらかかるか、実施するつもりあるのか伺います。

(2)夏休み中、食事が十分確保できず、夏休み明けに痩せたり、血色が悪くなって登校してくる児童生徒が数多くいると聞いております。市の子育て世代への食料支援も承知しております。子ども食堂など、市民のボランティア活動、大変大きな努力です。しかし、多くのボランティアの皆さんは、民間やボランティアでは到底、食の貧困問題は解決できない。行政の本気の対策が必要だと言っております。

長期休暇中において、希望児童生徒に福祉的な食事の提供、すなわち給食を提供することを求めますが、いかがでしょうか。

子どもの貧困率の2倍弱、1千人が平均25日、希望したと仮定すると、必要な予算はいくらになるか伺います。

(3)まともに食事を得られない幼児をはじめ、市民がほかにも数多くいます。調査して対策を取ることを求めますが、いかがでしょうか。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

太田教育部長。

○教育部長（太田孝生君）

渡辺正秀議員の一般質問にお答えします。

まず、学校給食費の無償化についてです。

令和5年度の小中学生の学校給食費無償化に係る費用は、約3億円です。

令和4年10月から小中学生の学校給食費を無償化とし、令和5年度も継続して実施しています。現時点では、令和6年度の給食費無償化を実施する予定はありませんが、国の動向、他市の状況を注視しながら、総合的に判断していきます。

次に、長期休暇中の給食提供および予算についてです。

学校給食法第8条第1項では、「文部科学大臣は、学校給食を適切に実施するために必要な事項について維持されることが望ましい基準を定めるものとする。」と規定しています。

維持されることが望ましい基準として定められた、学校給食実施基準第1条では、学校給食の実施の対象を「学校給食は、これを実施する学校においては、当該学校に在学するすべての児童又は生徒に対し実施されるものとする。」と定めており、同基準第2条では、学校給食の実施回数等を「学校給食は、年間を通じ、原則として毎週5回、授業日の昼食時に実施されるものとする。」と定めています。

このことから、長期休暇中の希望児童生徒を対象とした給食の提供は考えていません。

なお、1千人分の調理を行っている石和学校給食センターを25日間稼働させた場合の費用は、人件費、賄材料費、調理業務委託料などを合わせ約1,900万円が見込まれます。

次に、まともに食事を得られない方の対策についてです。

本市では、子育て中の生活困窮世帯に対し、認定NPO法人フードバンク山梨と連携を図る中、平成28年度から、夏休みや冬休みなどの学校給食が提供されない長期休暇中を中心に、子どもの食事が安定して確保されるよう、食料支援を行っています。

今年度は、フードバンク山梨の「こども家庭プロジェクト」事業の中で、7月と8月に約200世帯に対して食料支援を行いました。また、冬休み期間の12月にも実施を予定しています。本市独自の取り組みである「子ども家庭支援事業」では、10月と3月に食料支援を計画しています。

また、子育て中以外の生活困窮世帯に対しては、自立相談支援事業の中で、困窮者からの相談に応じながら、食料支援や就労支援など必要な支援を行っています。

現時点で、調査を行うことは考えていませんが、引き続き、生活困窮世帯に対し必要な支援を行っていきます。

以上、答弁とします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

今の答弁の中で、長期休暇中1千人、平均25日の希望者に給食を提供するには1,900万円程度、必要だという答弁がありました。1,900万円という金額、例えばですね、芝生グラウンドの維持管理費の約3分の1です。芝生グラウンド整備費を15億円削減すれば、80年分に当たります。この事業で食事に恵まれない児童生徒1千人に、1日1食だけですが栄養豊かな、まともな食事を保障することができます。実施するとなれば、様々な課題が出てくるでしょう。学校給食としてではなく、福祉施策として学校給食施設を活用できないでしょうか。

私は物価高の折、プレミアム商品券、食事券事業を行い、並行して希望する児童生徒へのプレミアム商品券、食事券の無料支給を行えば、気兼ねなく給食を利用できるだろうと思います。また、ボランティアの人たちと行政が一緒になって、温かい地域をつくることできるだろうと夢見ています。

やる気さえあれば、実施する上での課題はクリアできます。ハートフルタウン笛吹、やろうじゃありませんか。市の決意を伺います。質問を終わります。

○議長（古屋始芳君）

答弁を求めます。

西海保健福祉部長。

○保健福祉部長（西海好治君）

渡辺正秀議員の再質問にお答えをいたします。

市の決意を伺いますといったような質問だと思いますが、私の答弁ではちょっと力不足といえますか、物足りないとは思いますが、福祉施策を所管する部長という立場で答弁をさせていただきます。

先ほどの答弁にもありましたように、本市では様々な理由で食に不安がある家庭への支援を行っております。認定NPO法人フードバンク山梨の理事長とも話をする機会もございましたが、本定例会の市長の行政報告にもありましたように、本市の生活困窮世帯に対する食の支援の取り組みは行政、民間の取り組みも含めまして、県内の他の自治体に比べて非常に充実しているとの評価もいただいております。

また、子育て、高齢者世帯はもとより、それ以外のご家庭に対しましても市役所の福祉関係のどこの窓口にご相談にお見えになりましても、各担当が連携して適切な支援が行える体制を整えております。

今後も長期休暇中における子育て中の生活困窮世帯への支援を含めて、現在行っておりますフードバンク山梨と連携した食料支援を継続していくとともに、国や県、他市の動向も注視しながら必要に応じて適切な支援を行ってまいりたいと考えます。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

以上で、渡辺正秀君の質疑および質問を終了します。

関連質疑および質問はありませんか。

河野智子君。

○5番議員（河野智子君）

多目的芝生グラウンドの整備について質問いたします。

芝の種類についてなんですが、7種目に適合する芝として、天然芝も7種類の種目には適合していると聞いています。人工芝の場合はマイクロプラスチックの問題があるということで、そのことを心配している市民もいます。天然芝に変更する余地があるのかどうかお聞きします。

○議長（古屋始芳君）

答弁を求めます。

小澤政策課長。

○政策課長（小澤宏之君）

河野智子議員の関連質問にお答えします。

天然芝への変更につきましてですけれども、これまでずっと検討してまいりました。天然芝につきましては、維持管理費の部分で、人工芝に比べてかなり多くの費用を有するところから人工芝を基本と考えており、天然芝への変更は考えておりません。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

以上で、関連質疑および質問を終わります。

次に通告に従い、中川秀哉君の質疑および質問を許可します。

15番、中川秀哉君。

○15番議員（中川秀哉君）

公明党の中川秀哉でございます。

本日、質問アンカーを務めさせていただきます。しばらくの間、お付き合いをよろしく願います。

冒頭、私も過日7月17日、お亡くなりました前島敏彦議員に対しまして心より哀悼の意を表したいと思っております。

前島議員とは、1期目から5期目まで共に切磋琢磨させていただき、私のような若輩議員に対しましても、大所高所からご指導をいただいたこと大変ありがたく思っております。

心よりご冥福を申し上げます。

議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして今定例会1問の一般質問をさせていただきます。

交通安全対策への市の取り組みについて、お伺いいたします。

改正道路交通法の施行により、本年4月1日から自転車利用者へのヘルメット着用が努力義務となりました。警視庁によると、令和4年に発生した自転車が関係する交通事故は6万9,985件、10年前に比べ約半減したものの、ここ2年間は増加傾向にあると言われております。また、交通事故の全体の中でも23.3%と言われております。

事故の相手は自動車が圧倒的に多く77.2%、そのうち出会い頭衝突が44.8%、次いで右左折衝突が26%でした。

また、残念でございますが、本年4月には市内の信号機がない交差点におきまして、直進の自動車と左折される自転車が、接触事故が発生し、報道によりますとこの自転車を運転されていた男子学生はヘルメットを着用していなかったと報道がありました。

交通施策に詳しい山梨大学の伊藤安海教授は、猛スピードで走る車との衝突事故に限らず、時速10キロから20キロといった緩やかなスピードで走る車と衝突した場合でも、路面に頭を打つなどすると致命傷となるおそれがある。年代を問わず、短時間や近距離への移動であってもヘルメットを欠かさず着用することが重要だと指摘されております。

また、統計によりますと、自転車の乗車中の死亡事故のうち、約6割は頭部に致命傷を負ってお亡くなりになるケースがあると言われております。この被害軽減のためにも、頭部を守ることが重要であると考えます。

こうした中、先進自治体の東京都江東区では4月から、また本年8月から台東区がいずれも令和6年3月末までを目途に法人以外を除く区民に対しまして、提携の事業協力店で一定のSGマークなどの安定基準を満たしたヘルメットを購入した場合に、この購入費の一部、約1戸あたりに2千円から3千円を上限とされておりますが、一部助成を開始をされていると聞いております。

また、このほか、国土交通省のホームページでは、自転車損害賠償責任保険等への加入促進について、自転車は子どもからお年寄りまで幅広い年齢層や通学や通勤、買い物など多目的な用途で利用されている一方、自転車事故によって他人の生命や身体を害した場合に加害者が数千万円もの高額な損害賠償を命じられる判決事例が出ている、これを背景といたしまして、令和5年4月1日現在、山梨県を含む全国32都府県において、条例により自転車損害賠償責任保険等への加入を義務化、その他10道県において努力義務とする条例が制定されるとの公表があります。

また、昨年9月の読売新聞の報道では、複数の損保会社によりますと保険料は月数100円から1千円前後、賠償金額は約1億円から3億円程度のもが多い。専門の整備士が整備点検して自転車に付けられているTSマーク付帯保険や、自動車や火災保険の特約でカバーできる場合もあるとありますけれども、全国で見ましても、市内もそうでございますが、非課税世帯

や多子世帯では自転車を複数利用するケースが多く、家計への重い負担も生じることが予想されております。

一方、座りながらハンドル操作のみで時速数キロのスピードで移動できるシニアカー、運転免許は不要で、高齢者らの交通手段として近年需要が高まっております。電動車いす安全普及協会によりますと、シニアカーの出荷台数は平成26年から増加傾向にあり、平成28年度以降は年間2万台以上が続いていると言われております。

こうした中、多くの高齢者などが利用するシニアカーに関わる交通事故が市内外で目立つようになりました。過去には、平成30年6月には、和歌山市のJR紀勢線踏切で70代男性が横断中に立ち往生し、特急列車にはねられ死亡する。また令和3年8月にも香川県の観音寺市のJRにおきまして、踏切におきまして、70代女性が特急列車にはねられて亡くなっている事案があります。

さらに本年4月には、われが笛吹市内におきましても、県道にて自動車とシニアカーの接触事故も発生している現状でございます。

独立行政法人製品評価技術基盤機構によりますと、同機構に届けられましたシニアカーなど電動車いす乗車中の事故は平成28年から令和2年に23件あり、そのうち死亡事件は11件。発生場所は踏切内が最多で7件、側溝などに転落が5件、坂道で転倒が4件、段差での転倒が3件、うち5件が死亡事故につながっております。踏切内はほかの発生場所に比べ、運転操作のミスが死亡事故に直結する危険性が高まっております。さらに、近年では、車道を走行しながら信号無視や逆走など交通マナー違反も多く目撃されております。

こうした中、改めて自治体が主体となり、警察署や自治会や学校など関係機関と連携して交通ルールの意識を高めるため、啓発活動や講習会など周知徹底が課題となっております。

内閣府ホームページには、平成20年1月に交通安全に対する国民の意識を高めるため、新たな国民運動として交通事故死ゼロを目指す日を設けることとされました。令和5年9月30日は交通事故ゼロを目指す日でございます。国民一人ひとりが交通ルールを守り、交通マナーを実践するなど、交通事故に注意して行動することによって、交通事故をなくしましょうとありました。

状況を踏まえながら、市内から交通事故死ゼロの日が一日でも多くなることを目指しまして、笛吹市の取り組みと課題について、以下、市のご見解を伺います。

(1) 市内交通事故の推移と主な事例について伺います。

ア. 子どもが被害にあった件数と事例は。

イ. 高齢者が被害にあった件数と事例は。

ウ. その他世代が被害にあった件数と事例はについて伺います。

(2) 自転車の正しい利用法の啓発と市の取組についてお伺いします。

ア. 市民への「安全利用五則」の啓発活動は。

イ. 非課税世帯向けヘルメット購入費の一部助成は。

ウ. 非課税世帯向け自転車任意保険の一部助成は。

(3) といたしまして、シニアカーの正しい利用法と啓発活動についてお伺いします。

ア. 利用者に対する定期的な交通ルールの周知や講習計画は。

イ. 任意保険への加入促進と課題は。

ウ. シニアカーやシルバーカーを含む歩行者が安心して利用できる歩道整備計画はでございます。

ます。

以上、質問とさせていただきます。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

市川市民環境部長。

○市民環境部長（市川要司君）

中川秀哉議員の一般質問にお答えします。

まず、市内の交通事故の推移と主な事例についてです。

子どもが被害にあった件数と事例については、令和3年が8件、令和4年が10件で、多くは、自転車の飛び出し事故でした。

高齢者が被害にあった件数と事例については、令和3年が98件、令和4年が82件で、多くは、車の運転中の追突または出合い頭の衝突事故でした。

その他世代が被害にあった件数と事例については、令和3年が111件、令和4年が117件で、その9割が、車の運転中の追突または出合い頭の衝突事故でした。

全体の交通事故発生件数は、令和3年が217件、令和4年が209件で、わずかですが減少しています。

次に、自転車の正しい利用法の啓発と市の取組についてです。

市民への「自転車安全利用五則」の啓発活動について、令和4年11月に、国が15年ぶりに改訂した「自転車安全利用五則」は、走行は原則車道、一時停止での安全確認、夜間のライト点灯、飲酒運転の禁止、ヘルメットの着用など、自転車を安全、快適に利用するための基本的な守るべき決まりを分かりやすくまとめたものです。

市では、小学4年生を対象に、各小学校で開催する専門交通指導員と警察官による自転車の交通安全教室や高齢者を対象とした専門交通指導員による交通安全教室において、「自転車安全利用五則」を用いて、自転車の交通ルールなどを説明しています。

また、全国交通安全運動期間に行う街頭啓発指導でチラシを配布しているほか、専門交通指導員が市内を巡回し、自転車の利用者に対し、「自転車安全利用五則」の内容に沿った声かけ指導を行っています。

非課税世帯向けヘルメット購入費および自転車任意保険の一部助成については、非課税世帯を対象にした助成はありませんが、生活保護世帯については、国が定める生活保護法による保護の実施要領において、通学および就労に必要な保有のための必要経費として認められていることから、ヘルメットの購入および任意保険の加入に係る費用は、保護費から支給されます。

次に、シニアカーについてです。

利用者に対する定期的な交通ルールの周知や講習計画については、市では、行政区等からの要望により、シニアカーの利用に係る高齢者教室を開催し、交通ルール等の周知、啓発を行っており、令和4年度は4回の教室を開催しました。令和5年度は5月に1回開催し、9月以降に7回の開催を予定しております。

今後も、関係部署と連携を取りながら、教室を開催し、安全なシニアカーの利用について周知していきます。

任意保険への加入促進と課題については、高齢者教室の中で、任意保険加入の大切さを伝え、加入を促しています。

シニアカーは、自転車のような登録制度がなく、利用者の把握ができないため、利用者に直接、任意保険の加入促進ができないことが課題です。

シニアカーやシルバーカーを含む歩行者が安心して利用できる歩道整備計画について、歩道の整備は、歩行者、高齢者向け一人乗り電動車両のシニアカー、手押し車のシルバーカーなどが通行する際の安全確保を目的としています。

安全対策として有効であることは間違いありませんが、歩道を設置するには、用地を確保する必要があり、全ての道路に整備をすることは難しいため、新たな歩道の整備については、交通量や必要となる用地等を総合的に判断して進めていきます。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

中川秀哉君。

○15番議員（中川秀哉君）

ありがとうございました。

質問の中で伺います。(2)のヘルメット、また任意保険の一部助成について、非課税世帯はないという中で、生活保護世帯についてはあるということでした。実際、行われました件数をお伺いできればと思います。よろしく願いいたします。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

西海保健福祉部長。

○保健福祉部長（西海好治君）

中川秀哉議員の再質問にお答えいたします。

自転車の任意保険の加入に係る費用につきまして、生活保護費の対象と認定された件数については、これまで3件ございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

中川秀哉君。

○15番議員（中川秀哉君）

ありがとうございます。今のお話の中で、生活保護世帯で利用が可能だということ、また実績があるということをお伺いしたので、また周知を私たちもしていきたいと思ひますし、市のほうもお願いしたいと思ひます。

もう1点、質問させていただきます。

3のシニアカーの正しい利用の啓発活動の中、これまで行政区の要望等で市が実施されたシニアカーの高齢者教室が令和4年が4回、令和5年5月で1回というふうにお伺いしました。今後、7回あるという中で、過去の令和4年4回の参加人数はどのぐらいあったのかお伺いします。また、もしどういふ反応があったのか、分かれば教えていただければと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（古屋始芳君）

答弁を求めます。

市民環境部長。

○市民環境部長（市川要司君）

中川秀哉議員の再質問にお答えいたします。

高齢者の交通安全教室、その参加人数はということでございますけれども、令和4年度は113人の参加がありました。また令和5年度、9月12日現在ですけれども、41人の参加がありました。交通安全の啓発に非常につながっているかなと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

中川秀哉君。

○15番議員（中川秀哉君）

ありがとうございました。令和4年113人、令和5年で9月までに41人ということでございます。まだまだ、このシニアカーも含めて利用されている方も多くいらっしゃると思います。そういう中で皆さんに参加していただいて、歩道への利用を促すようお願いしたいと思います。

私も自宅前の車道、県道におきまして、数年前でございすけども、車道を逆走している高齢者の方を目撃し、また市民からの通報によりまして警察を通してご自宅まで3人がかりで、なんとか連れて行ったということがありました。

こういったことも、なかなか頭で分かっている行動するというのは難しい。また、歩道についても、市役所前ぐらいの大きな広さがあればよろしいんですけども、なかなかそうまでいかないというところもあります。全国では、そういった中で自転車専用道路、また歩道の拡幅ということもあります。ぜひとも、市のほうでも先ほど答弁もありましたけれども、これからできる道路、また市道等々につきましては、この幅広い拡幅も含めて専用道路の整備をお願いしたいと思います。

1点、ご意見だけ申し上げさせていただければと思います。

今回の改正道路交通法の中には、今、話題の電動キックボードというものもあります。これにつきましては、今回質問に入っていないので答弁は差し控えますけれども、これによります死亡事故が、実は今年の9月、今月ですね、北海道であったと伺っております。痛ましい事故でございすけれども、この方もやはりヘルメットをかぶっていなかったということもありました。

これからやはり今、笛吹市では、高齢者世帯向けも含めてAIを使ったデマンド交通システムの拡充をしていこうという中で、幅広く運転を、免許を返納した高齢者の方も利用できる可能性があることを含めますが、まだまだ道半ばということもありますので、こういったシニアカー、また電動キックボードを利用する方もいらっしゃるかと思います。ぜひともそういった方々にも広く周知を徹底をしながら、本当に交通安全のルールを遵守をしていただくようお願いを申し上げ、さらにはこの市内主要幹線につきましても道路の拡幅、また街灯の整備、そして昨日、代表質問の中でもご答弁いただきました防犯灯の、市の、管理をしていただけたということもありました。こういうことも含めて、また行政として携わっていただくよう、お願いを申し上げ、以上、私の質問に代えさせていただきます。

ご清聴、誠にありがとうございました。



○議長（古屋始芳君）

以上で、中川秀哉君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑および質問を終わります。

ただいま議題になっております、議案第53号から議案第103号までの51案については、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の議事は全て終了しました。

お諮りします。

明日9月14日から9月27日までは、議案調査のため休会といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、明日9月14日から9月27日までは休会とすることに決定しました。

次の本会議は9月28日、午後1時30分から再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

---

散会 午後12時56分

令和 5 年

笛吹市議会第 3 回定例会

9 月 2 8 日

令和5年笛吹市議会第3回定例会

1. 議事日程(第4号)

令和5年9月28日  
午後 1時30分開議  
於 議 場

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 議案第53号 | 笛吹市職員給与条例の一部改正について                          |
| 日程第 2 | 議案第54号 | 笛吹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について  |
| 日程第 3 | 議案第55号 | 笛吹市社会体育施設条例の一部改正について                        |
| 日程第 4 | 議案第56号 | 笛吹市社会教育施設条例の一部改正について                        |
| 日程第 5 | 議案第57号 | 笛吹市博物館条例及び笛吹市青楓美術館条例の一部改正について               |
| 日程第 6 | 議案第58号 | 笛吹市火災予防条例の一部改正について                          |
| 日程第 7 | 議案第59号 | 令和5年度笛吹市一般会計補正予算(第6号)について                   |
| 日程第 8 | 議案第60号 | 令和5年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について             |
| 日程第 9 | 議案第61号 | 令和5年度笛吹市介護保険特別会計補正予算(第2号)について               |
| 日程第10 | 議案第62号 | 令和5年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について            |
| 日程第11 | 議案第63号 | 令和5年度笛吹市農業集落排水特別会計補正予算(第1号)について             |
| 日程第12 | 議案第64号 | 令和5年度笛吹市境川観光交流センター特別会計補正予算(第1号)について         |
| 日程第13 | 議案第65号 | 令和5年度笛吹市森林経営管理特別会計補正予算(第1号)について             |
| 日程第14 | 議案第66号 | 令和5年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について  |
| 日程第15 | 議案第67号 | 令和5年度笛吹市大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第16 | 議案第68号 | 令和5年度笛吹市稲山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について   |
| 日程第17 | 議案第69号 | 令和5年度笛吹市牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について  |
| 日程第18 | 議案第70号 | 令和5年度笛吹市大口山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について  |

- 日程第19 議案第71号 令和5年度笛吹市崩山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第20 議案第72号 令和5年度笛吹市名所山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第21 議案第73号 令和5年度笛吹市春日山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第22 議案第74号 令和5年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第23 議案第75号 令和5年度笛吹市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第24 議案第76号 令和5年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第25 議案第77号 令和4年度笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第26 議案第78号 令和4年度笛吹市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第27 議案第79号 令和4年度笛吹市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第28 議案第80号 令和4年度笛吹市介護サービス特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第29 議案第81号 令和4年度笛吹市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第30 議案第82号 令和4年度笛吹市農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第31 議案第83号 令和4年度笛吹市境川観光交流センター特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第32 議案第84号 令和4年度笛吹市森林経営管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第33 議案第85号 令和4年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第34 議案第86号 令和4年度笛吹市大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第35 議案第87号 令和4年度笛吹市稲山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第36 議案第88号 令和4年度笛吹市牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第37 議案第89号 令和4年度笛吹市大口山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第38 議案第90号 令和4年度笛吹市崩山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第39 議案第91号 令和4年度笛吹市名所山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第40 議案第92号 令和4年度笛吹市春日山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第41 議案第93号 令和4年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第42 議案第94号 令和4年度笛吹市水道事業会計決算認定について
- 日程第43 議案第95号 令和4年度笛吹市宮春日居地区温泉給湯事業会計決算認定について
- 日程第44 議案第96号 令和4年度笛吹市公共下水道事業会計決算認定について
- 日程第45 議案第97号 令和4年度笛吹市簡易水道事業会計決算認定について
- 日程第46 議案第98号 普通財産の譲与について
- 日程第47 議案第99号 動産の取得について（資機材搬送車購入（明許））
- 日程第48 議案第100号 動産の取得について（ひとり一台パソコン用シンククライアント端末購入）
- 日程第49 議案第101号 動産の取得について（指定避難所防災物品購入）
- 日程第50 議案第102号 市道廃止について
- 日程第51 議案第103号 市道認定について
- 日程第52 請願第2号 インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを求める請願書
- 日程第53 議案第104号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第54 同意第11号 稲山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について
- 日程第55 発議第5号 インボイス制度の実施延期を求める意見書の提出について
- 日程第56 閉会中の継続審査について

2. 出席議員は次のとおりである。(18名)

1番	岡	由子	2番	落合	俊美
3番	山田	宏司	4番	河野	正博
5番	河野	智子	6番	武川	則幸
7番	神澤	敏美	8番	神宮司	正人
9番	荻野	謙一	10番	保坂	利定
11番	野澤	今朝幸	12番	中村	正彦
13番	海野	利比古	14番	渡辺	清美
15番	中川	秀哉	17番	小林	始
18番	渡辺	正秀	19番	古屋	始芳

3. 欠席議員

(なし)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

市長	山下	政樹	副市長	深澤	和仁
教育長	望月	栄一	総務部長	雨宮	和博
総合政策部長	返田	典雄	会計管理者	中山	勲
市民環境部長	市川	要司	保健福祉部長	西海	好治
子供すこやか部長	中村	富之	産業観光部長	河野	英明
建設部長	雨宮	竜也	公営企業部長	水谷	和彦
教育部長	太田	孝生	総務課長	小林	匡
政策課長	小澤	宏之	財政課長	柿嶋	信哉
消防長	鶴川	功	代表監査委員	曾根	哲哉
農業委員会会長	増田	敦			

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3名)

議会事務局長	荻野	重行
議会書記	宮澤	まな美
議会書記	古屋	幹仁

○議長（古屋始芳君）

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は、議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので静粛に願います。

また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくよう、お願いします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので念のため申し添えます。

現在、夏季の軽装の取り組みが行われています。議場内での上着の着用は個人の判断に委ねます。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

---

○議長（古屋始芳君）

日程第1 議案第53号から日程第51 議案第103号までを一括議題といたします。

本案については今定例会初日、9月4日に上程され、その後各常任委員会に審査を付託してありますので、それぞれの常任委員長から審査の結果について報告を求めます。

はじめに総務常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、荻野謙一君。

荻野謙一君。

○総務常任委員長（荻野謙一君）

議長より総務常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告いたします。

去る9月13日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、9月15日、19日、20日、21日、22日の5日間の日程により委員会を開会し、委員出席のもと関係当局の出席を求め審査をいたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものの報告をいたします。

議案第59号 「令和5年度笛吹市一般会計補正予算（第6号）について」

総務部管財課の審査では、総務管理費、庁舎等施設整備事業の備品購入費に関し、購入する書庫について、さらに詳しく説明を求めたところ、戸籍住民課で1月から実施する予定の「書かない窓口システム」開始に伴い、執務室内のレイアウト変更の必要性が生じたことから、限られたスペースを有効活用するため、壁面収納を設置するものであるとの説明がありました。

委員からは、さらに具体的なレイアウトについての問いがあり、現在、市民窓口館201会議室で行っているマイナンバーカードの受付事務について、効率化の観点から、同じ戸籍住民課内の執務内に移す変更も併せて行うため、壁面収納を整備することにより、スペースを有効活用するとの回答がありました。

さらに、委員からは、来庁者の待合スペースおよび通路について、狭くなる懸念はないのかとの問いには、書かない窓口システム導入により、既存の記載台の設置の必要がなくなるため、十分なスペースを確保できるとの回答がありました。

次に総合政策部政策課の審査では、歳入の寄附金について説明を求めたところ、企業からの地域再生計画に基づく「子どもが、自ら学ぶ力を家庭・学校・地域の連帯により育むことが出来る地域づくり事業」に対して企業版ふるさと納税寄附金の申し出があり、学校教育課所管の「小中学校ICT環境維持整備事業」においてタブレット端末の入れ替えの費用に充当するとの説明がありました。さらに委員より、これまでの企業版ふるさと納税の実績についても問いがあり、令和2年度からの取組であり、今回で8例目となるとの回答がありました。

次に議案第101号 「動産の取得について（指定避難所防災物品購入）について」

総務部管財課の審査では、購入する物品の更新年数が異なると思うがどのように管理していくのかとの問いがあり、防災備蓄品については、データで管理しており、期限のあるものについては、順次入れ替えを図っていくとの説明がありました。

さらに、医薬品については、どのような整備を行っているかとの問いがあり、保健福祉部の健康づくり課において、購入・管理を行っているとの回答がありました。

次に議案第77号 「令和4年度笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について」

総合政策部企画課の審査では、総務管理費、企画費、ふるさと納税事業について、市が掲載しているポータルサイトの数について質問があり、6つのサイトに掲載しているとの回答がありました。

さらに委員からは、ポータルサイトの考え方についての問いがあり、掲載手数料については、寄附があった場合に限り手数料が発生するため、固定の経費はかからないことから、自治体間競争の、複数のサイトに掲載することは、ふるさと納税寄附金を確保するにあたり有効であると考えているとの回答がありました。

また、情報システム課の審査において、委員からは、情報システム関連の費用について、内容や価格の妥当性などを十分に判断できる職員の育成も必要ではないかとの意見がありました。

また、委員1名より、総合政策部所管の議案第77号 「令和4年度笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について」、施設の指定管理・多目的グラウンドに係る部分について、反対の討論がありました。

次に総務部収税課の審査では、収納率が上がっていることについて、どのような要因があると捉えているかとの問いがあり、令和3年度1年間、令和4年度半年間、山梨県総合県税事務所から職員を派遣していただき、徴収技術の向上が図られたこと。また、滞納整理の成果として、大きな案件が整理できたこと。滞納額に対する滞納繰越の分母が下がったこと。さらに、電子調査を導入したことにより、財産調査に係る、時間の短縮が図れたことも要因と考えているとの回答がありました。また委員からは、年間の差し押さえ件数と成果についての問いがあり、令和4年度は382件、対象税額1億7,669万874円に対し、そのうち換価したものは4,655万1,518円で、滞納繰越額に対する換価額の割合は6%であるとの説明がありました。

委員からは、収税課の努力の成果であると評価する。差し押さえ等の件数の資料についても、職員の労苦が分かる結果だと思うので、委員会へ出してほしいとの意見がありました。

また、委員1名より、総務部所管の議案第77号 「令和4年度笛吹市一般会計歳入歳出決



算認定について」、会計年度任用職員などの非正規職員の待遇に係る部分についての反対討論がありました。

次に消防本部の審査では、通信施設管理事務、委託料、通信指令室及び無線設備保守点検委託料について、2回の点検内容、委託先について質問したところ、2回の保守点検については、通信指令施設本体の機器の点検保守、無線設備の点検保守と2つの中で行っている。

委託業者については、設備設置業者と随意契約により契約しているとの説明がありました。

市民環境部市民活動支援課の審査では、市民生活費、行政相談事業について、事業実績について説明を求めたところ、法律相談を弁護士・司法書士にお願いしているもので、令和4年度は36日開催し、98名の利用があったとの回答がありました。

また委員より、委託先について問いがあり、県の弁護士会・司法書士会にそれぞれ委託しているとの説明がありました。

また、市民生活費、消費者行政事業について、相談体制や事業についての問いがあり、専門の資格をもったパートタイム会計年度任用職員が週に4日、電話や対面での相談を行っている。行政区等からの要請があれば行政区へ出向いて講座なども行っているとの説明がありました。

さらに、委員からはSNS等を使用しての詐欺等の事例の、県や警察との連携についての問いがあり、県や警察からは、メールなどで情報を得られる。また、相談員の意見交換会などで把握しているとの回答がありました。

以上、主な説明および質疑・意見について報告いたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第53号 「笛吹市職員給与条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第58号 「笛吹市火災予防条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第59号 「令和5年度笛吹市一般会計補正予算（第6号）について」のうち、総務部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

総合政策部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

消防本部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第77号 「令和4年度笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について」のうち、総務部所管項目について、賛成多数で認定すべきものと決定。

総務部各支所所管項目について、賛成多数で認定すべきものと決定。

総合政策部所管項目について、賛成多数で認定すべきものと決定。

市民環境部所管項目について、賛成多数で認定すべきものと決定。

消防本部所管項目について、賛成全員で認定すべきものと決定。

会計課所管項目について、賛成多数で認定すべきものと決定。

議会事務局所管項目について、賛成全員で認定すべきものと決定。

議案第98号 「普通財産の譲与について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第99号 「動産の取得について（資機材搬送車購入（明許）」について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第100号 「動産の取得について（ひとり一台パソコン用シンクライアント端末購入）」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第101号 「動産の取得について（指定避難所防災物品購入）」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、総務常任委員会委員長報告といたします。

○議長（古屋始芳君）

以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行います。

この際、申し上げます。

議案第59号 「令和5年度笛吹市一般会計補正予算（第6号）について」および、議案第77号 「令和4年度笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について」につきましては、各常任委員会に分割付託しておりますので、3常任委員長の報告終了後に討論および採決を行います。

議案第53号および議案第58号を一括議題といたします。

お諮りします。

本2案については、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本2案についての委員長報告は、可決です。

本2案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第53号および議案第58号は原案のとおり可決されました。

議案第98号から議案第101号を一括議題といたします。

お諮りします。

本4案については、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本4案についての委員長報告は、可決です。

本4案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第98号から議案第101号は原案のとおり可決されました。

次に教育厚生常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、中村正彦君。

中村正彦君。

○教育厚生常任委員長（中村正彦君）

議長より、教育厚生常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたし

ます。

去る9月13日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、9月15日、19日ならびに20日、21日、22日の5日間の日程により委員会を開会し、委員出席のもと関係当局の出席を求め審査をいたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第59号 「令和5年度笛吹市一般会計補正予算（第6号）について」

子供すこやか部保育課の審査では、私立保育所等施設整備事業負担金、補助金及び交付金補助金申請取り下げについて、詳しく説明を求めたところ、対象園より、補助金は使わずに自園負担で改修事業を実施するとの申し出があったことによるものとの回答がありました。

また、別の機会に、再度申請をしたときに、過去に取り下げの経過があることから、受付をしないとといったことはないかとの質問があり、内容に応じて審査をするので、そういったことはないとの回答がありました。

教育委員会教育総務課の審査では、御坂中学校校舎等改築事業において、既存校舎解体による2方向避難経路の確保について、協議がされているのかとの問いがあり、避難経路は、生徒の安全・安心のために一番に確保しなければならないものなので、設計者以外に、本市消防本部にも確認してあるとの回答がありました。

また、避難経路に外階段を使用することについて問題はないのかとの問いがあり、外階段を使用することについて、安全性は重要な点であるので、確認済みであるとの回答がありました。

委員からは、今の生徒たちは、めったに外階段を使用することがないので、慎重に対応してほしいとの意見がありました。

教育委員会学校教育課の審査では、中学校学校教育事業使用料及び賃借料部活動県選手権・県総体・県新人戦バス借り上げ料の補正について、詳しく説明を求めたところ、今年度より地区予選がなくなり、直接、県大会へ出場することになったことで、バスの使用料が増えたことや団体競技が関東大会・全国大会に出場したことにより、多額の経費がかかったため、その分の補正をお願いするものであるとの説明がありました。

委員からは、関東大会・全国大会に出場するチャンスが増えたことは、良いことだと思うが、保護者の負担軽減について、今後研究していただきたいとの意見があり、大会に出場するまでのバス代・宿泊費については、補助が出るようになっているが、一部競技には、出にくい要綱になっているので、今後研究していきたいとの回答がありました。

また、委員1名より議案第57号 「笛吹市博物館条例及び笛吹市青楓美術館条例の一部改正について」、反対の討論がありました。

議案第77号 「令和4年度笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について」では、保健福祉部障害福祉課の審査では、障害者相談支援事業について、近年のコロナ禍や老々介護等、様々な不安要素が取り巻く社会環境であるが、どういった相談が多かったのか説明を求めたところ、「障害福祉サービスの利用に関する相談がもっとも多く、その他には、就労に関することや、日常生活の中での不安感から精神的に不安定になってしまったことへのアドバイスを求める相談などがあった」との説明がありました。

委員からは、多種多様な相談があると思うが、引き続き対応を進めていくとともに、障がい者に対する成年後見を官民連携で取り組んでほしいとの意見がありました。

市民環境部環境推進課の審査では、指定ごみ袋保管庫借り上げ料について、保管庫としてど

この施設を借りているのかとの説明を求めたところ、J Aふえふきが、過去に共選所として使用していた施設を借りているとの回答がありました。

また、なぜ共選所で使用していた施設を借りているのかとの質問に対し、ゴミ袋は、納品されると膨大な量があり、かなり広いスペースがなければ保管できないためであるとの回答がありました。

また、委員1名より議案第78号「令和4年度笛吹市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、反対の討論がありました。

図書館の審査では、備品購入費図書資料購入についてコロナ禍で図書の貸し出し数は、減少傾向にあったと思うが、昨年度の貸し出し数は何冊くらいだったのか説明を求めたところ、32万8,221冊であったとの説明がありました。

また、貸し出した図書の破損や汚損の事例が聞かれるが、どのように対応しているかとの問いがあり、利用者に対し、正しい利用方法と呼びかけ、掲示物などで周知し、図書が、すべての市民の財産であるということを伝えているとの回答がありました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告をいたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第54号「笛吹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第55号「笛吹市社会体育施設条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第56号「笛吹市社会教育施設条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第57号「笛吹市博物館条例及び笛吹市青楓美術館条例の一部改正について」、賛成多数で可決すべきものと決定。

議案第59号「令和5年度笛吹市一般会計補正予算（第6号）について」、保健福祉部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

子供すこやか部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

市民環境部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

教育委員会所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第60号「令和5年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第61号「令和5年度笛吹市介護保険特別会計補正予算（第2号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第62号「令和5年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第64号「令和5年度笛吹市境川観光交流センター特別会計補正予算（第1号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第77号「令和4年度笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について」、保健福祉部所管項目について、賛成全員で認定すべきものと決定。

子供すこやか部所管項目について、賛成多数で認定すべきものと決定。

市民環境部所管項目について、賛成全員で認定すべきものと決定。

教育委員会所管項目について、賛成全員で認定すべきものと決定。

議案第78号 「令和4年度笛吹市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、賛成多数で認定すべきものと決定。

議案第79号 「令和4年度笛吹市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」、賛成全員で認定すべきものと決定。

議案第80号 「令和4年度笛吹市介護サービス特別会計歳入歳出決算認定について」、賛成全員で認定すべきものと決定。

議案第81号 「令和4年度笛吹市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、賛成全員で認定すべきものと決定。

議案第83号 「令和4年度笛吹市境川観光交流センター特別会計歳入歳出決算認定について」、賛成全員で認定すべきものと決定。

以上、教育厚生常任委員会委員長報告といたします。

#### ○議長（古屋始芳君）

以上で、教育厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行います。議案第59号および議案第77号につきましては、先ほど申し上げたとおり各常任委員会に分割付託しておりますので、3常任委員長の報告終了後に討論および採決を行います。

議案第54号から議案第56号を一括議題といたします。

お諮りします。

本3案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本3案についての委員長報告は可決です。

本3案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第54号から議案第56号は原案のとおり可決されました。

議案第57号を議題とし、討論を行います。

反対討論を許します。

18番、渡辺正秀君。

#### ○18番議員（渡辺正秀君）

議長の許可をいただきましたので、議案第57号 「笛吹市博物館条例及び青楓美術館条例の一部改正について」、反対討論を行います。

日本共産党、渡辺正秀でございます。

本改正案のうち、青楓美術館条例第9条について、観覧料の減免を実施する権限を「教育委員会から市長に変更する」という改正について反対します。

市教育委員会は教育厚生常任委員会において、この部分の改定理由を「従来の条例は法的に誤りであったことが判明、よって、正しい条例に改正する」と述べました。その根拠を地方自

治法第149条2、同180条の6の1、地方教育行政法第22条6に求めています。いずれも「予算を調整し執行する権限は市長に属し、教育委員会等行政委員会や委員にはその権限がない」という内容です。これだけを根拠に「予算執行にかかわる観覧料減免は教育委員会の権限には属さず、市長の権限に属する」というものでございました。

これは正しいのでしょうか。

まず、笛吹市を除く峡東2市、甲州市、山梨市および県都甲府市の条例はどうなっているか、紹介します。いずれも社会教育施設使用料の減免は教育委員会の権限としております。

私は、これが正しいと考えます。なぜか。以下、諸法令と文科省の見解に基づいて主張します。

教育委員会は市長部局から独立した行政委員会であるとされております。文科省は「教育委員会は独立機関として、教育行政を担当することにより、首長への権限の集中を防止し、中立的専門的な教育行政運営を担保するのであります」としております。私はこの制度は戦前、権力集中の体制の下で、学校教育、社会教育が戦争への思想動員の道具となった苦い経験、その反省の上に作られたものと理解しております。

次に、地方教育行政法第21条で教育委員会の職務権限を規定しています。その1で「教育機関・教育施設の設置、管理、廃止は教育委員会の職務権限」と規定しております。要は「教育機関・教育施設の管理運営権は教育委員会に属する」としているのであります。ですから、どのような人に、どのような団体には使用料・観覧料は特別に減免するという判断、これは市長ではなく、教育委員会の管理運営権に属することではないでしょうか。

一方、市は今回の改正についてどうしているのか。地方自治法、地方教育行政法が予算の調整・執行権は市長にあると規定していることを根拠に、かつ使用料・観覧料の減免を施設の管理運営ではなく予算の執行と捉えて、使用料・観覧料の減免は市長の権限になるとしているのであります。

予算をまったく伴わない教育行政など、ほぼありません。市長の予算編成権、執行権だけから市長の権限を導き出すならば、教育委員会の独立性と教育行政に関する権限はほとんど失われてしまいます。

地方教育行政法は市町村立の教育機関・教育施設の管理運営権を教育委員会に委ねておりますが、その上で市長の予算編成権、執行権との関係をどう考えるべきか、諸法令は示しております。

文科省は「予算の編成・執行について、教育委員会の自主性に配慮すべき」としております。要は「教育委員会の自主的な教育行政方針や権限を尊重し、予算を編成し、執行すべき」と言っているのであります。

では、法律は市長の予算編成権・執行権との関係で、教育委員会の独立性と権限をどのように担保しているのでしょうか。地方教育行政法第29条は予算の調整に関して教育委員会と協議することとしています。地方自治法180条の2では「市長の権限、事務の一部を委員会と協議し、委員会に委任または補助執行させることができる」とし、一定の予算執行権も委員会に委任することができるとしております。

具体的に、使用料・観覧料の減免について、市長の予算編成権・執行権との関係はどうなるのでしょうか。

教育委員会による使用料・観覧料の減免が予算不足を招くことはほとんど考えられませんが、

万が一、そうした事態が予想される場合は地方教育行政法第29条に基づいて教育委員会と市長が協議すれば済むことであります。

使用料・観覧料の減免を予算執行ととらえても、地方自治法180条の2は「市長の権限の一部を委員会と協議し、委員会に事務委任または補助執行させることができる」としており、教育委員会にその権限をゆだねることができるとしております。

以上のとおり、法律は予算編成・執行の責任と権限は市長にあるとしておりますが、教育委員会を含め行政委員会の意見を聞くことを求めています。また予算執行、使用料観覧料減免など委員会に委任することができるとして、教育委員会の独立性が担保されるように制度設計されているのであります。

これら制度全般、法体系を総合的に検討すれば、使用料・観覧料減免の権限を教育委員会に与えている周辺自治体の条例が適切であり、今回の、減免の権限を教育委員会から市長に変える本改正案は誤りだと思えます。

特に今回の改正案の根拠を市長の予算調整権、執行権のみに求めている点は問題です。繰り返しますが予算の執行を伴わない教育行政などほぼ皆無であり、改正案の理屈を適用すれば教育委員会の独立性は有名無実になってしまいます。

結論でございます。

市教育委員会の改正理由は、教育委員会制度と関連法体系のうち、市長の予算編成権だけから導き出したものであり不当だと考えます。またこの考えに基づき教育行政の権限を規定すれば、教育委員会制度自体を空洞化することになります。

教育委員会制度全体、関連法体系全体から判断すれば、教育委員会が使用料・観覧料の減免を教育委員会の権限とすることが当然のことです。

以上が本改正案反対の理由です。議員の皆さんの適切な判断を期待します。

最後に、教育委員会には、その独立性、専門性、安定性、地域住民の意向の反映という、教育委員会制度の意義を十分自覚し、責任と誇りをもってよりよい教育行政を推進していただきたいと思えます。

以上を述べまして、反対討論を終わります。

○議長（古屋始芳君）

賛成討論を許します。

（ な し ）

討論を終結します。

これより、議案第57号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

議案第60号から議案第62号および議案第64号を一括議題といたします。

お諮りします。

本4案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りします。

本4案についての委員長報告は可決です。

本4案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第60号から議案第62号および議案第64号は原案のとおり可決されました。

議案第78号を議題とし、討論を行います。

(なし)

討論を終結します。

これより、議案第78号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定です。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数です。

よって、議案第78号は原案のとおり認定されました。

議案第79号から議案第81号および議案第83号を一括議題といたします。

お諮りします。

本4案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りします。

本4案についての委員長報告は認定です。

本4案は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第79号から議案第81号および議案第83号は原案のとおり認定されました。

次に建設経済常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

建設経済常任委員会委員長、武川則幸君。

武川則幸君。

#### ○建設経済常任委員長(武川則幸君)

議長より、建設経済常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。

今定例会において、本委員会に付託されました議案について、9月15日、19日、ならびに9月20日、21日、22日の5日間の日程により委員会を開会し、委員出席のもと関係当局の出席を求め審査いたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。



議案第59号 「令和5年度笛吹市一般会計補正予算（第6号）について」

産業観光部農林振興課の審査では、農業振興費地域農業振興事業について、産地パワーアップ事業補助金の対象作物と内容を尋ねたところ、シャインマスカットの加温ハウス整備が8件、簡易雨よけ施設の整備が2件であるとの回答がありました。

議案第59号 「令和5年度笛吹市一般会計補正予算（第6号）について」

建設部まちづくり整備課の審査では、公園費公園維持管理事業において、笛吹みんなの広場は、防災機能を兼ね備えており、発災時には自衛隊などのヘリコプターの離着陸場として活用することとなっているが、遊具の設置による影響はないのか尋ねたところ、みんなの広場はAからD面の4区画に分けられており、今回遊具を設置するのは、一番東側のD面で、ヘリコプターの離着陸場はC面を利用するため影響が出ないように検討しているとの回答がありました。

議案第77号 「令和4年度笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について」

産業観光部観光商工課の審査では、観光費新道峠展望台整備事業の送迎バス運行業務委託の他に、送迎バス運行前点検管理業務委託についてさらに詳しく説明を求めたところ、バスの運行開始前に林道に落石がないかなどの安全確認、トイレや展望台周辺の清掃を、シルバー人材センターに委託しているものである旨の説明がありました。

委員からは、新道峠展望台整備事業について、事業を長期的に捉え、費用対効果を十分に考慮して進めてほしいとの意見がありました。

建設部土木課の審査では、道路維持費道路構造物長寿命化事業の委託について、橋梁定期点検業務は何カ所行ったのか。また、石和温泉駅自由通路点検業務は何を行ったのか、詳細説明を求めたところ、市内には700を超える橋梁があり、国の指導で5年に一度定期点検をすることが、義務付けとなっている。

石和温泉駅自由通路は市道となっているため、他の橋梁と同様に定期点検が必要であり、令和4年度に委託により実施したとの説明がありました。

議案第82号 「令和4年度笛吹市農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について」

農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定の審査では、予備費に約3千万円が予算計上されたが、予算執行はなかった。また、歳入と歳出の差引による翌年度への繰越金も3,408万5千円となっているため、一般会計からの繰入金、約3,500万円について減額してもよいのではないかと尋ねたところ、予備費については、施設が老朽化しているため、通常の修繕とは別に、高額な修繕費用が必要となる場合を想定して、前年度繰越金を予備費に計上する中で対応している。また、令和6年度からは企業会計となる予定で、基本的には独立採算となるため、一般会計からの繰入金も精査していくとの回答がありました。

議案第84号 「令和4年度笛吹市森林経営管理特別会計歳入歳出決算認定について」

産業観光部農林振興課の審査では、森林経営管理事業において、委託した森林経営管理意向調査について調査結果を尋ねたところ、令和4年度は境川地区の507林班と509林班において20.52ヘクタールの森林を対象に調査を行い、対象面積の約半分の10.23ヘクタールにおいて、市とともに森林を管理したい意向があるという結果となったとの回答がありました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告いたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第59号 「令和5年度笛吹市一般会計補正予算（第6号）について」のうち、産業観

光部および農業委員会所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

建設部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第63号 「令和5年度笛吹市農業集落排水特別会計補正予算（第1号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第65号 「令和5年度笛吹市森林経営管理特別会計補正予算（第1号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第66号 「令和5年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第1号）について」から議案第74号 「令和5年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第1号）について」までの9案については、いずれも賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第75号 「令和5年度笛吹市水道事業会計補正予算（第2号）」、賛成全員で認定すべきものと決定。

議案第76号 「令和5年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）」、賛成全員で認定すべきものと決定。

議案第77号 「令和4年度笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について」、産業観光部および農業委員会所管項目について、賛成全員で認定すべきものと決定。

建設部所管項目について、賛成全員で認定すべきものと決定。

公営企業部所管項目について、賛成全員で認定すべきものと決定。

議案第82号 「令和4年度笛吹市農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について」、賛成全員で認定すべきものと決定。

議案第84号 「令和4年度笛吹市森林経営管理特別会計歳入歳出決算認定について」、賛成全員で認定すべきものと決定。

議案第85号 「令和4年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について」から議案第93号 「令和4年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について」までの9案については、いずれも賛成全員で認定すべきものと決定。

議案第94号 「令和4年度笛吹市水道事業会計決算認定について」、賛成全員で認定すべきものと決定。

議案第95号 「令和4年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計決算認定について」、賛成全員で認定すべきものと決定。

議案第96号 「令和4年度笛吹市公共下水道事業会計決算認定について」、賛成全員で認定すべきものと決定。

議案第97号 「令和4年度笛吹市簡易水道事業会計決算認定について」、賛成全員で認定すべきものと決定。

議案第102号 「市道廃止について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第103号 「市道認定について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、建設経済常任委員会委員長報告といたします。

○議長（古屋始芳君）

以上で、建設経済常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行います。議案第59号および議案第77号につきましては、

先ほど申し上げたとおりでございます。

議案第63号および議案第65号から議案第76号までを一括議題といたします。  
お諮りします。

本13案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りします。

本13案についての委員長報告は可決です。

本13案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第63号および議案第65号から議案第76号までは、原案のとおり可決されました。

議案第82号および議案第84号から議案第97号までを一括議題といたします。  
お諮りします。

本15案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りします。

本15案についての委員長報告は認定です。

本15案は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第82号および議案第84号から議案第97号までは、原案のとおり認定されました。

議案第102号および議案第103号を議題といたします。

お諮りします。

本2案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りします。

本案についての委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第102号および議案第103号は原案のとおり可決されました。  
以上で、各常任委員会に付託しました議案の採決が終了しました。

これより各常任委員会に分割付託いたしました議案第59号「令和5年度笛吹市一般会計補正予算（第6号）について」を議題といたします。

討論を行います。

はじめに、反対討論を許します。

（ な し ）

次に、賛成討論を許します。

（ な し ）

討論を終結します。

これより、議案第59号の採決を行います。

本案に対する3常任委員会の委員長報告は、すべて可決です。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員です。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に議案第77号「令和4年度笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とし、討論を行います。

はじめに、反対討論を許します。

5番、河野智子君。

○5番議員（河野智子君）

日本共産党の河野智子です。

議長の許可をいただきましたので、議案第77号「令和4年度笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について」の反対討論を行います。

これまで笛吹市は「厳しい財政」と言って、様々なサービスを削ってきました。それに対し、日本共産党議員団は、将来負担比率の分子部分や200億円もの基金残高から、いち早く「笛吹市の財政は健全であり、基金を傷んでいる市民の暮らしや防災などに活用すべきだ。基金残高を類似団体並みに100億円にするとすれば、毎年5億円ずつ20年間基金を活用できる」と提案してきました。

ところで、令和4年度の財政運営は、従来のため込みから、基金を積極的に使い、基金を減らす方向に転換したことにあると思います。

では、基金の動きはどうなっているのでしょうか。一般会計基金の繰入額は41億6,224万円です。一方、積立額はふるさと納税寄附を原資とするまちづくり基金が31億円と急増しているにもかかわらず39億169万円にとどまり、基金残高は差引2億454万円の減となっています。基金を使い、基金を減らす方向に転換したといえます。

しかしながら、市民の暮らしなどに本格的に活用することになっておらず、主に一般財源や起債の代わりに基金を充当するにとどまっています。

もう1つの問題は、基金の運用が十分に精査されているか、次年度以降に影響する基金の運用計画・見込みが適切であるか、ということです。もちろん、私たちも求めてきた、また市民応援になる基金活用があることは評価いたします。例えば、防災備蓄倉庫整備事業、子育て世代住宅取得補助事業、市立保育所完全給食化事業、笛吹市農業塾推進事業、公園維持管理事業、学校トイレ洋式化検討事業、社会教育施設照明・空調設備等更新事業などが挙げられます。ま

た小中学校の計画的な改修が行われ、令和4年度は浅川中学校や御坂中学校の改修が行われました。基金活用以外の施策、すべての市民を対象としたハートフルタウン笛吹商品券事業や、11月から対象年齢を18歳まで拡大した子どもすこやか医療費助成事業は、市民から大変喜ばれました。

基金活用に関して、精査不十分な運用、将来に不安を残す計画としては、Pay Payポイント事業が挙げられます。この事業は私たちも賛成してしまいましたが、令和4年度補正予算で決められたものです。繰越明許で執行は令和5年度になりましたが、公平性および経済効果に関する検討が不十分ではなかったかと考えます。多目的芝生グラウンド整備検討事業は、委託料などで1,400万円が支出されていますが、2月に策定された「基本計画」では、約37億円の事業費の多くを基金に求めています。これが実行されれば、活用できる基金は一気に減ることになります。

これを見ると、やりたいことにはお金に糸目をつけずにやる、ほかに代わりのやり方があったとしても比較・検討はしない、そうした姿勢が強く目につきます。これでは市財政の先行きが心配になります。また、市民の暮らし応援、その他市民の多様な要望に応えられなくなるのではないのでしょうか。

さて、一般会計によって行われた施策や事業には、評価すべきものもいろいろありますが、一方、問題ある施策、やらなくてはならない施策で放置されている事業が数多くあります。

マイナカード事業には、たくさんの労力とお金がつぎ込まれました。本来マイナカード取得は任意のはずです。それを医療保険証と紐づけるなど、実質的な強制であり、個人情報の保護も万全ではありません。

指定管理者制度は、公共性の高い事業も民間に任せてしまうという問題、当初言われていたような財政効果が得られない問題、指定管理者にとっても投資ができず、長期経営戦略が持てないなど様々な問題がありますが、それらの検証は行われていません。検証が行われないうまま、第4保育所の指定管理、春日居東保育所の民営化など、指定管理者制度の推進と民営化が進められています。

下水道延長事業は行き詰まっています。今のペースでは、計画区域全体に延長するには50年以上かかります。個人設置型合併浄化槽事業では、すべての浄化槽が適切に管理されるとは限りません。市町村設置型合併処理浄化槽事業を採用すれば、市および個人の負担は最も少なく、管理が行き届き、また地震等の被害も少なく済みます。本気の検討が必要ではないでしょうか。

支所の機能の一つ、窓口業務が縮小され、本庁まで行かないと手続きができない事態が続いてきました。しかし、ITの発達の中でテレビ電話が普及してきました。支所にテレビ電話用モニターと、書類用モニターの2台を置いて、本庁担当部署につなげば、本庁へ行かなくてもあらゆる手続きが可能になるのではないのでしょうか。

小中学校給食費の完全無償化は、県内27市町村のうち14市町村で実施されていますが、笛吹市は期限付きとなっています。職員の働き方についても、定員適正化として正規職員が減らされ、会計年度任用職員へと置き換えられています。会計年度任用職員は1年更新の不安定な働き方であり、保育士や図書館司書は常勤の仕事でありながら不安定な雇用となっています。女性の多い職場に非正規職員が多いことは男女の賃金格差の要因となっており、処遇改善が必要です。また、保育士に非正規職員が多いのは、いずれ民営化しようとしていることと無関係

ではないと考えます。

これらの事業の改善を求め、反対討論といたします。

○議長（古屋始芳君）

次に、賛成討論を許します。

1 番、岡由子君。

○1 番議員（岡由子君）

笛政クラブの岡由子でございます。

議長の許可をいただきましたので、議案第77号「令和4年度笛吹市一般会計歳入歳出決算認定」について、賛成の立場から討論を行います。

新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、原油価格や物価が高騰し、市民生活にも影響が出始めた令和4年度において、本市では、国や県の支援では届かない、あるいは手厚く支援する必要がある方々に対して、市独自の支援を行うことを基本として、各種事業を実施するとともに、アフターコロナを見据えた積極的な行政運営がなされました。

令和4年度における主な事業のうち、市民の生活を応援するとともに、市内事業者を支援するため、市民全員に1万円分の商品券を配布した「ハートフルタウン笛吹！商品券事業 第2弾」は、市民や事業者に対する支援として非常に有効であったと感じています。

また、市内の小中学校、保育所、幼稚園の給食費の無償化の実施、子どもすこやか医療費および重度心身障害医療費の助成対象年齢の拡大を当初予定よりも開始時期を早めて実施したことなどは、新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中において、子育て世帯への支援として、保護者などに非常に好評でありました。

観光客など人の流れが、感染拡大前の状況に戻りつつある現在の状況を見据え、すずらん群生地駐車場にバイオトイレの設置や、すずらん群生地駐車場までのアクセス道路の拡幅工事を行い、FUJIYAMAツインテラスに訪れる方の利便性向上を図った「新道峠展望台環境整備事業」、さくら温泉通りの桜に55万球のLED電球を用いて約1キロの幻想的なイルミネーションを行った「笛吹みんなの広場及びさくら温泉通り賑わい創出事業」などは、本市の新たな魅力を創出し、地域に活気をもたらす重要事業でありました。

さらに、本市の産業の活性化を目指し、農業の担い手育成を図った「笛吹市農業塾」、安定した就業機会の確保および人口減少対策として取り組んでいる「企業立地の促進」などは、コロナ禍にあっても、本市の産業を基盤から強化するものでした。

令和4年度は、多目的芝生グラウンドについて、市民との意見交換会などを経て、基本計画が策定されました。基本計画により、具体的な整備内容が示されたことで、これまで以上に、市民のスポーツ環境が整備され、健康の増進につながるものと期待できるほか、多目的芝生グラウンドが、本市を知ってもらい、訪れてもらい、魅力的なまちだと感じてもらうきっかけになるものと期待しているところです。

令和4年度の決算においては、自主財源の確保とともに、市内外に笛吹市をPRし、シティプロモーションにもつなげているふるさと納税事業は、寄附額が31億円を超え、ふるさと納税寄附金を積み立てたまちづくり基金の残高は39億円を超えています。

また、まちづくり基金を含む基金残高は、山下市長が就任した平成28年度の決算と令和4年度の決算を比較すると、約31億6,100万円増額し、公営企業会計を含めた市債残高は約122億9,700万円に減少されました。

このように、コロナ禍や物価高騰の状況にあっても市民目線で行われた市独自の様々な支援とともに、一步先、二歩先を見越した市政運営と健全な財政運営ができていることは、山下市長をはじめ職員の皆さまの努力であると感じています。

新型コロナウイルス感染症は完全に収束したわけではありません。また、物価高騰も続いており、まだまだ先が見通せない状況が続いていますが、引き続き、市民のための行政運営に取り組んでいただくことをご期待申し上げまして、令和4年度一般会計決算認定の賛成討論いたします。

○議長（古屋始芳君）

討論を終結します。

これより、議案第77号の採決を行います。

本案に対する3常任委員長の委員長報告は、すべて認定です。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数です。

よって、議案第77号は原案のとおり認定されました。

---

○議長（古屋始芳君）

次に日程第52 請願第2号を議題といたします。

本件については、審査を総務常任委員会に付託いたしました。

審査の結果について、委員長から報告を求めます。

総務常任委員会委員長、荻野謙一君。

荻野謙一君。

○総務常任委員長（荻野謙一君）

本委員会に付託された請願は次のとおり決定したので、会議規則第133条第1項の規定により報告します。

令和5年請願第2号

令和5年9月4日付託

「インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを求める請願書」について、審査にあたり、意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

地方経済、中小企業・小規模事業者へ事務負担など及ぼす影響が大きい。制度開始直前ではあるが、市議会として意見書を提出すべきである。

また、公平な税負担の確保につながる。制度自体は事業者の選択制となっていること。インボイス制度については、政府与党の税制会議等でも様々な声を伝えながら議論をしていたなどのことから市議会として、今後も継続して審議する必要があるとの意見がありました。

採決の結果、採択4名、不採択1名となり、採択すべきものと決定。

以上でございます。

○議長（古屋始芳君）

以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

請願第2号の討論を行います。

はじめに、反対討論を許します。

( な し )

次に、賛成討論を許します。

( な し )

討論を終結します。

これより、請願第2号の採決を行います。

この請願に対する委員長の報告は採択であります。

本件は、この請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

( 起 立 多 数 )

起立多数です。

よって、請願第2号は採決の結果、採択とすることにいたしました。

後ほど日程を追加し、意見書の提出について議題といたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開を午後3時15分といたします。

休憩 午後 2時54分

---

再開 午後 3時15分

○議長（古屋始芳君）

再開いたします。

ただいま、市長より議案1案および同意案件1件が提出されました。

また、会議規則第13条第1項および第2項の規定に基づき、議員より発議1件が提出されました。

お諮りします。

これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布の議事日程のとおり日程を追加いたします。

---

○議長（古屋始芳君）

これより日程第53 議案第104号から日程第54 同意第11号までを一括議題とし、提出議案に対する要旨説明を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

今回、追加提案しました案件について、概要をご説明申し上げます。

提出しました案件は、2件であります。

はじめに、議案第104号「人権擁護委員の候補者の推薦について」は、人権擁護委員1人の任期が、令和6年3月末日をもって満了することに伴い、その候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

候補者は、今泉利恵氏です。



今泉氏は再任であり、任期は令和6年4月1日から3年間です。  
経歴等については、案件の末尾にあります参考資料のとおりです。  
続きまして、同意第11号 「稲山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について」で  
す。

委員の退任に伴い、新たに委員として橋田哲也氏を選任することについて、稲山恩賜県有財  
産保護財産区管理条例第3条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものです。

以上、追加提案しました議案について、ご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（古屋始芳君）

市長の説明が終わりました。

これより日程第53 議案第104号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第104号については、会議規則第36条第3項の規定  
により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第104号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これより、議案第104号の討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結します。

これより、議案第104号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員です。

よって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

次に日程第54 同意第11号 「稲山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について」  
の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております同意第11号については、会議規則第36条第3項の規定に  
より委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、同意第11号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これより、同意第11号の討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結します。

これより、同意第11号の採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員です。

よって、同意第11号は原案のとおり同意することに決定しました。

---

○議長（古屋始芳君）

次に日程第55 発議第5号を議題といたします。

提出者より、提案理由の説明を求めます。

荻野謙一君。

○9番議員（荻野謙一君）

発議第5号

令和5年9月28日 提出

笛吹市議会議長 古屋始芳殿

提出者	笛吹市議会議員	荻野謙一
賛同者	同	中村正彦
同	同	武川則幸

インボイス制度の実施延期を求める意見書の提出について

上記意見書を、笛吹市議会会議規則第13条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

提案理由

10月からのインボイス制度実施は、地域経済の中心を担う中小・小規模事業者にと事務負担の増加を強いるとともに、さらなる地域経済の衰退につながる懸念されます。

住民の暮らし、地域経済、地方行政にも深刻な打撃となるインボイス制度導入の延期を求めるため、本意見書を提出するものである。

意見書につきましては、お手元の議案書のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（古屋始芳君）

お諮りします。

本案については、質疑および会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

よって、発議第5号は質疑および委員会付託を省略することに決定しました。

発議第5号の討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結します。

これより、発議第5号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

( 起 立 多 数 )

起立多数です。

よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

追って、意見書を関係機関に送付いたします。

---

○議長（古屋始芳君）

日程第56 「閉会中の継続審査について」を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長、リニア対策特別委員長より閉会中の継続審査の件が提出されております。

お諮りします。

本件については、お手元に配布したとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、本件については各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査と決しました。

以上で、本定例会に付議された案件は、すべて終了しました。

市長より閉会に際し、あいさつの申し出がありますのでこれを許します。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

令和5年笛吹市議会第3回定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。今議会は、9月4日から本日まで25日間の日程で開催されました。

議員各位におかれましては、慎重なる審議に努めていただき、感謝申し上げます。

令和5年度から令和6年度にかけて、市内の小中学校では、清潔なトイレ環境を整え、児童生徒に快適な教育環境を提供するため、長期休暇などを活用しながら校舎および体育館トイレの洋式化を進めています。

この夏休みには、石和東小学校や石和中学校など7校の校舎のトイレを改修し、児童生徒は、2学期から快適なトイレ環境で学校生活が送れています。

今後は、体育館トイレの改修を進めるとともに、令和6年度の夏休みを利用して、御坂西小学校や春日居中学校など8校のトイレの改修を行い、市内全ての学校のトイレを洋式化をします。

令和5年5月から改修工事を行っている、石和図書館およびスコレーセンターについて、石和図書館は9月22日から、スコレーセンターは10月1日から通常どおりの利用が可能となります。

石和図書館、スコレーセンターともに、空調設備の改修、照明のLED化、トイレの洋式化

により、快適で利用しやすい環境が整いました。

また、石和図書館は、視聴覚ホールの音響設備、スコレーセンターは、集会室の音響や照明などの舞台設備を改修をし、機能の向上が図られましたので、多くの市民の皆さまにご利用いただきたいと思います。

9月24日の閉会式で全日程が終了した「第76回山梨県体育祭り」では、笛吹市が甲府市の37大会連続優勝を阻み、総合順位で念願の初優勝を果たしました。

卓球、ソフトボール、ターゲットバードゴルフは男女ともに、このほか、男子のソフトテニス、野球など、合計13種目で優勝を飾りました。

スポーツが盛んな本市にあって、この総合優勝という結果は、各競技に関わる皆さまを勇気づけるもので、大変喜ばしく思います。

このスポーツの力を最大限生かし、本市の活力につなげていきたいと考えています。

各競技での選手の皆さまの健闘を称えとともに、関係者のご支援、ご協力に感謝を申し上げます。

10月7日から10月29日まで、藤壘の滝・大窪いやしの杜公園では、日没後、「星空ミュージアム」と題したイベントを開催します。

藤壘の滝および公園内の96体の彫刻をライトアップしますので、満天の星空とともに、幻想的な雰囲気をお楽しみください。

10月12日には、市制施行19周年の記念式典を挙ります。

市政の進展にご尽力いただいた市政功績者、公職退任者の皆さまを表彰し、その功績を称えたいと思います。

10月21日からは、各地域で文化祭が開催されます。

10月21日、22日は春日居町、10月28日、29日は石和町と境川町、11月3日は一宮町、11月4日、5日、12月3日は八代町において、文化協会による芸能の発表や作品の展示などが行われます。

なお、御坂町の文化祭は、御坂町生涯学習センター竣工後の、令和6年3月に開催を予定しています。

市民の皆さまの文化、芸術活動の成果をお楽しみください。

11月2日には、令和5年度笛吹市戦没者合同慰霊祭を開催します。

今年度の慰霊祭は、4年ぶりにコロナ禍以前の開催規模として実施をします。議員各位にもご出席をいただき、遺族の方々に寄り添い、戦没者および戦争犠牲者2,045柱のご冥福をお祈りしたいと思います。

11月23日には、山梨県森林公園金川の森で、スポーツ推進委員の皆さまのご協力の下、市民ウォークを開催します。

ウォーキングだけでなく輪投げなどの軽スポーツも楽しむことができますので、大勢の市民の皆さまにスポーツに親しんでいただきたいと思います。

結びに、今年の夏は、過去最高ともいえる暑さで、山梨県の猛暑日は34日を数えました。9月に入ってから厳しい暑さが続いていたところですが、彼岸を過ぎ、日中の暑さもだいぶ和らぎ、いよいよ本格的な秋を迎えます。

議員各位におかれましては、健康にご留意の上、ますますご活躍されますことを祈念し、閉会のあいさつといたします。

誠にありがとうございました。

○議長（古屋始芳君）

以上をもちまして、令和5年笛吹市議会第3回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

---

閉会 午後 3時32分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

笛吹市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	荻野重行
議会書記	宮澤まな美
議会書記	古屋幹仁